

地域で共に暮らす 障害者の生き方を求めて



小規模通所授産施設「ぞうさん」にて

大きな通りを曲がって細い路地に入ると
グレー壁にかわいい手づくり看板が掛かる
小さな家があった。ここが、社会福祉法人
「あおぞら共生会」の本部、特定非営利活
動法人（以下「NPO法人」）「サポートセ
ンターあおぞらの街」の活動拠点である。
川崎区内で、障害者の地域社会における自
立を目指し、知的障害者のための地域作業
所・小規模通所授産施設（まー）・グルー
プホームなどの事業を行い、さらに、障害を
持つ人達が必要な時に必要な支援を気軽に
利用できる「地域生活支援システム」の構
築のために活動を続けている。

私たちは社会福祉法人「あおぞら共生
会」・NPO法人「サポートセンターあ
おぞらの街」理事の石川泰次氏、職員の西巻
奈美氏にお会いして話を聞き、事業所を訪
れた。
誰にでも、発達成長の過程で自立に適当
な時期がある。意思を持ち意欲を発し、や
りたいという気持ちの中でさまざまな可能
性が開かれるときである。ただ、知的障害
者は、家や施設の保護された空間で過ごす
ことが多く、その機会を失いがちである。

「知的障害者を閉って守るのでなく、いろ
んな人とのたくさん小さな関わりで生活
を支えていく。どんな障害があろうとも、
『生活する場』・『働く場』・『余暇を楽
しむ場』、この三つがあれば親と離れてい
ても住みなれた地域で自立して生きていけ
る。これがあおぞら共生会の基本です。」と
石川氏。「あおぞら共生会」は、これらの
場をグループホーム・作業所/授産施設・
サポートセンターという形で提供している。
広がる活動「ボランティアから
NPO法人・社会福祉法人」へ

昭和四七年、石川氏を含めた障害を持つ
子の親たちが集まり、「今後、我が子をど
のように育てたらよいか」と地域訓練会
「ひまわりの父母会」の運営を開始したの
が活動のはじまりだ。その後、子供の成長
とともに「障害者の就労」の問題に直面す
る。平成元年、支援者のつながりで八百屋
の仕事の話があったのを機に、障害者地域
作業所「あおぞらハウス」を開設し、並行
して作業所の運営支援及び通所者への地域
就労をサポートするためのボランティア

グループ「あおぞら共生会」をスタートさせ
た。さらに、平成三年には住みなれた地域
で自立した生活を目指し「グループホーム
あおぞら」を設立。また、既設の作業所が
手狭になったことと、作業の幅を広げるた
め、あおぞら第二作業所「ぞうさん」を設
立（平成七年）、さらに自閉的傾向を持つ
障害者を中心とした「グループホーム ウ
イズ」の開設（平成九年）と、活動は広が
ってきた。そして、同年、地域で生活した
いと願う障害者本人及び家族の多様なニ
ーズに答え、地域作業所・グループホーム・
余暇活動・地域生活支援等の活動をさらに
地域の中に広げ、誰もが利用できるサービ
スを提供するために「サポートセンターあ
おぞらの街」を開設した。サポートセンタ
ーは平成一二年五月、障害者・親・職員の
モチベーションを高め責任を持って活動を
行うために、NPO法人の認証を受け、生
活支援サービス・ナイトサービス・余暇活
動などを充実させてきている。さらに、平
成一三年には運営の基盤を安定させ、将来
にわたり障害を持つ人の生活を支えていく
ために「社会福祉法人あおぞら共生会」小

規模通所授産施設ぞうさん（以下「あおぞ
ら」）の申請を行い、川崎市より設立が認
可され現在に至る。
活動への想い
く西巻氏へのインタビューより
「あおぞら」の事業には、就労もあるし、
地域支援もあるが、就労と一言でいっても
仕事さえできればそれで全てよいというこ
とではない。どんなに仕事ができても生活
の面で支援が必要な方もいるし、家事はで
きても自分の時間をうまく過ごせない方も
いる。要するに、これからずっと生きてい
くための「大変な部分」、「足りない部分」
を色々な形でフォローしていくことなので
ある。
基本的には、障害のある人を一カ所に集
めて閉んで守るということではなく、生活
していく中で誰もが直面するリスクを「楽
しんだりスリルを味わったりすることが当
たり前に感じて生きていけるように」と考
えて活動を行っている。
だから、何か一つ施設があれば良いとい
うことではなく、小さくても色々な場と多
様なサポート体制をつくることで、一人の
人も多面から支えられることを目指して、
現在の「あおぞら」の形ができたのである。
「地域で共に生きる」

グループホームでは、言葉が出ないなど
重度の障害を持つ人も、他者に理解しても
らう必要性があるため、「伝えようとする
こと」で「積極性が増すなど変化がみられて
いる。家族の間では難しい成長と自己実現
が他者との関係性の中で達成されていくの
である。



サポートセンター外観（一戸建の住宅を利用）

作業所／授産施設は、単に労働の場ではなく、ここを中心に地域に出ていくという、社会生活の拠点にもなっている。作業所に来てから文房具店に働きに出たり、八百屋の配達にいたりしている。それぞれの人があつた仕事をあつたペースでできるようになっている。

レクリエーションも定期的に行っており、週に一回は散歩やスポーツ、年に一回は所員が企画して一泊旅行に行っている。一泊だけの旅行だが、共に働くメンバーがそろって遊びに出かける機会なので、皆とても楽しみにしているという。

利用者も自分の子どもたちだけではない。地域で場所を必要としている人たちも受け入れている。作業所では地理的に隣接する横浜市鶴見区からも人を受け入れている。行政区を超えた、住む人にとっての本当の意味での地域である。行政からの支援には市民何人が必要という縛りはあるが、親が安心して、本人が生き生きと生活できる、



地域作業所「あおぞらハウス」にて無農薬商品を販売

このような場所が自転車で行けるような身近にあることが本当の生活支援であると感じた。

「あおぞら」の挑戦

地域作業所開設後は、「自由にやりたいなら出ていって」と行政の施設から立ち退きを余儀なくされ、市からのホームヘルプサービス受託には実績・法人資格が必要といわれ、二年間持ち出しで実績をつかった。社会的立場を明確にするためにNPO法人となり、多くの相談事業・生活支援事業を提供しているが、利用希望者が多く、法人も親も持ち出しがあり、懸命な努力で事業を支えている状態で、運営は楽ではない。NPO法人というだけでは「税金は取られるが何ら活動の援助がない」というのが現状で、各事業も平成一五年度からは社会福祉法人として一本化していこうと考えている。NPO法人をやめるのはもったいないという声もあるが、コスト削減の意味もある。

り、また社会福祉法人と付くと簡単にはやめられないし、責任がある、そのような新たな出発でさらに頑張る気持ちが出てくるそうだ。

尽きぬ課題

行政に先駆けて地域の必要性を感じ、痛みを伴いながらも工夫し革新的に実現してきた「あおぞら」に、今後の活動における課題、及び望むべき行政の支援についてたずねた。

「ホームヘルプ事業では補えない部分（外出・余暇・通学通所の送迎等）に対する本人・家族のニーズが高いため、委託外事業として独自のレスバイトサービスを行っています。市町村によっては、このようなレスバイト的な単独事業を行っています。川崎市は実施していません。だからといってやらないわけにはいきません。市には是非この事業を行ってほしい。あまり知られていない、障害者のヘルパーの育成も必要です。しかし、「どういう仕事か分からないし、不安もある」という認識の中でなかなかヘルパー資格を持った方につなげていくのが難しい（支援費制度になると、資格がないとできないが）。四・五〇代のヘルパーの方では多動で若い方の支援、特に外出支援を行いきれていない場合があり、こうしたヘルパー資格について行政の広報や研修などの対応が必要です。さらに、来年から全ての法人施設に相談支援事業（施設型）が委託され、一人ずつ相談支援員が配属されることについては、「施設内の相談を受けるのは当たり前だが、相談ができ、レスバイトやヘルパー派遣もでき、内部にいない悩みも対応できなければ相談支援

といえない。悩みをきちんと受け止め、サービスを提供できないと本当の解決につながらない」と、むしろ区内に二、三ヶ所、自転車で行ける距離に、性差ある悩みにも対応できるよう男女一人ずつ計二名体制の相談できる場所があるとよいと提案する。今後の支援費制度（注2）については、「利用者主体の契約によるサービスが提供されるといわれていますが、実質的には選択できる幅がとも限られ、併用できないサービスもあります。導入の理由は論理的にはわかりませんが、通所施設に席があっても毎日通えない人もいるのが現状で、『デイサービスを一泊だけ使いたい』、『昼間だけヘルパーを使いたい』等の要望への弾力的な対応が不可欠です」とヘルパー制度の逆戻りに危機感を訴えている。

おわりに

たしかに、現時点では、障害者福祉の制度は十分進んでいるとはいえない。支援費制度についても、実際、どれほど効果を発揮するか現段階ではわからない面もある。様々な利用者のニーズにあつた施設やサービスをつくっていくことも今後の課題である。だが、現時点で決定されている内容も、制度を適用していくうえで、不具合が生じれば改善されていくであろうし、利用者のニーズにあつたサービスが受けられるよう、十分な施設・情報の提供・相談の体制が整えられたとき、利用者本位である支援費制度は現行制度に比べより良い制度になるであろう。

真の意味で、障害者の自己実現を目指すうえで、あおぞら共生会のような民間支援団体は、これまで以上に重要な役割を担う

精神障害者 地域福祉作業所「サボン草作業所」

環境と人間が響きあう川崎へ



であろう。また、これらの先駆者達からのメッセージを独自にどう実現していけるかは、今後の川崎市の挑戦でもある。

（健康福祉局精神保健課 神庭 政、川崎区役所長寿支援課 斗南仁子）

注1 平成二二年に行われた社会福祉関係法規の改正により「政令で定めるものについては、利用者が二〇人未満でも一〇人以上であれば社会福祉事業に含まれる」とされ、さらに法人の資産要件についても「基本財産については、原則として、施設用不動産のすべてについて所有権を有していること」但し、「一〇〇万円以上に相当する資産（現金・預金・確実な有価証券又は不動産に限る）を有している場合は、施設用不動産について国若しくは地方自治体から貸

与若しくは使用許可、又は国若しくは地方自治体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと」と大幅に緩和された。これにともない、平成一三年一二月に法人格を取得したのが「社会福祉法人あおぞら共生会 小規模通所授産施設ぞうさん」である。小規模通所授産施設の創設は、これまでの作業所の活動の内容が積極的評価を受け、今後の社会福祉の重要な担い手であることを法律によって保障しようとするものである。

注2 従来の「措置制度」では、行政がサービスの利用者特定し、サービス内容を決定する制度であったが、平成一五年四月からスタートする「支援費制度」では、利用者である障害者本人が事業者との対等な関係に基づき、自らサービス提供者を自由に選択し契約することによってサービスの提供を受けることになる。この制度の中で、行政は、事業者・施設の指定及び指導・監督を行うとともに、障害者に対する支援

体制の整備に努め、サービス提供事業者・施設は常に利用者の立場にたつて、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供することに努めることになる。また、利用者が自由選択・自由契約することにより、事業者・施設間で競争原理が働き利用者本位のサービスの質の向上が期待される。この制度の開始により、障害者個人の尊厳を重視した新しい福祉サービス利用制度が期待される。

〈連絡先〉

社会福祉法人あおぞら共生会事務局
川崎区元木二一四一九
電話・FAX 〇四四一三三八七三六三

川崎区扇町、迷路のような工場街の片隅に、精神障害者の地域福祉作業所「サボン草作業所」がある。心の病を経験したために、生活上さまざまな困難や不利を感じている人たちが、仲間とふれあい、助け合い、励ましあいながら、廃食油の回収・石けんづくり・レクリエーションの参加を通して本当の自分らしさや生きがいを見つげるために集うことを目的としたこの作業所に、現在一六人の障害者が通所している。「株川崎市民石けんプラント」を立ち上げ、「サボン草作業所」を開設して一〇年目になる。ワーカーズ・コレクティブ「サボン草」(注1)

代表の薄木かよ子さんからお話を伺った。石けん工場立ち上げから作業所設立へ

一九八〇年代に琵琶湖の水質汚染への問題意識から生まれた全国的な石けん運動(注2)を契機に、川崎市内でも廃食油から環境に優しい石けんをつくる工場建設へと運動が広がった。そのような中、市民や生協、労働組合等からの出資に借入金を加え、一九八九年一月、川崎市民による石けん工場「株川崎市民石けんプラント」が設立されたのはじまりである。社会に認められ、たくさんの人に参加し

てもらえるようにと、株式会社という形態にしたこの工場はワーカーズ・コレクティブ「サボン草」の七人の女性が共同で経営している(注3)。合成洗剤を使うことで環境に対して加害者になっていると気づいた家庭の主婦が石けん会社をつくったのである。「その当時はNPO法人(特定非営利活動法人)はなかったこともあり、信頼される形で事業をしよう」と株式会社になったんです」と話す薄木さんは、「利潤追求は目的ではないんですが」と、笑う。現在も発足当時の七人全員が経営責任を持ち、薄木さんが三代目の代表である。



石けん工場

工場用地は川崎市からの賃貸、設備は㈱太陽油脂の古い機械を譲り受け、同社OBの技術協力を受けながらの事業開始であった。素人が石けん作りを始め、製品として世に出すまでには、さまざまな努力や苦労があったようである。現在は、原料となる廃食油を、学校給食やレストラン・一般家庭などから年間ドラム缶二五本(四万五千リットル)回収するまでになり、年平均六〇トンの石けんを製造している。

この石けん工場の理念として以下の四項目がある。

- ①せつけん使用の普及を通して生活環境の向上を図る
- ②廃食油のリサイクルを図る
- ③市民資本による事業の展開を図る
- ④工場運営はワーカーズ・コレクティブと障害者が協力して行う

当初は、ハンディキャップを持った人と一緒に働ける職場でありたいという思いで、知的障害者とアルコール依存症の方二人と共働していたが、一九九〇年に川崎保



回収した廃食油の詰め替え作業・こちら側を向いて立っているのが代表者薄木さん

つた人とともに働いてきた「サボン草」には、障害者を普通の市民として受け入れてきた歴史が感じられる。「同じ働く仲間としていたたまれない」と自分たちと同様の賃金形態（時給制 五〇〇円/時）を導入したのもその一つである。「働く喜びを感じられる賃金を支払っていききたい」と、経営の許す限りの額を全員で分配する形とした。現在では「ずっと同じ賃金ではやる気が起きない」等の通所者の声をふまえ、経験に応じて時給五〇〇円から七九〇円まで差をつけている。

通所者は月曜日、木曜日のうち三日を選んで働き、金曜日に話し合いやレクリエーションに参加している。「きちんと賃金を払う」ということが、「健常の人と同様の」当たり前の生活」につながっていくとの考えを基本に「サボン草作業所」は運営されている。

健所から職親制度の依頼があり、紹介された人を受け入れたのが精神障害者との関りのきっかけだった。当時、精神障害者に接した経験のあるメンバーはおらず、最初は、はれものに触るように手探りで、だが次第に精神障害者の生活が少しずつわかるようになった。薬の影響もあり疲れやすいようになつた。薬の影響もあり疲れやすいこと、がんばりすぎると無理がくること、仕事の割りふりに配慮が必要なこと、安心できる場所が必要なこと、等々。一〇年余の時間をかけ、「できることを自由にやってみよう」と少しずつ共働を実践してきている。一九九三年にはその実績を認められ、川崎市から精神障害者の地域福祉作業所の認可を受け「サボン草作業所」を設立した。薄木さんは「作業所の設立によって、通所者の喜ぶ姿や成長でこちらも励まされ、石けん工場の継続への力になつてい

「サボン草作業所」の特色

工場設立当時からハンディキャップを持

る。川崎駅から「サボン草作業所」までは、バスで扇町の三菱石油前を出てから、徒歩一五分の道のりである。決して楽な通勤ではない。しかし、通所者は当たり前の生活として、バスと徒歩、自転車やバイクなど自力で通勤している。昼食は各自出勤途中にお弁当を購入し、サボン草メンバーがバランスを考えて暖かい汁ものを三〇〇円で提供しているだけである。当たり前のこととして、それぞれが自分の食べたいものを購入している。レクリエーションも通所者みずから積み立てをし、去年は、はじめて北海道に二泊三日の旅行に行った。今年も沖繩を目ざして月三、〇〇〇円を積み立て中である。

外の社会から障害者を囲い守るのではな

く、参加者として主体的に生活できるようにという視点が「サボン草作業所」で育まれている。

今後の課題・行政への要望

「これからは通所者が作業行程ごとに責任をもち、その経験から自信がつくように接していきたい」と薄木さんは言う。すでに「サボン草」メンバーには、作業所の設立をきっかけに精神保健福祉士の資格者も誕生し、指導員の退職にあわせ、精神保健福祉士の専門資格の活用も考えている。しかし景気の低迷により石けんの売り上げが横ばいで、どのように石けんの需要を伸ばすかが課題である。また、環境や福祉など多くの領域にまたがるため関連行政機関が多く、支援を求めると行政間の壁も厚い。当初必要に応じて株式会社形態で設立したものの、NPO法が施行された現在、どのような形態で運営していくかの検討も必要と感じている。

社会復帰を目標とする通所者が「サボン草作業所」に増えているなか、「サボン草作業所」後の受け皿があまりにも少ないこと、行き場がなく落ち込んでしまつていくという現状もある。力をつけ、労働意欲もある通所者が、ほかの場所では賃金や待遇がおりあわず、一般就労では人間関係で燃え尽き、夢がかなわず不安定になる人もいっている。社会への受け皿の問題は、「サボン草作業所」に限らず、社会全体の課題であろう。

取材を終えて

精神障害者の施設は親などの血縁者や、医療・福祉関係の援助職が発足や運営に関

わることが多いように思うが、今回取材した「サボン草作業所」はリサイクル活動のワーカーズ・コレクティブが精神障害者の作業所を運営している例である。既存の福祉の発想にとらわれず、普通の生活者として、障害や病気をもち人の生活を考えたい。住みよい社会にしようという環境面の活動と福祉面の活動が結実し、共創的の市民福祉社会への資源になつていと感じる。また、石けんの購入を通して、多くの市民が環境と福祉のまちづくりをささえ、石けんの販売で得た利益を精神障害者の賃金に還元するという、経済活動にも即したこのかたちは、広い意味でのコミュニティビジネスといえるのではないだろうか。

多分野にまたがる市民の活動がますます活発になり、市民それぞれがともに支えあい、みずからのまちづくりに主体的にかかわる成熟した市民社会へむけて、行政も既存の枠組みを越えた働きかけや支援が求められていると感じた。

（川崎区役所保健所田島健康プラランチ 山田恵実子）

注1 ワーカーズ・コレクティブ「サボン草」は川崎市民石けんプラントの工場運営を行っている。

注2 合成洗剤ではなく、環境にやさしい石けんを生活の中で使おうという消費者運動

注3 ワーカーズ・コレクティブとは、住民が生活者の視点から地域に必要な「もの」や「サービス」を事業化し、自ら出資し、経営し、労働になら働き方を言う（川崎市民石けんプラントパンフレットより）

〈連絡先〉

サボン草作業所
川崎区扇町六一八
電話・FAX〇四四—三四四—四二一〇
川崎市民石けんプラント
電話・FAX〇四四—三四四—三八七五

心の病をもつ人々と 共に生きる社会を



精神保健ボランティアグループのはじまり

我々は、現代社会において、ストレスを感じるが多々ある。小さな悩みが蓄積され、心を病むということは、誰にでも起こりうることだろう。

「フレンド'93」は、幸区内の作業所や保



健所、デイケアなどを通して、心の病をもつ人々との交流を深めている精神保健のボランティアグループである。他人事では片づけられないと熱い想いをもち、精神障害を持つ人と共に生きたい、そんな願いを込めてボランティア活動がはじまった。

そんな理念を持って活動してきている発起人の方々四名と当事者の方々に、交流の場として開かれている「ティーサロン」に参加しながら話を伺った。

心の病を持つ人々とともに

一九九三年、幸保健所と幸区社会福祉協議会の主催により、「第一回幸区こころの健康ボランティア講座」が開催された。この時の受講修了者の有志が集まって設立されたのが「フレンド'93」である。

心の病を持つ人々と「共に」活動することと、「共に」に高め合いながら、「共に」生きる地域社会を創り出すことができればという願いを込めて、交流と学習をテーマに、既に一〇年目の活動を迎えている。

お互いを認めることからはじまる

活動拠点がなく、福祉バルさいわい等、地域の協力を得て場所の確保をしている。

開催場所は定まっていないが、毎月第二水曜日を会の定例会と決め、有意義なボランティア活動の発展のための学習会を定期的に開催している。新年度がはじまる一月には、助成金と年会費でまかなっている財源的な部分の会計報告や役員選出等、会の運営等も話し合う。定例会の他、作業所の活動への参加、バザーの準備や当日の手伝い等、当事者の方々と関わる幅広い活動が行われている。そして、大イベントが、町内回覧や市政だよりにも開催案内を掲載し、「フレンド'93」も実行委員として参加している「こころの健康ボランティア講座」である。そして、幸区内の精神保健福祉団体などが集まる「幸ヒューマンネットワーク」の協力団体としても活動を展開している。

また、毎月一回、第四土曜日の午後、コミュニティ・プラザみゆきにてティーサロンを開いている。当事者一〇〜一五名と「フレンド'93」の計二〇名程度が、お茶を飲み、お菓子を食べ、楽しいおしゃべりを交わしている。この活動は、一九九七年五

月からはじまり、憩いの場として集まりが良いため、これまで存続してきた。昨年の五月より開催場所を変更したことにより喫煙場所も設けられ、のんびりとした時間を過ごすことができている。五年という経過があるのも、このような場で当事者の方々がそれぞれを必要と思えること、有意義な時間だと感じることができているからであろう。「フレンド'93」の誠心誠意が通じているという現れだと感じた。

しかし、会員の高齢化が進み、活動に制限があるのも事実である。毎年一〇月〜一二月の間で計五〜六回のボランティア講座を開催し、受講者は少なくないのだが、実際に活動へ参加しているメンバーは変わらない。受講者の中には、身内に精神障害を持つ家族があったり、近隣に障害をもつ人がいたり受講者自身に対象者が決まっていることがその後の活動につながる要因でもあるという。我が家の救済処置を望むばかりに広い目を持っていないこと。そして、治してあげたいという強い気持ちで臨んでしまうこと。素人目からすれば当然と思いがちだが、これでは本人のためにならないのだという。人と人との関わり合いを大切にしていくこと。それが心の病を持つ者への一番良い対応の仕方だという。「精神保健ボランティアグループの良さは、相手に踏み込みすぎないことが、お互いを認めることにつながるのではないか」、そのように「フレンド'93」のメンバーは話す。明らかに、「治してあげなきゃ」という精神では、当事者の心は見えてこないであろう。

当事者によりそって

区保健所のデイケアや、外出プログラム、病院への面会等を利用して活動を広げているが、事務所的な活動拠点がないことが問題としてあがった。そのために、現在でも会としての連絡方法が不安定なままとなっている。

また、人的資源を増やしたいということ。ただ、誰でもというわけでなく「フレンド'93」の活動理念を共有できる協力者の参加を望んでいる。

そして、これからも当事者との関わりを楽しみながら、ずっと続けていきたいと笑顔で話していた。

取材を通じて

各地区で行われている市民による福祉サービスは、地域に根ざしており、個別二

ズに柔軟に対応した個人密着型であることに驚かされた。そして様々な活動の制約を市民活動の場で具体的にどう対処しているのか、こうして現場に伺うことで、我々には見えていなかった部分に気づかされた。

「共創的市民福祉社会」の構築のためにも、こういった現状の把握と、これから何を必要とするのか、市民の目になってみることが肝心なのではないか。行財政改革が進むことによって、より当事者や市民活動団体が活動しやすくなることを望む。そして、行政と市民活動団体のお互いの情報交換ができる体制を整える必要があると考え。そうしたことで、それぞれの立場の中で、これまで以上のニーズに応えることができるのではないか。

最後に、今回の取材を通して、精神障害

者を支援する現場のひとつが、ボランティア個人の献身的な努力によって支えられていることをあらためて知ることができた。こうしたある意味では個人の犠牲の上に成り立つような社会ではなく、しくみとしてサービスの提供が多様な主体によって担われ、誰もがあたりまえに地域で暮らしているような社会を築いていくことが必要なのではないかと感じた。

(健康福祉局児童部児童保健福祉課 押部麻紀)

〈連絡先〉

フレンド'93代表者 小島真理子

お問い合わせは、

幸区保健福祉センター 障害支援担当

(〇四四―五五六―六六五四)まで



第2おかし工房しいの実にて

「共同作業所」では、さおり織りによるマフラーや小物入れなどを製作している。最初に見学した「おかし工房」「第二おかし工房」では、各人がクッキーの形抜きや袋詰めなどの役割を分担して共同で作業を行っていた。「おかし工房しいの実」施設長の野村喜代美氏は、「明るく楽しくをモットーに、短所を直すのではなく長所を伸ばすという方針のもとに指導を行っている」と話されていた。

次に見学した「共同作業所」では、それぞれがはた織り機に向かい作業を行っていた。こちらでは、無理に作業をさせるのではなく利用者それぞれの状況に合わせて作業指導を行っているとのことだ。

いずれの作業所でも作業指導のほかに、定期的に廃品回収やコースの指導、利用者の健康管理などを行っている。また、地域でバザー等の催しが開かれる場合には、積極的に出店するようにしているそうだ。

なお、利用者が製造・販売した収益については利用者に工賃として支給されているが、現状では十分な金額が支給できていないため、販路の開拓や新製品の開発によって売上げを伸ばし、利用者への支給額をいかに増やしていくかが今後の課題であると高橋氏はいう。

地域活動グループ活動の開始から 社会福祉法人設立まで

「しいの実会」は、昭和六二年四月、「しいの木学園」の卒業生の保護者たちが、卒業生の社会参加の機会をつくるため宮前区に知的障害者グループホーム「しいの実生活ホーム」(現在の「しいの実グループホーム」)を設立し、自主的な地域活動グルー

4 ☆障害者 中原区

「社会福祉法人 しいの実会」

さおり織りに深く地域の中へ 支えあい解決していく仕組みづくりをめざして

社会福祉法人「しいの実会」は、中原区

で知的障害者の社会参加の機会を得るために作業訓練や生活指導を行う「知的障害者小規模通所授産施設」、「障害者地域作業所」を運営し、宮前区では居住の場を提供し社会的自立を促進するため世話人が必要な援助を行う「知的障害者グループホーム」を

運営している。

今回の取材では、中原区内の三施設で実際の作業現場を見学させていただいた後、社会福祉法人「しいの実会」理事長高橋嘉彦氏に話を伺った。

長所を伸ばし、個人にあわせた 作業所での活動

「おかし工房しいの実」は、無添加で手作りのクッキーやシフォンケーキを製造、「第二おかし工房しいの実」において袋詰めを行い、店頭で販売している。「しいの

障害(害)の有無にかかわらず、 地域の中で 「あたりまえの生活」をめざす



なごみ福祉会は、知的障害児を中心として、多摩区内を中心に保育園・学童ホーム・授産施設「多摩川あゆ工房」・グループホーム・地域作業所・ファミリースポーツ事業・喫茶・配食サービスなど様々な事業を展開している社会福祉法人である。今回なごみ福祉会の理事である北川千鶴子氏に、話を伺った。



通常のアパートの中にあるグループホーム

知的障害者の遊び場を地域に
事業立ち上げのきっかけと拡大

上記の幅広い事業のきっかけは、「地域の中に遊び場をつくらう」をモットーに、有志が集まって昭和四八年に無認可の幼児通園施設「なごみ園」をたちあげたことである。北川氏は昭和四九年にボランティアとして参加して以来、「断らない」「待たせない」を信条に、精力的に活動を続けている。現在に至るまで何度もやめようと思っただが、当事者・家族の思いに支えられ、その結果が現在の事業につながっている。

昭和五六年に社会福祉法人の認可を受け、昭和五七年には療育支援事業のさきがけとなる「親と子の寺子屋でんでん虫の家」の活動を開始。活動のモットーはいつも「地域の中であたりまえの生活」であり、昭和六二年に地域作業所、昭和六三年には障害者の生活の場を生田地区に求めて、生活ホーム(グループホーム)、それ以降も本人の生活を支えるためには、親がゆつくりできないといけない、レスパイトサービスであるファミリースポーツをたちあげてい

る。平成六年には、知的障害者授産施設「多摩川あゆ工房」という立派な施設が完成し、それまでかかえていた赤字を解消できるところになっていった(組織図参照)。

しかし事業の経営状況は厳しく、特に配食サービスにおける負担が大きいと話す。配食サービスは、地域の人達から障害者が「ありがとう」といってもらえる機会をつくるため、障害者の母親達が調理を担当し、障害者が配食するという形態をとって開始した。配食サービスの厨房は、障害者と地域の交流を目的とした喫茶店内にある。市の補助単価が一食六〇〇円だったものが、平成一二年四月立ち上げ当初に、四〇〇円に切り下げられた。手づくりの配食を維持しサービスの内容を変えなかつたため、現在は累積で一、二〇〇万円の赤字が生じている。今後は赤字解消のため、配食サービスの見直しを余儀なくされている状況下であり、こういう事業に与える市の補助金額の影響は大きいといわざるをえない。

地域の中で当たり前前の生活を
グループホームを見学して

さて「地域の中であたりまえの生活を」を具体化している顕著なものが、グループホームであろう。グループホームとは、住み慣れた町で数人(四名以上が一単位)の知的障害者が世話人とともに生活する家のことである。現在なごみ福祉会では、グループホームを生活ホームという名称で呼び、知的障害者生活ホームを五箇所、精神障害者生活ホームを一箇所運営している。生活ホーム担当職員は志村氏に同行し、生活ホームを三箇所見学させてもらった。生活ホームの定員は各四〜五名で、現在満杯とのこと。そして二〇名程度の待機者がおり、障害者および家族にとって生活ホームに対するニーズは高いと感じた。今年四月から新たに、一箇所生活ホームをたちあげる予定になっているとのことだった。

生活ホームの入居者は、日中は一般就労や福祉的就労の職につき、見学時は皆不在だった。生活ホームにいる時は、世話人と呼ばれる職員が食事の世話や生活支援を行っている。入居者によっては、夜中に外出して迷子になったり警察に保護されることもあるとのこと。所在が確認できない場合は、警察・消防と連絡協力体制をとり、三時間以内には何らかの対応がとれるようになっていた。さらに近所に住む入居者のことを気にかけており、夜遅くに見かけたときは気軽に声をかけ、見守ってくれていると志村氏は話す。

ここに至るまでに苦労は多かったようだ。障害者の施設建設にあたっては、近所の住民から反対の声があることはよく聞く話である。北川氏も生活ホーム立ち上げのころは、不動産屋から手ごるな物件を借りるまで困難だったと話す。幸い地主である大

家さんの理解と協力が得られ、現在の数にまで生活ホームをふやすことができた。見学した生活ホームは、畑が残るのどかな所に建つマンションの一室を借りており、何ヶ所かに分かれてあった。特に看板がでていないわけでもなく、一般の住人の居住空間と何ら変わりはない。自分達の住む地域の清掃活動やお祭りなど、地域の行事にも積極的に参加しているとのこと。それでも障害者に対する偏見はいまだに根深く、障害者を支える側としては障害者が地域であたりまえに生活していくことの必要性を、地域の人達に機会を一つ一つとらえて地道に理解してもらおうことしかないと話していた。

障害があってもあたりまえの生活をしたと誰もが思っている。生活ホームの入居者は、誰も以前の施設や病院にもどりたいとはいわないという。自分の住まいがあり、働いて収入を得るといふあたりまえの生活。この不景気の中で就労先を確保していくことは厳しいと予想されるが、障害者が関係者のサポートを得ながら自立の道を歩んでいくことは、地域福祉を考える大きなキーワードになると思われる。

トラブルをきつかけとした相互理解
障害者と住民の接点を求めて

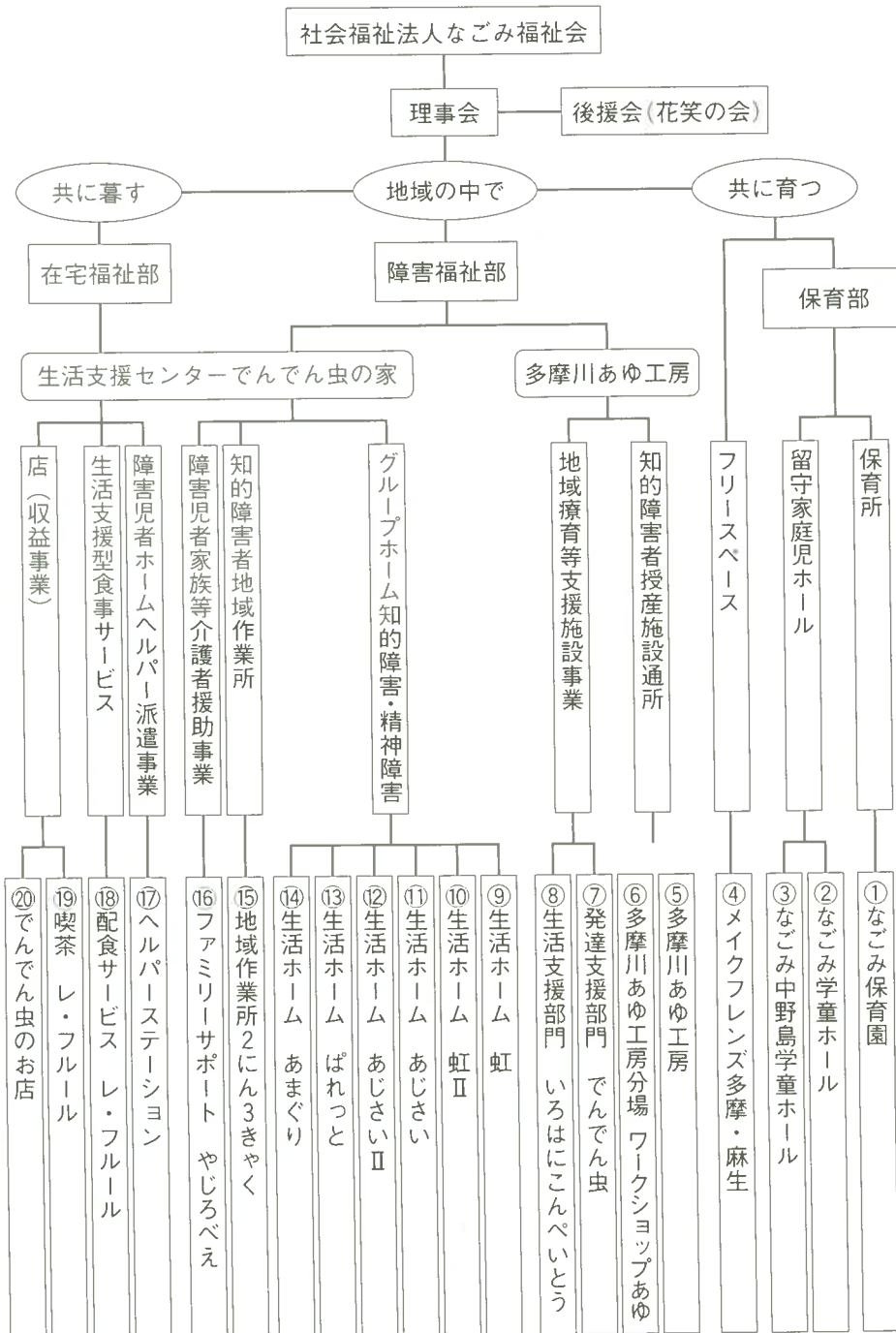
北川氏は、今後は障害者が入所施設ではなく「地域の中であたり前の生活」ができる環境づくり、つまり脱施設化の実現にむけてさらなる行動をおこしていきたいと意欲的に語った。現実には障害者が地域の中で生活すると、様々なトラブルが起こってくる。このトラブルこそが障害者と住民との接点であり、ここをきつかけとしお互い

の理解の第一歩がはじまる。その接点を大事にしていきたいとも語った。「多摩川あゆ工房」のような立派な建物をつくること、逆に住民との接点をなくしつつあり、立派な建物より多少不便さのある建物の方がよいと語ったことが私には印象的だった。行政としては、当事者その家族の生の声を聞くことはもちろん、そういう人達を支えている関係者および地域住民の声にも真摯

に耳を傾け、まず対話をしていくことが地域福祉の推進に必要なことではないかと、今回の取材を通して感じた。
(多摩区役所保健所健康課主任 瀧真由美)

〈連絡先〉
なごみ福祉会喫茶部レフレール
電話〇四四一九七六一八七三二

なごみ福祉会組織図



平成14年8月1日現在

独自性を発揮して進化する 障害者地域作業所



映像工房へりは、小田急線百合ヶ丘駅から歩いて三分のところに立地するマンション内で運営されている。ここは、障害者地域作業所で、行政や福祉関係団体から依頼される会議等の録音テープの文章化や報告書の作成、点字に関する作業などを主な活

動内容としている。

二月中旬、ほんのりと暖かさを感じる昼下がり、「川崎市障害者地域作業所連絡協議会」の会長も務められている映像工房へりの小島正志氏からお話を伺った。

活動概要はパソコン・ソフトを駆使して、視覚障害者の入力作業をスムーズに

もともとは「スタジオ・へり」というホスター、イラストや写真などを扱う営業を目的とした広報関係のお店であったことから、「映像工房」とのネーミングとなったが、障害者地域作業所としての設立は平成三年で、まる二一年が経過した。

活動内容としては、福祉関係の会議のテープ起こしや、作成した会議録をもとにした報告書の作成のほか、行政資料の点字出版など点字に関する作業も行っている。

福祉以外の分野で専門用語が頻繁に使われている会議等は厳しいが、通常の会議であれば、作業期間の目安として二時間の録音テープを二週間ぐらいで文章化する。料金的には、二時間テープを二万円程度で引き受けている。作業発注の得意先としては、神奈川県、横浜市や川崎市といった行政組織、社会福祉協議会や民生委員のほか、地域の障害者や高齢者関係の団体などで、平成一四年度における売上は約三七〇万円で、年々増えている状況である。現在、へりで

就労・活動されている利用者数は一一名（男性七、女性四）で、平均年齢四五歳となっているが、県全体の地域作業所では五〇歳代で、高齢化が地域作業所全体を通じての課題にもなっている。

各種のパソコン・ソフトの活用により視覚障害の方が作業に従事されているのがへりの特色でもある。弱視の方には、ボランティアの方が原稿を読み上げて入力作業を補助する。音信号により入力を可能にする点字プリンターもある。いずれも高価な器材であるが、赤い羽根募金などからの寄付を受けて購入している。

障害者地域作業所
「ともしび運動」を契機として

毎年約八名程度が地域作業所を利用することとなる。県下では卒業生の三割程度の方を地域作業所で受けとめている状況で、川崎市は法内施設（通所更生・授産施設、作業室、デイサービスなど）の整備により、他市に比べれば障害程度ことの「住み分け」がどうにか出来ている方だといえる。

障害者地域作業所は法に基づかない施設であって、他の地域では小規模作業所や共同作業所などとも呼ばれており、全国では約五、五〇〇か所、うち神奈川県内に約五二〇か所ある。これは、障害者が地域なのかで社会の一員として活動・就労する場である。元来、障害者とその家族が中心となつてはじまったものである。法人格を有しているわけではなく任意団体である。ちなみに連絡協議会を設置しているのは全国でも三県ほど県レベルしかなく、「横」の連携に関しては難しい状況がある。



県下における地域作業所の活動について歴史を紐解くと、約二五年前、長洲一・二前神奈川県知事のもとに提唱された「ともしび運動」を背景にして、障害者の活動・就労の場の創設を目指して展開されてきたものである。

地域や関係機関など多くの方々の支援を受けながら自主的に運営されている地域作業所であるが、運営上の財政的なバックアップとして川崎市から年間一、二〇〇万円の補助金が交付されている。家賃補助（一か月一〇万円程度）以外については特に使途に関して限定がないことから、地域作業所の立ち上げの際にはメリットとなった。先人の苦肉の策であることと理解しているが、人件費について言及のない一括補助の形態については関係者の間では賛否両論がある。

地域作業所から小規模授産施設へ

地域作業所として市から認可される要件としては、①一般就労が困難な障害者が一〇人以上いること。②通所する障害者の障害種別と程度を問わないこと。③運営委員会が作業所の運営を行うこと。などがあるが、現在は、一年ぐらいの活動実績がないと難しく、毎年四〜五か所ぐらいが認可待ちの状態にある。

平成一二年の法改正により「小規模通所授産施設」が新たに制度化された。従来の通所授産施設においては「定員二〇名以上」「資産一億円」のほか、施設の面積や構造等についても細かい規定があったのが、「定員一〇名以上」「資産一千万円」など条件が大幅に緩和された。このことから、市内では三か所が社会福祉法人となつて「小規

模通所授産施設」へと移行した。

メリットは、現在よりも補助金の上積み（二七五万円）があることだが、デメリットは、法人化に伴って事務が煩雑になることなどである。法人格を得て「小規模授産施設」へと移行することについては、映像工房ペリでも検討中であり、他の作業所の展開模様も含めて様子見というところである。

課題と今後の展開

「映像工房ペリの活動としては映像的なものも手がけていきたい。そのうえで、パソコン技術の習得を図りながら、技術面を充実させていく必要があります」と、代表の小島正志氏は語る。さらに、続けて、次

のように抱負を述べられた。

「障害者地域作業所の今後の方向性ですが、法内・法外の施設の役割と位置づけが整理されることと歩調をあわせて、小規模授産施設への移行やNPO法人の取得など、組織体制を確立していくことが必要だと思えます。また、法人格を得る一方で、地域作業所が積極的にサービスを提供する側となつて、障害者の地域での生活を支援していきたい。養護学校を卒業する方が毎年一〇〇名を越す状況にあつて、地域のなかで障害者の就労する場が確保されるよう環境・仕組みづくりを進める必要があります。そのためにも、地域作業所が種別・ジャンルを越えてネットワーク化を図らなくてはなりません。市内各所で地域に根づいた作

1 滞日外国人と連帯し支援する会「カラカサン」

活動を通じて見えてきた行政の限界

新川崎駅から徒歩で数分のアパートの一室に「カラカサン」はある。カラカサンとはタガログ語で「ちから」という意味。差別や抑圧の中で内圧する「ちから」を奪われた移住女性がその尊厳を回復し、社会的な力をつけ、自立していくことを支援するNGO組織である。本日はその常務スタッフであるラクソンさん、山岸さんを中心

に話を伺った。

団体発足の経緯

カラカサンは昨年一二月に発足した団体で、もともとは幸区に事務所を持ち活動していたキリスト教団体をベースとした「滞日外国人と連帯する会」の関係者らが活動の継続の必要性に迫られる中で設立した組

業所が活動しながら、障害者の地域生活の質が向上されるようがんばってきたい。そうした地域での連携を促進させる役割を担うものとして、小島氏は、行政との媒介役となる中間組織「社会福祉協議会やボランティアセンター等の存在におおいに期待している。特に社会福祉協議会には地域福祉活動計画の策定も含め、注目しているそうだ。

（健康福祉局企画課 榎本英彦）

連絡先

映像工房ペリ
電話〇四四―九六六―五〇一五





事務所で開かれたDVワークショップの昼休み。フィリピン料理を楽しむ。

相談だけだと現状では補助金は難しいとのことだった。

カラカサンの活動について

相談・カウンセリング活動は全ての外国人女性が対象だが、実際にはフィリピン人女性からの相談が大多数である。スタッフにフィリピン人が多く、ネットワークや言葉の問題もあるかもしれないとのこと。

九〇年代後半からひどい不況になり、女性にとっては配偶者の日本人の仕事がなくなり、暴力を振るわれるといったことが多くなった。また、女性は妊娠中に暴力を受けていることが多く、劣悪な状態になっていることがとても多いとのこと。

新規相談はそれほど多くはないが、DVの被害を受けると、その後、離婚や子どもを抱えての生活への対応が続く、二年から三年と継続的にサポートをしている人が多くいるとのことであった。

生活相談は本来行政がやるべきだが、言葉の問題や文化の違いに対する理解が難しかったり、情報が外国籍の人に届かなかつたりして、実際には民間団体がサポートしているのが現状だ。生活再建に向けての長期的なサポートは行政機関と連携し、精神的、文化的背景を理解してのサポートや、自立に向けた癒しや教育といった、より柔軟性のあるプログラムなどを中心的に行っていきたいとのこと。

被害女性へのフォロアアップケアでは、自宅訪問やヒーリング活動を行う。被害女性の離婚問題や、行政につなげるサポートをして、暴力からの癒しがないと、自分の傷が癒えず他者との関係が築けないことが多いので、体の癒しであるマッサージや

心の癒しであるカウンセリングを行っている。つまり総合的なケアを行うことになる。

子どもに対し英語教室もはじめている。英語を通して世界的な視野で現状を見て欲しいし、母の国フィリピンの文化も伝えたい。また、外国籍の親を持つ子どもがいるような差別やいじめの対象になる現実があり、それが子どもの自尊心を低めるように作用していることが多い。しかし、いろいろな言葉や文化を自分たちが引き継いでいるのは良いことで豊かなことだと積極的に捕らえてほしいと思っているとのこと。

近隣のNPOとのつながりでは、たとえば医療問題で「港町診療所」に相談に行くなど関わりが深い。オーバーステイの人は行政の制度では国民健康保険に入れないので、港町を中心とした互助会組織を作り、メンバーになれば三割負担で済むという制度をずっと前からいろいろ団体が協力しながら支えてきている。

また、川崎市には男女共同参画センターがあり、女性への暴力の対策として関係者の連絡会議を年二回開き情報交換をしている。そこに以前はオブザーバーとして参加していたが、今年の一月の会議からは正式なメンバーとなった。全国的なレベルでは、外国籍の人を支援する様々なグループのネットワークがあつて、DV法に関して外国籍女性の観点からいろいろと要望を出している。外国人の政策に関しても提言活動をずっとやってきており、県や市レベルでも関係部署と話し合っていたとのこと。

将来的には、外国籍の女性たちが自分の持っている技術を活かして安定的な収入を得るような活動の支援も考えていきたいと、女性たちが共に活動し相互に助け合

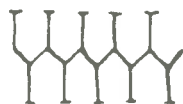
うことは、経済的な自立だけでなく社会的にも自立することにつながるからだ。取材を通じて

実態にシなやかに対応し、行政の手から零れ落ちてしまうサービスを提供している団体が、ボランティアや寄付だけで運営されているのなら、現行の福祉制度に欠陥があるわけで、何らかの財政的支援を講ずるべきではないか。また、医療の話でオーバーステイの問題が出たが、行政は何らかの枠組みを早急に考える必要がある。「ピザが無いと入管法に違反はするが、入管法に違反しているだけで他の法律に違反しているわけではない」との言葉は重かった。これからの外国人市民へのサービスのあり方は、ピザによる制限ではなく、人権という側面からより総合的に考えなければならぬのではないかと感じた。

(幸区役所長寿支援課 渡部喜則)

〈連絡先〉

〒二二一〇〇五七 川崎市幸区北加瀬一三四
 一八 KKFハイム二〇一
 電話〇四四一五八〇一四六七五
 FAX 〇四四一五八〇一四六七六
 E-mail kalakasan@inada.noborio.com



「福祉ネットワークみやまえ」

利用者本位の 苦情処理 システムとは？



今、市民が困っていることは？不特定多数の市民の声を聴いた「福祉110番」

めていくことを決め、障害者施設については、平成一三年十月、川崎市障害福祉施設等連絡協議会（注1）（以下「障協」とする。）に検討を委託した。障協に委託したのは、利用者に混乱を生じることがないように、市全域を対象とするシステムを整備するためだった。

実は、宮前区には、福祉施設利用者からの苦情や不満を、第三者の立場で相談に応じ、必要な場合には、施設などに対してサービス内容を改善するよう提言する専門家、つまり福祉オンブズパーソンをかかえ、利用者の施設に対する苦情を解決するために活動している市民団体がある。平成一三年四月、川崎市内では初めて市民が市民のために立ち上げた、オンブズパーソン活動を支える市民組織「福祉ネットワークみやまえ」だ。

事務局長の小林はるみさんにお話を伺った。

市民による市民のための
オンブズパーソン制度の立ち上げ

オンブズパーソン制度導入のきっかけは、

オンブズパーソン活動を支える市民組織

福祉ネットワーク みやまえ

「レストア川崎」は、このネットの参加施設です。オンブズパーソンが利用者みな様のご相談にあたります。秘密厳守ですから、安心してどうぞ！！

次の訪問は 月 日 です

手紙・FAX・メール
でものご相談はいつでも
受け付けています

事務局 〒216-8799 宮前郵便局私書箱第39号
FAX：044-854-1001
Eメール：fukusinetmiyamae@hotmail.com
お問い合わせ：TEL 090 5307 6641

利用者が希望する障害者施設を研究する市民活動の中で、「施設の利用者や家族は、福祉サービスや設備面などに不満や要望があっても施設側に発言しにくい」という現状を知ったことだった。さらに、少子高齢化社会の流れを受け、福祉は誰にとっても身近な問題となり、安心して生活していくためには地域社会の問題として一般市民とともに考えていく必要があるとの思いから、区づくりプラン推進委員会の福祉専門部会で勉強会を重ね、「福祉ネットワークみやまえ」（以下「みやまえネット」とする。）を設立するに至った。

みやまえネットが展開する
オンブズパーソン活動

みやまえネットは、施設会員や個人会員、みやまえネットの運営委員会が選任したオンブズパーソン、市民会員などからなり、それぞれの年会費と県社会福祉協議会のものと同じ基金、宮前区区づくりプラン推進委員会の市民活動支援金（注2）などを資金源に運営している。

オンブズパーソン活動について詳しく見

てみると、現在、施設会員は宮前区内にある一施設のみ。七人のオンブズパーソンが、二人一組で二か月に一度施設を訪問し、利用者の施設に対する意見や様々な個人的な相談を受ける。受けた相談は、直後に開かれるオンブズパーソン委員会でも報告・検討し、施設側との話し合いで解決・改善を図る。また、相談件数が少ない日は、オンブズパーソン自ら施設内を巡回して一五〇人いる入所者の話を聞いたり、備品の設置などについて施設側にアドバイスしたりしている。実際には、今まで延べ一九人が相談をしている。

施設内には制度や訪問日を書いたポスターを掲示し、わかりやすいように利用者に広報している。また、オンブズパーソン委員会には、オンブズパーソンのほかに市民会員で構成する事務局が参加しており、事務局機能のほかに、オンブズパーソンが相談者の立場になつて改善策を考えているかどうか、市民の立場で確認する役割を担っている。プライバシーに配慮しながらも、極力第三者の視点を取り入れようとした結果だ。

さらに、みやまえネットは、ネットへの参加施設以外の施設を利用して個人会員からの相談を受け付けている。現在一人の個人会員がいるが、その会員は障害者施設利用者の保護者で、施設が別のオンブズパーソン組織に加盟しているにもかかわらず、みやまえネットに登録をし、相談を持ちかけた。結果的には二つのオンブズパーソン組織が連名で施設に申し入れをし、話し合いの結果、提言を真摯に受け止め改善に努力する旨施設側から回答を得ることができたのだが、その会員によると、施設に

平成一二年、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が施行された。第六条には、福祉サービスの施策、推進及びその他必要な措置等を講じるという行政の責務が明記され、国の方針として苦情解決に積極的に取り組んでいくことが確認された。これを受けて、どのように苦情解決システムを導入し、推進していくか、多くの自治体が模索をはじめている。

本市でも、社会福祉法の趣旨にかなうよう、行政主導でシステムを構築するのではなく、社会福祉事業者の責任で検討をす

は苦情処理窓口があり、施設が加盟している組織の詳細が施設内に掲示されていたものの、相談の日程が明記されておらず、職員が目が気になり立ち止まって資料を見ることができなかつたそうだ。

ここに、実効性のあるオンブズパーソン組織の運営の難しさを垣間見ることができ

施設にも、地域にも信頼される組織を目指して

小林さんは、市民が信頼して利用するためには、苦情解決やサービスの評価をするオンブズパーソンが、あくまでも施設とは独立した第三者機関として設置されることが必要だと話す。さらに、施設にとつてもその組織に参加していることで、人権擁護意識の高さをPRできる利点があると考えている。また、職員の意識を高め、意欲的で質の高いサービスを提供できる、市民に開かれた施設であることを強調できる。「オンブズパーソン」という呼び名が、糾弾型のイメージを連想させてしまうかもしれないが、そうではなく、施設と協力して質を高めていくパートナーと考えてもらいたいと言う。さらに、相談できる組織が地域の中にあることは、利用者が地域での生活を考える上で大きな安心につながると言う。

市民組織が限られた予算の中で訪問活動を行っていくためには、おのずと活動範囲が限られるが、それは、何かあったときにはすぐに駆けつけてくれて、気軽に相談できる環境をつくることになる。今後も、たとえば区を中心とした小さな地域で活動し、他区と同じような組織とネットワークを構築して情報交換し、連携を図っていくこと

を希望している。

みやまえネットは、当面、施設会員の拡大と活動費の調達という大きな課題があるが、福祉に関する電話相談を受ける「福祉一〇番」の取り組みや市民向けセミナーの開催のように、市民の要望にこたえるべく地域に密着した活動を続けていくことは、市民が市民のために立ち上げたみやまえネットの独自性でもあり、今後の活力になっていくように思う。

今後の展望

利用者やその家族にとつて、心の拠りどころとして頼っている施設であればあるほど、その施設への苦情や問題を声に上げて

解決を求めていくことは、精神的に大きな負担となることは容易に想像できる。福祉サービスは今後も受けていく利用者が、気軽にはいえないまでも、安心して相談してみようと思えるシステムが求められている。さらに、福祉サービスの利用者だけではなく、提供者、つまり施設側も信頼できるシステムになっているかも、システムが継続して運用されるためには必要なことである。

川崎市において、実効性ある苦情解決システムがどのように確立されていくか、これからの動向が注目される。

(宮前区役所区政推進課 小島麻里)

注1 障害者施設運営法人間や施設間、市との連絡調整、施設利用者の権利擁護のために設置されている。現川崎市障害者関係施設事業協会

注2 「宮前区区分くりプラン」の推進に寄与し、かつ非営利の目的で宮前区内で行われる市民の自主的な活動を、資金面から支援する制度。活動経費の調達について計画を立ててもらい、将来的には活動そのものの自立と運営資金についての自立を目指しているため、三年という支援期間が設定されている。

連絡先

〒二一六―八七九九 宮前郵便局 私信箱三九号
FAX 〇四四―八五四―一〇〇一
電話 〇九〇―五三〇七―一六六四一
電話受付 月曜日一〇時―一七時
E-Mail : fukushinemi@nkc.or.jp

3 「特定非営利活動法人 グループ・ビボ」

◆その他 市内

夫の暴力から 逃れてきた人のためのシェルター

二〇〇一年四月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が成立し、配偶者や恋人からの暴力は犯罪であることが明文化され、国や自治体のDV防止と被害者の保護の責務が位置づけられた。

NPO法人グループ・ビボの理事のお二人に話を聞いた。ビボはDV被害者やその子ども、何らかの理由で行き場をなくした女性が緊急に避難し、今後の生活を考える

ための場所(シェルター)を運営している。「ビボ」とはスペイン語で「私は生きる」という意味だそうである。

設立に至る経過とこれまでの歩み

川崎市にはDV被害女性のための常設の施設はなかった。被害女性は横浜市内にある施設を利用していった。市内にシェルターを望む声は強かったという。

そんな中、二〇〇〇年六月に市内に住むDV被害女性の施設づくりに使って欲しいと寄付の申し出があった。かくして、DV問題に関心を寄せる市民や市職員に声がかかれ、二〇〇一年四月に市職員一五名を含む二二名の女性がシェルターをオープンした。九月にはNPO法人の認証を受けた。



「シェルターボランティア基礎講座」。講師はかながわ・女のスペース「みずら」の阿部さん。

現在の活動状況

現在、常勤スタッフ一名とボランティア二八名（理事を含む）により運営され、福祉事務所が休みである年末年始を除いて毎日、DV被害女性らを受け入れている。二〇〇二年九月からは県からの一時保護の委託を受けることとなった。シェルターの運営は理事会で決めている。また月一回のケースカンファレンスで利用者の処遇検討を行い共通認識を深めている。

シェルターは、市内の住宅街にある一軒家で三部屋を利用できる。開所以来常に利用者があり、県の委託を受けるようになってからは満室続きで、受け入れを断ることも少なくないとのこと。

シェルターでは利用者が安心して過ごす空間を提供し、今後どうするかを決めるため様々な助言・援助を行っている。食材と生活物資が備えてあり身一つで逃げた人にも対応できる。必要な情報、たとえば離婚手続きや福祉制度、住民票の移動、保険証、カウンセリングなどを提供している。時には行政などへ同行する。福祉事務所等と処

遇を検討しながら対応しているとのこと。

利用者の受入れを福祉事務所または支援センターからの紹介者に限定しており、互いに協力関係を築き上げる努力をしてきた。福祉の仕事に従事するボランティアが多く、関係は良好とのこと。常勤スタッフのスキルの高さもあって、ケースワークは今のところうまくいっていると思うとのこと。

一方、他の機関との連携はこれからの課題。警察官にはDVを夫婦喧嘩の一種と捉えている人が少なくない。また妻子に逃げられた夫が子の親権を根拠に学校から居場所を聞き出した例もある。DVへの共通認識・共同歩調をつくっていく努力がまだまだ必要だと言える。

運営における課題

活動はまさに「ボランティア精神」によって支えられているようだ。専従スタッフはストレスフルで過重労働にもかかわらず、それらにみあった賃金をもらっていない。宿泊ボランティアの半数を占める市職員は交通費を含めての手弁当である。中には宿泊日は着替え持参で出勤し、シェルターで泊り翌日そのまま職場へ向かうという市職員もいる。有償ボランティアの報酬も「すずめの涙」。

運営には年間約一、四〇〇万円がかかっている。収入は県の委託料、市の補助金、利用料、会費、寄付、企業等の基金による奨励金で毎年赤字。ちなみに川崎市からの補助金は五〇万円の家賃半年分にも満たないとのこと。生活物資や食料は市民の寄付や民間グループ・フードバンクからの支援も受けている。常勤スタッフをもっと増やしたいがままならない。また今の家は立ち

退きが決まっており、行き先を探さねばならない。発当初の寄付を取り崩して運営している状況で、あと何年かで底をつくという。体力があるうちに市から援助が欲しいとのこと。

退所者のケアの問題もある。シェルター利用期間は二週間から一ヶ月で、問題が未解決のまま退所することが多い。住み慣れた町を離れ、知らない土地で自分の力で新しい生活を始めつつ、離婚や借金問題等を解決しなければならぬ。ピボは退所後のサポートには手が回らず、ステップハウスのようなものが別に作られれば…と思うとのこと。

DV被害者は暴力被害の他に借金や精神疾患、子どもの虐待などの問題を抱えていることが多い。他機関との連携がさらに重要となっている。

市の施策への要望もある。母子世帯がアパートを借りる困難さから市の居住支援制度を母子世帯にも適用して欲しい。またDV被害者には夫から生活費をもらえずお金を持つていない人が多く、離婚裁判費用を工面できない。訴訟費用の貸付制度の充実が図れないか。

取材を通じて

DV被害者へのサポートは多様で、取材を通じて活動の大変さを実感した。利用者からひどい暴力体験を聞いて恐ろしくなることもあるという。それでも活動を続けるのはなぜですかという質問に、お二人の答えは「やりがい」であった。

入所時には表情のなかった赤ん坊が、翌日には愛らしい笑顔で手足をばたつかせるのを見るとき、入所前は父親への恐怖から

毎日夜泣きする子が、入所と同時にびたつとやんだとき、退所した人からの便りで生き生き暮らしている様子を知るとき、確かな手ごたえを感じるという。

DV法が成立し、自治体もその防止と被害者の保護について責務があることも明確に位置づけられた。場所が特定でき、探されてしまうような形で、自治体が施設整備を直接行ってしまつては、シェルターとしての本来の役割を果たすことは難しい。家庭内暴力が行われる前に解消できればいいのだが、現状ではシェルターのような場所が必要な限りは、行政は支援という形で市民の力に頼らざるを得ないのかと思われる。

そして、お二人にインタビューして感じたことは、行政として対応していて、その限界を感じ、ボランティアとして活動がはじまつたということ。実際にピボの活動のある部分は、行政の限界性を感じた福祉分野で働く市職員のボランティアによって支えられている。必要とされるサーピスが、行政対応の遅れから十分に提供されていない現状をとらえ、早急に何らかの対応をすべきであろう。そして最後に、現在、川崎市には、ピボのほかに市民活動グループ「花みずき」と公設の「ヒルズすえな」のシェルターがあるが、できれば、これ以上こういう施設が増えなくてすむような社会となることを望みたいと思う。

（健康福祉局企画課 鹿保和氏）

〈連絡先〉

特定非営利活動法人 グループ・ピボ

〒二二二一〇〇三三 川崎市下作延郵便局留

福祉概念のパラダイム転換

制度が規定する福祉から、地域社会が構築する福祉へ

政策情報かわさき編集部

地域社会は行政のみならず、様々な主体から構成されており、「新しい公共」の生成がいわれている中で、市民活動団体をその担い手と位置づける動きがみられる。実際、地域社会での市民活動に目を向ければ、様々な分野で多くの自発的な活動が活発に行われており、行政としても、こうした地域社会を担う市民活動と無関係に政策立案を行っていくことはもはや出来ない状況となりつつある。

こうした状況を踏まえ、本誌では、「これからの地域福祉を探る」を特集テーマとして、市民が市民を支える仕組みについて、市内の具体的な活動(二事例(注1))を取り上げて、検討を行った(表1)。

現実の事例に当たることによって、「新しい公共」の生成、行政の機能不全などの状況を踏まえて福祉サービスの市民化を進めるべきという規範的な議論を超えて、地域で福祉を担う課題とともに、その意義が浮き彫りになってきた。特に、行政という大きな存在に比して、非常に小さな主体が継続的な福祉サービスの担い手となる上で抱える様々な課題が提起される形となった。

本稿は、事例研究を通じて、みえてきた課題や問題点を整理し、今後の地域福祉を考えていく議論の素材を提供することを目的としている。なお、本市では、現在地域福祉計画の策定作業が進められており、その中では参加プロセスを取り入れながら、全市を鳥瞰的に捉えた課題や対応方策が検討されると思われるが、今回のまとめはあくまでも限定的な事例を通じた課題の整理であることをお断りしておきたい。

また、調査では、地域社会に焦点を当てながら、団体の活動内容、行政との関係性、住民活動の意義、その課題などについて、各団体を訪ねて、直接お話を伺った。本稿では、調査から見えてきた政策領域別の課題とともに、市民活動の有する特性について、①先駆性、②多元性、③地域性、④情報発信性、⑤当事者性(表2)に着目し、整理を試みた。

政策領域別の課題

① 高齢者福祉

高齢者の問題は既に行政課題として認識

されており、様々な政策展開が行われてきている。特に、二〇〇〇年四月の介護保険制度の導入をきっかけとして、NPO法人を取得し、基準を満たせば、市民団体でも介護保険事業に参入できるようになった意義は大きいといえよう。ただ、実際の福祉の現場に目を向ければ、NPO法人格を取

得して事業を展開しているケースはまだ少なく(注2)、予防活動や交流の場の提供、配食といった介護保険事業外のサービスに活動のアイデンティティを見出し、サービス提供を行っている団体も多く、苦しい資金繰りを余儀なくされているものも少なくない。さらに、資金の流れをみれば、行政の補助金に依存している団体も多いというのが実態として見えてきた。

介護保険の導入によって、「受益」と「負担」の明確化、措置から契約への移行に伴う市場原理の導入などが言われているが、具体的な地域の活動においては、保険という枠組みでサービスが循環しているのではなく、健康づくりをはじめとして、地域で顔の見える関係を構築することや、地域における良好な環境を構築するために活動し

ている市民団体も多く存在していることは特筆すべきであるといえよう。

② 児童福祉

児童福祉の領域は、「児童を心身ともに健やかに育成する」という視点にたつて、様々な政策が展開されてきた分野である。しかしながら、近年の核家族化の進展など家族を取り巻く環境の変化に伴い、従来の枠組みでは対応できない課題も生じてきており、先駆性や地域性を持った市民団体の活動の意味は非常に大きい。

現状では、地域に根ざした活動とはいえず、子どもの成長とともに、当事者として市民活動を担う人々の入れ替わりを余儀なくされ、活動の安定性という点で、運営の難しさを指摘する団体がある。さらに、不登校など新しい社会問題への対応については、行政としての施策に結びつきにくく、補助制度等も存在していないことから、非常に苦しい資金繰りを余儀なくされている。

③ 障害福祉(知的、精神、身体)

障害福祉分野は、障害を持つ人の自立と社会参加を目指す観点にたつて、従来から様々な政策展開が行われてきた領域である。ただ、その担い手は社会福祉法人など狭い領域に限定的に開かれてきたものであり、NPO法人や市民団体の参入は地域作業所などに限られ、障害をもつ子どもの両親が作業所を無認可の形で運営するといった形態も見受けられる。こうした傾向は、平成一五年四月の支援費制度が導入されても、多様な主体の参入を認めていないため、大きな変化はないと思われる。ただ、施設に拠点を置いた活動から、そ

の拠点を地域に求めている団体も多く、地域性という視点では、社会福祉法人を含む市民活動が担う意義は大きいと考えられる。

表1 調査対象団体一覧（対象領域に応じた分類）

高齢者福祉	児童福祉	障害者福祉	その他
まちなかホットライン (高齢者①・川崎区)	たつの子会 (子ども①・幸区)	あおぞら (障害①・川崎区)	カサカラン (その他①・幸区)
ハナさんハウス (高齢者②・川崎区)	紫陽花 (子ども②・中原区)	サボン草 (障害②・川崎区)	福祉ネットワーク宮前 (その他②・宮前区)
つきやま会 (高齢者③・中原区)	たまりば (子ども③・高津区)	フレンド93 (障害③・幸区)	ビボ (その他③・市内)
あけぼの会 (高齢者④・高津区)	すきっぴ (子ども④・宮前区)	しいの実会 (障害④・中原区)	
すずの会 (高齢者⑤・宮前区)	ままとんキッズ (子ども⑤・多摩区)	なごみ福祉会 (障害⑤・多摩区)	
コスモスの家 (高齢者⑥・多摩区)	ファンキーキッズ (子ども⑥・麻生区)	映像工房ペリ (障害⑥・麻生区)	
あい・あい (高齢者⑦・麻生区)			

多様な主体の参画がもたらす地域社会と個別の市民活動の特徴

個別の調査事例からは、先述のような政

策領域別の課題とともに、福祉における市民団体が有する特色が明らかになってきた。こうした個々の活動の特徴を表2にしたがって分類すると表3のようになる。なお、この分類は、取材を通じて、編集部が分類

表2 整理の視点

- ①先駆性
収益性や前例にとらわれることなく、社会の問題解決に対してすばやく対応できる。
- ②多元性
それぞれの価値観を大切にしながら、小回りのきく活動ができる。
- ③地域性
活動の発想が生活現場にあり、地域の課題に取り組み必要な社会サービスを提供することができる。
- ④情報発信性
利用者である市民の目で評価した情報等を提供することで、情報の非対称性を減じる。
- ⑤当事者性（自発性・運動性）
実際の当事者が活動することで、価値観に合ったサービスを提供できる。

表3 市民活動の特徴

①先駆性	たまりば（子ども③・高津区） サボン草（障害②・川崎区） 福祉ネットワーク宮前（その他②・宮前区） ビボ（その他③・市内）
②多元性	つきやま会（高齢者③・中原区） あけぼの会（高齢者④・高津区） あい・あい（高齢者⑦・麻生区） たつの子会（子ども①・幸区） すきっぴ（子ども④・宮前区）
③地域性	まちなかホットライン（高齢者①・川崎区） コスモスの家（高齢者⑥・多摩区） 紫陽花（子ども②・中原区） あおぞら（障害①・川崎区） フレンド93（障害③・幸区） なごみ福祉会（障害⑤・多摩区） 映像工房ペリ（障害⑥・麻生区）
④情報発信性	すずの会（高齢者⑤・宮前区） ままとんキッズ（子ども⑤・多摩区）
⑤当事者性	ハナさんハウス（高齢者②・川崎区） しいの実会（障害④・中原区） ファンキーキッズ（子ども⑥・麻生区） カサカラン（その他①・幸区）

したものであることをご容赦いただきたい。

① 先駆性

先駆性という視点からは、多くの市民活動が地域での活動などを通じ、発見した課題に対して、迅速な対応を図っていることが明らかとなった。たまりば（子ども③・高津区）については、不登校という問題への対応を、ビボ（その他③・市内）については、ドメスティックバイオレンスに直面している女性に対するシェルターの提供というように、近年の社会問題への新たな対応を行っている。また、福祉ネットワーク宮前（その他②・宮前区）は、福祉施設に対する第三者としてのオンブズマンという、これまで措置制度の中で目を向けられなかった施設入所者に対する対応を図った。さらに、サボン草（障害②・川崎区）については、精神障害者に対する労働の場の提供という先駆的な取り組みをしている。

こうした領域の活動は、行政が政策課題として認識しているケースは少ないことから、苦しい資金繰りを余儀なくされることが多く、反面、福祉ネットワーク宮前のように、行政がそのサービスとして提供をはじめた場合には、市民団体としての役割を問われることとなる。

② 多元性

小回りのきく活動という意味では、公平性を重視するあまり、行政が画一的なサービスを提供しがちであるのに対して、市民団体は利用者に応じた多元的なサービスを提供しているといえる。

あい・あい（高齢者⑦・麻生区）は高齢者の個別ニーズにあわせた配食を行っている

るほか、すきつぷ(子ども④・宮前区)も就労にこだわらずに、地域のお母さんのニーズにあわせた保育サービスを提供している。さらに、あげぼの会(高齢者④・高津区)では、行政の有する老人いこいの家を利用しながらも、従来の行政の枠組みを超えたサービス提供が行われている。

このように利用者のニーズに対応した多元的な価値の実現という点では大きな意義があると考えられるが、資金面で多くの課題を抱えており、行政との関係性でいえば、市の事業を受託することなどで、安定的な活動に資している側面もある。

③ 地域性

地域性という点では、市民活動団体の活動の発想が生活の現場にあり、地域の課題に総合的に取り組み、必要な社会サービスを提供することが上げられる。

まちなかホットライン(高齢者①・川崎区)は、在日・朝鮮・韓国人が多い特色を有するおおひん地区という地域に根ざして、高齢者に対して様々な活動を行っている。また、コスモスの家(高齢者⑥・多摩区)も、多摩区三田に根ざし、高齢者介護の分野で介護保険事業に限らず、総合的な対応を行っている。

一方で、障害福祉では、地域との関係性の中で、いかに事業を展開するかという点に腐心する団体も見受けられる。なごみ福祉会(障害⑤・多摩区)は、いかに知的障害の方々が地域の中で生活できる環境を作っていくかという視点にたつて、通常のアパートを使ったグループホームなどにも取り組んでいる。

このように、地域に根ざし、総合的な視

点にたつた活動を行うことができることも、市民活動の特徴であるといえる。特に、今回は、深く調査することができなかったが、団体のネットワークを構築する中で、逆に市民活動団体の方が行政の縦割りを超えて活動していることも特筆すべきであるといえよう。

④ 情報発信性

市民が市民の目で、評価する、情報を伝達することが行政への情報集中から情報分散への脱却を促し、使いやすい情報提供に資している例も見られる。

すずの会(高齢者⑤・宮前区)は、介護サービス、介護予防について『タッチ』という冊子を作成し、行政による介護保険制度の施設紹介などよりも総合的な情報提供、分かりやすい情報提供に資している。また、ままとんキッズ(子ども⑤・多摩区)は、子育てに関するノウハウの伝達を目的として、情報誌の発行を行っており、お母さんの視点で、保育所などを取材し、生きた情報を提供している。

このように、市民活動団体が市民にとつて、信頼ある組織としての役割を担い、情報提供を行うことは、非常に大きな意味を持つていると考えられる。

⑤ 当事者性(自発性・運動性)

市民活動のきっかけとも関連するが、実際の当事者やそれに関係する人々が現実に向きあう中で、活動を開始する、それが当事者の価値観にあったサービス提供に資するという側面も持っている。

実際、障害者の子を持つ両親が運営しているしいの実会(障害④・中原区)は、障

害者の就労という現実の問題に直面して、活動をしているもので、お菓子を全て〇〇円で販売するなど、当事者の立場にたつて、過度の負担をもたらすことのない組織運営が可能になっていると思われる。

やがて市民が創るサービスの意義

今回の調査から、①地域活動を通して、その課題を発見するというプロセスを経て、公共課題を担う主体が市民へと変化しつつあること、②多元的な主体として市民団体がサービス提供を担う役割が重要であること、③こうした主体と行政の関係性が今後の大きな課題であることが明らかとなった。

特に、旧来、ややもすれば公平性を担う行政の残余部分を市民活動が担っているという認識をもちがちであったが、逆に自発性を持って活動している中で、いち早く地域の課題を認識し、その対応を目指して活動している、都市問題に対する解決策をフロンティアとして対応している部分もあることが確認できた。こうした中からは、逆に

市民活動が捉えた課題を行政が後追的に政策課題として認識するといった側面もあるといえよう。さらに、地域という視点に立つて、地域課題に対して総合的に対応するという意味では、市民の活動こそが、行政の縦割りを超えて、地域社会を創っていく役割を担っているといえる。つまり、一部措置制度が残る部分もあるが、福祉の考え方自体が「措置」から利用へ、地域で多様なニーズに対応しながら、市民活動が担っていくというパラダイムの転換が行われつつあるのである。

しかしながら、協働という形で福祉政策

を推進するとしても、行政責任が解除されるのではなく、さらに措置といった権限とサービス供給が一体化している供給者の論理から脱皮して、柔軟な対応が求められているのであり、従来の行政主導といった発想を脱して、逆に行政が市民活動を補完する役割を担い、環境を整備していくといった視点が必要であると考えられる。ただ、その環境整備が、ややもすると陥りがちな行政の膨張体質につながるのではなく、財政逼迫の中で、常に他の事業との関係性の中で構築され、見直されていく必要があることはいうまでもない。

今後、川崎市でも地域福祉計画の策定作業が進められ、この四月には市民活動センターが中小企業・婦人会館内に設置されることとなっている。こうした取り組みが行政主導、局の縦割りとといった枠組みを超えて、逆に住民活動を補完的にサポートする形で行われ、多様な主体によつて福祉サービスが提供される豊かな地域社会の創出につながることを願ってやまない。

注1 領域別の分類については、これまでの福祉政策の領域別分類にしたがって、高齢者、児童、障害者という形に分類した。なお、個別の事例の選定については、本市の市民活動を網羅的に捉えた情報が存在しないため、編集部を中心として、市内部のヒアリングなどを通じて行った。

注2 今回の調査の中では介護保険事業者として認定を受けているものは、NPO法人秋桜舎のみであり、居宅介護支援、訪問介護、通所介護といった事業を行っている。平成一五年二月一日現在で市内事業者開設法人別の状況をみれば、こうしたサービス提供を担うNPO法人は、居宅介護支援で六団体(三・六パーセント)、訪問介護で四団体(一〇・八パーセント)、通所介護で四団体(五・六パーセント)となっており、全体の割に満たない状況となっている。また、NPO法人は、特別養護老人ホームなど大きな施設を要する分野については参入が認められていない。

本市の政策展開から①

科学技術を活用した都市再生を進める観点から設置された「サイエンスシティ川崎戦略会議」の最終報告の内容や、現在建設が進められている「(仮称)川崎駅西口文化ホール」を核とした音楽を中心としたまちづくりの取り組みについて紹介します。また、川崎市内の良好な緑として位置づけられる多摩丘陵の現状と保全、その課題について、報告いただいています。

科学技術の成果を活用した 都市活力の再生 サイエンスシティ川崎戦略会議報告

総合企画局政策部主幹

平岡陽一

川崎市では、平成一三年八月に、サイエンスシティ川崎戦略会議(議長・吉川弘之産業技術総合研究所理事長)を設置し、科学技術を基軸にした産業の振興など、都市活力の再生に向けた戦略と具体的施策の方向性について、市民や企業の意見も伺いながら検討を重ねてきた。今年一月に、提言「科学を市民の手に」サイエンスシティ川崎をめざして」がまとめられたので、その提言について述べることにする。

今、なぜ科学技術なのか

現在、科学技術を背景に日本経済を再生することが一つの大きな焦点になっている。国では、科学技術創造立国を掲げ、科学技術の振興による日本経済の再生、国際競争力の強化などを目指し、科学技術基本法の制定や科学技術基本計画の策定など、制度

的枠組みを整え、様々な政策を展開している。その科学技術基本法や科学技術基本計画では、地方公共団体に対し、国全体としての科学技術振興に寄与すること、科学技術の成果を活用した地域経済の活性化や地域振興を図ることを期待している。一方地域においては、産業の活性化、保健・医療・福祉の充実、環境問題やエネルギー・資源問題への対応など、地域の様々な課題解決を科学技術に期待し、地域や市民にとって有用な科学技術を推進する取り組みが進められている。

ものづくり都市として発展してきた本市では、経済のグローバル化に伴う生産拠点の海外シフトなどにより製造業の空洞化が進行し、特に臨海部に大きな影響が現われており、都市活力の低下が懸念されている。産業を活性化し都市活力の再生を図るためには、科学技術の成果を活用した技術力の

強化、ベンチャー企業の育成や新産業の育成など、知識集約型の産業構造に早期に転換することが、本市にとって最重要の政策課題である。今そのためのシナリオづくりが求められている。

提言の概要

サイエンスシティ川崎戦略会議の検討過程では、地域性、広域的連携、国際貢献が議論のポイントであった。そのため、この提言は、単に科学技術基本計画の地域版や他都市施策のコピーではなく、それらの視点からまとめられている。

提言の構成として、まず、統計データ等を用い、雇用の減少、製造業の大幅な縮小、廃業率の高さや開・廃業率の逆転など、転機に立つ厳しい本市の経済環境とともに、ものづくり都市として培われた産業集積や

人材集積、自己実現型の起業の多さ、市民ボランティアによる科学技術教育の展開など、本市が持つ強みや潜在力を客観的に明らかにし、検討の出発点にしている。そして、世界の潮流、科学技術創造立国に向けた国の動きや首都圏自治体の取り組みなどを押さえつつ、「川崎は大きな時代の変化、社会の激動の渦中であって、産業構造の改革と未来を切り拓く活力(イノベーションの芽)を育ててきた地域である」と地域特性を総括し、それを踏まえ、「川崎が蓄積してきた科学技術・ノウハウをベースにして、新しい活力ある産業社会と豊かな市民生活が実現されたコミュニティを目指す」とサイエンスシティ川崎の理念を導きだしている。

この理念を実現するために、市民ニーズに適合した科学技術の振興と、市民が生活し活動する様々な局面で科学の成果を利用・活用し、自己実現を図るものとして「科学を市民の手に」を掲げ、四つの基本目標と三つ基本戦略が掲げられている。次の絵図は、提言の全体を概念化したものである。

提言の具体化に向けて

この提言の内容は、行政が取り組む内容、各主体がそれぞれ取り組む内容、各主体が連携して取り組む内容など、多岐に渡っているが、提言の具体化に向けた本市の基本的な役割は、全体の環境づくりに注力し最初うねりを演出し、事態が動き出したら、企業・大学・市民などの能力に任せ、裏方に徹していくことではないかと考えている。

「音楽のまちかわさき」構想の推進

基礎的情報共有のために

市民局市民文化室・西口文化ホール準備担当副主幹

松本晴生

〔仮称〕川崎駅西口文化ホールの整備と「音楽のまち」

本市では、来年七月の（仮称）川崎駅西口文化ホール（以下「西口文化ホール」という。）の開館に向けて、「かわさき」に対するイメージの中に「音楽のまち」が定着するよう、今後、様々な施策を展開していく。

西口文化ホールは、この「音楽のまちかわさき」構想の中核施設として、また、ホールで実施される各種の公演は、構想の中核的な事業として、「かわさき」を世界にアピールするという重要な役割を担っていくこととなる。

施設は、JR川崎駅西口駅前で、現在、都市基盤整備公団が施行している再開発事業地内の、駅の自由通路からベデストリアンデッキでつながる交通至便な場所に建設され、竣工後、大ホール及び市民文化施設部分を本市が取得するというもので、地上八階建てのホール棟と二七階建ての業務棟の中に整備される。

ホール棟には、二、〇〇〇席規模で、ワインヤード形式（客席が、段々のぶどう畑のようにステージを取り囲む形式）の客席構造を持つ音楽系の大ホール。また、業務棟の四階には、市民利用を目的として、一五〇の可動席をもつ市民交流室や、会議室、研修室、練習室のほか、フランチチャイゾーケーストラ用の控室、楽譜庫、練習室等を設ける。

この大ホールは、実際の十分の一という、人がくつろげるほどの広さを持つ模型により、繰り返し音響実験を行いながら、完成後の音響特性が国際レベルとなることを目指して施工上の調整を行っており、こうした音響特性を生かして、一流のプロの活動を中心に、良質な演奏を市民や聴衆に提供する大ホールと、市民自らが行う文化活動に対応するため、業務棟内に整備する市民文化施設の両面により、多くの市民に『音楽のまち』を実感していただけるような運営を目指している。

西口文化ホールの役割・使命

これまで、本市においては、芸術文化の鑑賞を希望する市民とともに、踊り・演劇・合唱など市民自らが演じる場として各区に市民館等を整備し、地域の文化振興を図ってきた。

しかしながら、音楽については、四〇・八％の方が「今後もっと鑑賞したい。」と思っており（文化庁：文化に関する世論調査）、九〇年代に入り、芸術鑑賞を希望する者に対して、より良質な公演の鑑賞機会を提供するため、それまでの多目的ホールに替わって、専用ホールの必要性が言われるようになった。

本市においても、各区に市民館等が整備された以後、専用ホールを求める市民の声もあり、川崎駅西口地区の再開発事業に合わせ、クラシック音楽向きの音響特性を持つホールに、他のジャンルの公演も可能とする音響装置を設けた、新たな文化施設を整備することとしたものである。

こうして、西口文化ホールでは、大ホールの主な「使い手」の想定を、『演じ手としての市民』から『芸術文化を鑑賞する市民』に主軸を移し、聴衆のニーズに沿った

運営を行うこととしているが、結果的に、こうした専用ホールの整備は、より高度な内容を心地よく演じたいという、演じる側からの要請に応えるものもなった。

また、これまでの市民館等の多目的・多角的な運営から、西口文化ホールでは、目的を明確にした専門的な運営を実施することにより、市民館等とのすみ分け・役割分担を図ることとし、特に、大ホールでは、運営コンセプトに沿って貸出先に優先度を付けるなど、役割の更なる明確化についても検討する必要があると考えている。

さらに、西口文化ホールの整備目的として、国際レベルの性能を持つ施設で行われる、世界一流の事業を活用して、効果的かつ効率的にホールから「かわさき」を内外に発信し、シティ・セールズに貢献することを掲げており、首都圏・関東圏からの多数の来場者の口コミとともに、新聞・雑誌・テレビ等の媒体を通して、日常的に「かわさき」が話題となるよう仕向けることも使命の一つと考えている。

そして、開館後は、各事業について、目的の達成度、聴衆・演者の満足度、費用対効果等についての事業評価を実施し、客観的な評価に基づいて、逐次、運営の軌道修正を行いながら、整備目的の達成に向けて事業を推進していくこととしている。

市民の誇りとなる文化施設

厳しい財政状況の中での文化事業ではあるが、芸術・文化、中でも、音楽は、国際的な催し等においても、しばしば重要な役割を担っているように、「国境のない文化」といわれ、とりわけ、多くの人々に、感動

や夢を与え、うるおいや心の豊かさなどを生み出す、金銭では換算できないものを多く含んだジャンルである。

芸術・文化は、市民ひとりひとりが支えていく公益性の高い、非営利の分野であり、こうした芸術・文化を育てるために、行政

の支援は欠かせないものである。

西口文化ホールでは、管理運営を川崎市文化財団に委託することとしているが、地方自治法第二四四条の二第四項の規定に基づく「利用料金制」と、専門的人材によるスリム化された財団組織により、なにより

も営業力に重点をおいた効率的な運営に努め、より少ない経費で最大限の発信性を追求することとしている。

音楽ホールの存在は、そこで展開される質の高い音楽活動等によって、川崎の経済活動にも大きな影響を及ぼすものでもあり、

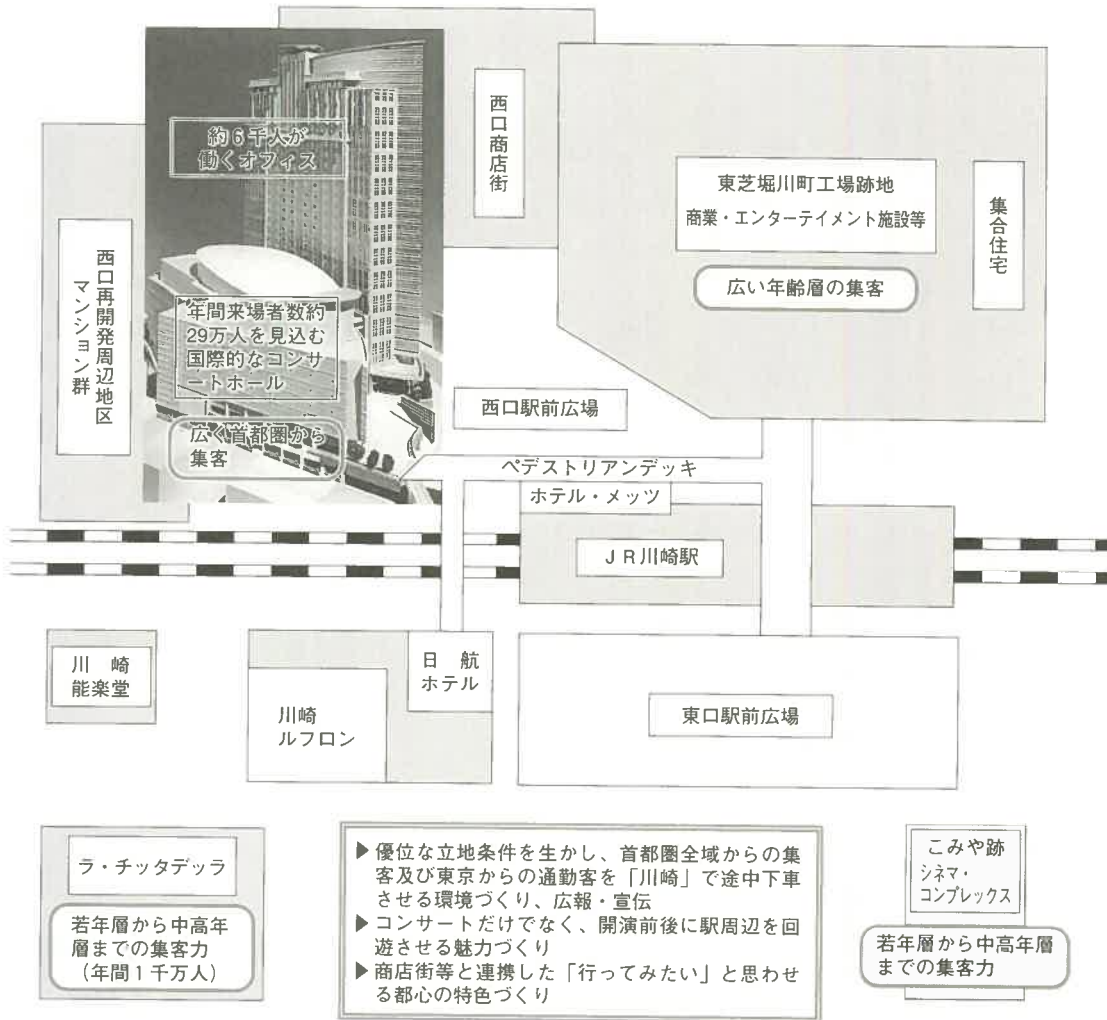
そこで実施される演奏会は、世界に通用するホールの音響性能と、「級の演奏家により「かわさき」のイメージを世界に発信するとともに、「音楽のまちかわさき」を推進する力としての効果を発揮し、そのことが、市民一人ひとりの誇りとなるものになければならない。

フランチャイズ提携と世界への発信

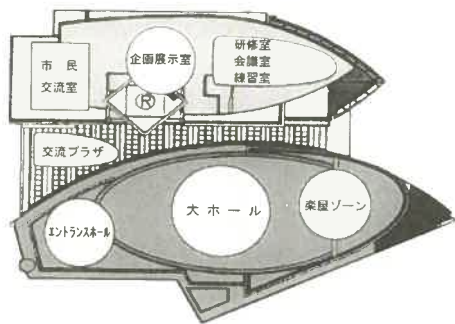
本市では、昨年の東京交響楽団とのフランチャイズ提携を契機に、「日本と世界に向けて川崎の名を発信し、文化都市としての川崎のイメージをアピールする」ため、東京交響楽団とともに、事業を推進することとなった。

フランチャイズ楽団については、欧米の多くの都市で、ホールとオーケストラ、聴衆・市民が一体となって、その都市らしい様々な音楽文化を醸成しており、それが、市民の誇りであり、その都市のブランドとなっている。これを機に、本市においても東京交響楽団と協力し合い、市民の誇りとなり、イメージアップにつながる創造的な音楽文化活動を実施していく。

幸いなことに、本市には、在住する芸術家、「かわさき」で育った音楽家も多く、そうした方々と連携し、パートナーシップを大切にしながら市民とフランチャイズ楽団とホールとが一体となって「かわさき」を世界に発信するとともに、様々なオリジナル文化が花開く「音楽のまちかわさき」の実現に向けて事業を展開していくものである。



(仮称) 川崎駅西口文化ホールと駅周辺施設との連携



多摩丘陵の緑の保全に向けた 緑地保全方策の構築について

環境局緑政部緑政課
船津真生

多摩丘陵の緑の現状

多摩丘陵は、高尾山の東、東京都町田市の最西部にある大地沢付近から、多摩川と境川にはさまれて南東方向に帯状に連なり、下末吉台地と接しながら、横浜市の南、円海山付近をとおり、三浦半島に抜けていく丘陵域である。「たまのよこやま」として、万葉集の中にその美しさがうたわれたこともある。

川崎市域においては、主に多摩川の崖線部分が多摩丘陵にあたり、斜面状の樹林地が広がっている。これを多摩丘陵の斜面緑地と呼んでいる。かつては、薪炭林や農用地であった斜面緑地は、主にクヌギ、コナラを中心とした二次林や草地である。ほとんどが北側に傾斜している片側斜面地で、およそ三〇度前後の傾斜度を示している。そのため宅地の供給を目的とする大規模開発事業は丘陵上の台地や低地を中心に行われていたが、近年宅地開発の波は多摩丘陵の斜面地にも及んでいる現状にある。こうした中、市域に現存する斜面緑地の

減少を食い止めるため、昭和六三年三月（以下「六三答申」という。）に川崎市自然環境保全審議会から「川崎市域における斜面緑地の保全手法の在り方について」が答申された。その内容として、保全にあつての基本的な考え方や保全の方策、保全施策の今後の方向について提言がなされ、斜面緑地の評価を行い、保全施策の優先度を設定することとされた。これを受け、川崎市では緑地保全地区の指定、自然環境保全地域の指定及び緑地保全協定の締結や、借地方式による「ふれあいの森」といった新しい保全手法により、現在まで精力的に多摩丘陵の緑の保全に取り組んできた。

しかしながら、十数年が経過した今でも、斜面地を対象とした開発は、依然としてとどまるところを知らず、六三答申を受けた時点での三、〇〇〇平方メートル以上の斜面緑地の残存面積は約九八九ヘクタールであったが、平成一四年八月の調査では、約六五五ヘクタール（一、〇〇〇平方メートル以上では、七四九ヘクタール）であり、三、〇〇〇平方メートル以上の斜面緑地だけに着目しても、およそ一五年で実質三〇

〇ヘクタール以上の貴重な緑地が失われたことになる。

なぜ緑地が減少するのか

緑地が減少していくのはなぜか。それには三つの主な理由があげられる。

一つは、「山林緑地にかかる高額な相続税」である。相続発生後に土地所有者が山林緑地を保有し続けるには、高額な相続税を負担しなくてはならず、これを負担できなければ、その土地を売却せざるを得ない状況をつくり出している。

二つ目は、「川崎市が持つ地域性」である。川崎市域の約八八パーセントは市街化区域であることから、土地利用の転換が容易に可能であり、市街化調整区域とくらべると相対的に財産価値も高い。そのため、貴重な多摩丘陵の斜面緑地は、一方では未開拓の経済資源でもあると解釈できる。そのため、これらを対象とした開発事業が途絶えることはなく、開発を防ぐ実質的な有効手法が存在しないことがあげられる。土地の買取申出が制度化されている緑地保全

地区を指定して保全する手法が効果的だが、緑地を買い取るための財源には限りがある。今後は市域に残された斜面緑地の現状を十分把握し、保全すべき斜面緑地の優先順位を明らかにする必要がある。

三つ目は、「建築基準法の改正による建物の共用部分や地下室部分の容積率の緩和措置」である。この改正により、従来よりも実質的に住戸数を増やすことができるため、住宅建設が促進され、従来開発不適地とされていた斜面地にまで開発の波が及ぶようになってしまった。最近では、地下室マンションなどと呼ばれ、しばしば住民訴訟などが起こされている。規制緩和の流れを受けて法改正が行われたのだが、緑地保全施策を推進する側からは大きな壁ができてしまったことはいうまでもない。

新たな緑地保全方策の構築に向けた取り組み

相続税の軽減措置や緑地保全地区指定に充てる国庫補助金の増額については、首都圏共通の課題として、八都県市首脳会議において国等に毎年継続的に要望行動を行っており、多少の改善がみられるものの、いまだ抜本的な解決に至っていないのが現状である。

このような現状を踏まえ、平成一三年九月には川崎市環境保全審議会に、従来から進めてきた保全施策を検証し、効果的に保全施策を進めるための新たな対応策について意見を求める諮問をおこなった。その結果平成一四年一月には、斜面緑地の評価を見直すこと、保全施策の優先度を設定すること、保全施策をさらに充実するための

施策を行うことなどを内容とする答申が出された。ここでは紙面の関係で答申の内容をくわしく紹介することはできないが、答申を受けて動きはじめた施策についての最新の情報を中心に紹介したい。

なお、「川崎市における新たな緑地保全方策について」答申の詳細は、川崎市ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30ryoku/home/ryokuthozen/index.htm> をご覧いただきたい。

斜面緑地評価の見直し

六三答申における斜面緑地の評価から十数年が経過したことを受け、新たに市民意識や上位計画の位置づけの有無などを評価項目に取り入れ、より客観的な基準のもとに斜面緑地の評価の見直しを行った。この評価を施策展開の優先度を明確にする指針として今後活用していく予定である。

斜面緑地保全施策の総合化

斜面緑地の柱となる施策の推進は、法に基づく緑地保全地区の指定や、条例に基づく緑の保全地域の指定、要綱に基づく緑地保全協定の締結の推進、ふれあいの森の設置、保存樹木の指定などである。また、それら保全施策をさらに充実させるための施策を推進していく予定である。

その一つは、隣接自治体との広域連携の強化である。多摩丘陵の緑の保全については、横浜市、町田市など、それぞれの隣接自治体も緑の基本計画等で課題として位置

づけている。広域的に多摩丘陵の保全を実現するためには、連携して課題に取り組む必要がある。たとえば、町田市小野路周辺から麻生区黒川、岡上にかけてのエリア、町田市三輪周辺から横浜市青葉区こどもの国周辺にかけては、三市の市境が入り組んでいるところであり、特に豊富な緑地資源が残っている場所でもある。現在、三市の緑地保全担当者によるワーキンググループが発足し、今後は具体的な保全手法等について検討していく予定である。将来的には、近郊緑地保全区域の指定を国に働きかけた

開発事業等における対応策

緑地保全施策を推進するにあたっては、地権者の理解と協力が不可欠であるため、やむなく開発に進んでしまう斜面緑地については、開発事業における保全配慮の要請を早期の段階から行える仕組みが必要となる。

一つ目は、都市緑地保全法に基づく保全配慮地区の設定である。保全配慮地区とは、緑地保全地区以外の区域で重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区と定義されている。後述する開発事業等における対応策を強化するため、緑の基本計画「かわさき緑の30プラン（以下、「30のプラン」という。）」に保全配慮地区を位置づける方向で現在検討を進めている。現在、地区設定の線引きについて検討しているところだが、30プランに示された「多摩丘陵ゾーン」を保全配慮地区とする予定である。

二つ目は、開発手続における緑地保全協議の創設である。緑地の保全は早期の段階

から地権者、事業者のもつ情報を把握し、取り組むことが必要なことから、事前相談段階における「自然的保全配慮」の協議創設を検討している。また、開発許可における技術基準においても、その強化を図ることから現行の樹林地の保全等の協議対象事業規模を保全配慮地区では、一万㎡以上から三千㎡以上に引き下げることを検討している。これに対応していくため保全配慮地区を設定し、許可基準の根拠としていく予定である。これらのことについて、今後策定されるまちづくり三条例の施行にあわせ、現行の川崎市緑化指針に加え、新たな緑地基準を策定して対応する予定である。

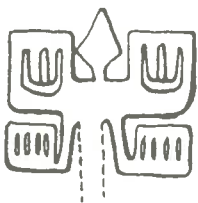
三つ目は、緑地情報データの整備である。新しく見直された斜面緑地の評価については、ランクづけされた一、〇〇〇平方メートル以上のすべての緑地ごとに、植生の状況や傾斜度、希少種等の存在の有無、文化財との一体性の有無、都市公園との連続性の有無など、評価にあたって基準とされた情報を地理情報システム（GIS）上のデータ形式で整備している。現在川崎市では、地形図をはじめとする地図情報や都市計画関連情報のGISデータ化が進められている。将来的には緑政関連のすべてのデータをGISで表示できるよう作業を進めているところである。

これら蓄積された情報をもとに、それぞれランク付けされた一、〇〇〇平方メートル以上の緑地ごとに「緑地保全カルテ」を作成する予定である。この緑地保全カルテは、その緑地の植生現況などの情報を盛り込み、配慮を求める具体的な内容を記載し、先ほど述べた計画構想段階での保全配慮協議において事業者へ提示するべく現在作成

作業を急いでいるところである。

むくみ

多摩丘陵の斜面緑地の保全を進めるにあたって、キーワードとなるのが開発と緑地保全との調和である。今、多摩丘陵の斜面緑地の現状を見ると、30プランに掲げられている樹林地の確保目標四〇〇ヘクタールの確保に向けて、予断を許さない状況となってきた。この度出された「川崎市における新たな緑地保全方策について」答申を基に、斜面緑地保全の新たな枠組みを早急に構築し、あらゆる手法を効果的に組み合わせながら、市民の財産である多摩丘陵の斜面緑地の保全に努めていきたいと考えている。

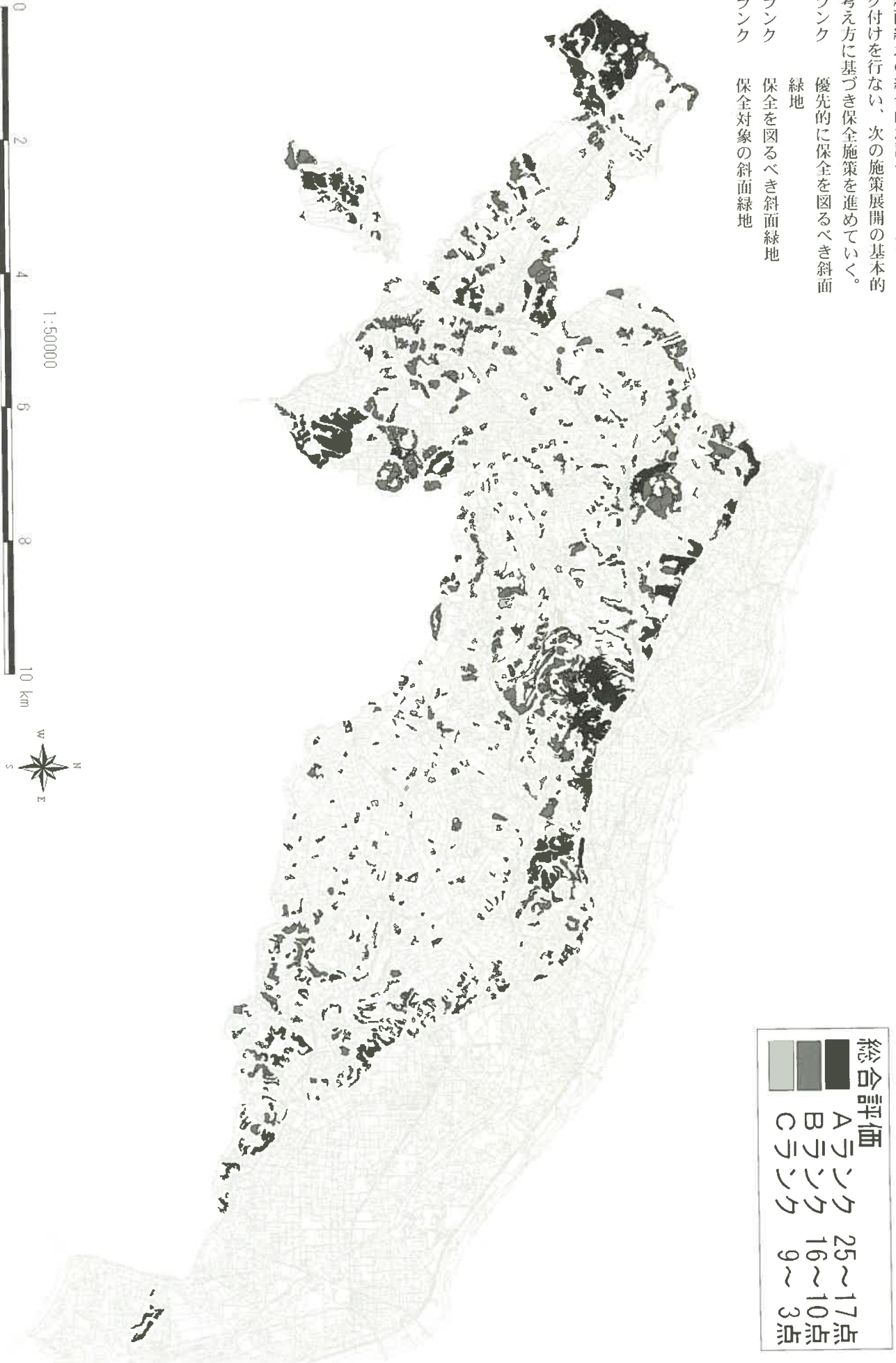


斜面緑地総合評価図

〈図の説明〉

斜面緑地の総合的な評価は、3段階のランク付けを行ない、次の施策展開の基本的な考え方にに基づき保全施策を進めていく。

- Aランク 優先的に保全を図るべき斜面緑地
- Bランク 保全を図るべき斜面緑地
- Cランク 保全対象の斜面緑地



総合評価	評価
■	Aランク 25～17点
■	Bランク 16～10点
■	Cランク 9～3点

研修の窓①

各局における職場別研修の調査を通じた今後の職員研修のあり方、キッズルームや集合住宅に関する政策課題研修、自治基本条例に関する政策法務研修、市内の大師地区、溝口地区における商業の活性化に関する政策形成まちづくり研修、韓国・富川市派遣職員、交流職員の報告など盛りだくさんの内容となっています。

政策研修の課題発見をめぐって 各局における職場別研修の調査から

総務局人事部職員研修所 主査

高橋慶子

「研修のテーマはどのようにやって決めるのですか？」と質問されることが多くあります。研修テーマの設定は、基本的には、研修ミッションとニーズを勘案し、研修担当機関が判断することにより決まっているといえます。（*今年度の政策研修テーマ一覧）これは研修企画という形態をとった政策形成過程段階のスタートであり、政策課題の発見部分ともいえます。この質問は本質を見抜いています。現在の当市政策形成研修がもつ根本的弱点を的確に指摘してもいえます。政策形成研修でありながら、研修担当機関がテーマ設定をした時点で、政策過程の初手である課題発見過程部分をショートカットしていること、なおいえば、職員の課題発見能力の養成への熱い要望だと捉えています。政策研修の担当者として、重い質問です。

そこで、今稿では課題発見の発端事例と

して三場面にインタビューしています。課題発見の透明化と職員意欲には相乗効果があるのではないかとこの仮定からです。研修企画するためのヒント、そして問題意識の発露とその実現に持ち上げる手立て、そのやる気の源泉を学んでいけるとも考えます。まるで雲をつかむようなところから、新テーマを創造するに至るまでの企画立案というごくごく初期の段階に注目していきます。

区役所職場研修インタビュー

旧態依然としたイメージをもちがちな接遇を川崎区流窓口サービス政策論議へと「転身脱却」するスピリットはどこから、どうして？という素朴な質問からスタートです。

区役所は総務、相談・情報、区政推進、

税金、建築、保健所、福祉、長寿支援、保険年金、道路維持といった多種多様な所管からなり立った総合行政機関です。そして川崎区は特に百人規模の二つの支所を抱えた五百人を越える職場であること、新人が配属される部署も多いという状況があります。専門領域の異なった職員集団から共通した課題を見出す見識が企画サイドになれば、立案の際、判断に迷うだろうと充分推測できます。

市民満足学会事務局長を講師に招き、講演後、現場職員のセッションも設けるといふ力を入れた取り組みの発端・動機づけは二つあります。一つが、前年度、区単位の職場集合研修を実施できなかったことへの反省とそれをバネにした積極的展開、そしてもうひとつの推進力が窓口サービスはCSの観点が必要との区長の強いオーダーです。職場を基盤とした研修企画は、所属ト

ップの職場風土の志向性を表現するものであり、そして職員たちにその使命感が共感的に伝播し、職員同士が互いの考えを述べる機会となります。個別事例は課題の素材群であるとの意識化がなされ、区長と職員が企画実施に向けるなかで、新たな川崎区窓口づくりという志を分かち合い迎えた研修は、講師の力量と聴く側である職員が受け止めた印象、そして研修企画者の目論見の三者に若干のズレを生じつつも、次の職場集合研修へのパワーチャージにつながったそうです。

広げること・論点にしよう

局という単位で行政課題を職員が三ヶ月間をかけた研究を行うという、所管単位をベースにした政策提言・研究があります。これは職員研修所との関わりはなく、局独自の目的、手法で完結しています。

環境局では、当時既に他局において実施していた研究成果発表会を参考に、研究機関である公害研究所について、研究成果の発表機会を与えることがそもそもの発端でした。局として持ちうる先端研究の成果や技術を局全体で広く共有すること。それは局長提言からはじまり、ここにも志を形にし、共有化したいという局の意思と、職員全体の研究することに対する職場文化気質も見えてきます。初年度から他局室区も含めた全庁職員に広く発表会を案内したほか、研究内容を日常業務とした年度、環境行政全般を内容とした年度と進化発展してきています。実務で浮上りつつある課題をまずは職員の研究の俎上に上げ、次に局職員全体の話し合いの輪に投げかけるという丁寧



公开发表会では100名の聴衆

のは、職員の専門性を磨く上で、示唆を与えてくれる試みではないかと思えます。発表会で公開することも、研修所として行っ
てきていますが、局、庁内全体でそのテーマへの認知度を高め、環境行政課題の論点の職員による整理と、庁内議論に論点を与えることとなります。

今後、職員研修所と、職員研修所に頼ることなく自律的に進めることができている職場が、部局発端の学びの機会においても、課題をめぐる研修と研究の中で相互補充しあう可能性があると考えます。なぜなら、職場こそが、政策実現の現場であり、政策課題の宝庫だからです。そこで、研修という研究機会を大いに活用しあい、政策課題の形へと持ち上げ、職員議論を巻き起こすきっかけにしたらどうかということイン
タビューから強く感じました。

自主研修グループという 継続的政策課題研究実務家たち

勤務時間外に自己啓発活動の一環として行う職員の研究。これこそ、課題意識と動機の宝庫そのものであると考えました。インタビュー冒頭、すぐにこう問い返されました。「なぜ、研究せずにいられるのかな?」「勤務時間内は繁忙、でも勉強しきれない、一人で研究しきれない人、それはそれ。集まったほうが良いとしたのが僕たちです」と、かわさき地方行政法研究会の阿部浩二さんはすつきりと答えてくれました。集団であること、締め切りがあることで、自分を追い詰め、目的によりはやく近づくことができ、考える職員としての自分の自信がもてる、そんなことが動機であり、原動力にな

っているそうです。

そこで、公的な指導者として、今年度はじめて政策法務研修において自主研修グループメンバー二人に庁内アドバイザーをお願いしました。研究蓄積経験を大いに発揮し、たとえば研究と仕事のバランス感覚のサジェスションからはじまり研究論文作成のポイント、グループ研究運営のコツ、論文査読、講評など、実務家であり研究者である視点から多様に協力を仰ぐことができました。すでに課題意識が発揮されている自主研修グループメンバーの知識経験の発揮の場と政策課題をめぐる職員参加の新たな場として研修が循環するしくみができたと考えています。

さて、今年度の政策形成研修の成果については、今稿のあと、各グループから各々の紹介がされていきます。「研修そのものの経験、無の状況から複数人でつくりあげた経験、異なる意見をすり合わせて発表できるものをつくる経験、どれも仕事での力になる」という研修生の意見がありました。自発的参加の政策研修。研修生たちが貪欲に知識、経験そして人脈を研修によって得ていく道程も、ぜひみていただけたらと思います。

* 川崎市の政策形成研修は三種類。平成一四年度の政策課題研修の研修テーマは二本。「自治体ホームページ キッズルームコンテンツを考える」と「集まり住みあう(集住)とマンションの課題」。政策法務研修は「自治体基本条例を検証する」。政策形成まちづくり研修は同一テーマで川崎市内の二つの拠点によりグループ編成。テーマは「商店街振興による地域活性化」―元気が出るまちづくりへの提言(商業版)とし、Aグループは地域密着型商店街の現状と展望(川崎区大師地域の商店街)Bグループは大規模再開発後の地域商店街の現状と展望(高津区溝口地域商店街)。

な段階を踏んだ広げかたといえるでしょう。それぞれの研究も、短期促成栽培で無理

に開花させることなく、暖め、育む余裕期間を置いてから公开发表するということも認めるなど、度量の深い研究ができてい

川崎市キッズページの構築についてコンテンツ作成と提言

水道局総務部庶務課

大津和行

自治体におけるキッズページの必要性
なぜ川崎市にキッズページが必要なのか

キッズページとは子どもを対象とした内容・表記・構成のホームページ、すなわち子ども向けホームページである（ここでは子どもは一八歳未満を指す）。

現在、国内外問わず、民間団体・政府機関・地方自治体など数多くの団体がキッズページを作成・運営している。

一方、両親へのパソコンの普及に伴い、子どもの周辺にもインターネット接続環境が整備されてきている現状がある。川崎市においても、中学生の五六・一パーセント、高校生の五六・二パーセントがパソコンを「持っている」または「家にある」状況で、利用目的としてはインターネットが圧倒的に多い（『平成一三年度川崎市青少年意識調査』川崎市）。

このような状況のもと川崎市のキッズページもつくれば十分に見てもらえそうな状況である。

川崎市におけるキッズページの必要性は「子どもたちの関心からのニーズ」および「川崎市子ども権利条例からの要請」という二点によって説明される。

関心及び権利条例から想定されるニーズは図1にある通りであるが、キッズページというインターネットホームページを使った手段はその特性に照らして、その両方のニーズを満たす手段であると言えるのである（図1）。

よって、川崎市にキッズページをつくる妥当性・必要性はあると考えられる。

川崎市のキッズページの具体的試案 われわれの作った川崎市キッズページ

さて、前述のニーズにこたえるキッズページコンテンツ（中身）として次の七つを考えた。

- 1、めざせかわさき博士（かわさきについて学ぼう）
- 2、この秋はこのイベントでキマリ！（イベントのお知らせ）

3、行ってみよう（施設案内）

4、かわさきクイズ

5、市長も参加!?おしゃべりコーナー

6、かわさきつづーり〇番（なやみ相談案内）

7、こどもかわらばん（更新情報）

これらのコンテンツが定まったところで、抽象的な概念としてではなく、具体的にわれわれの望ましいと思う川崎市キッズページを実際に作ってみたのである。

われわれのチームは二〇代から五〇代まで、パソコンへの習熟度もまちまちの、総務・経理・広報・保育園・児童館といったさまざまな職種の大津・秋保・前原・大貫・兼子・太田・相原・田口の八人であった。

一般的に、ホームページの作成過程は学習↓作成↓公開の手順を踏むが、われわれの場合も同様であった。

われわれの学習段階は学習会スタイルから自己研修スタイルへと変遷をしいたわけであるが、まずは学習会において、ホームページに詳しくなったチームリーダーの

図1 キッズページに求められること（ニーズ）

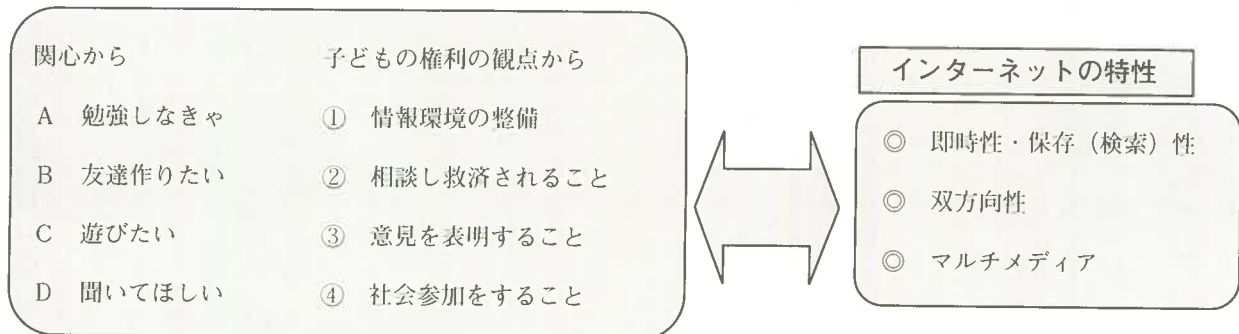
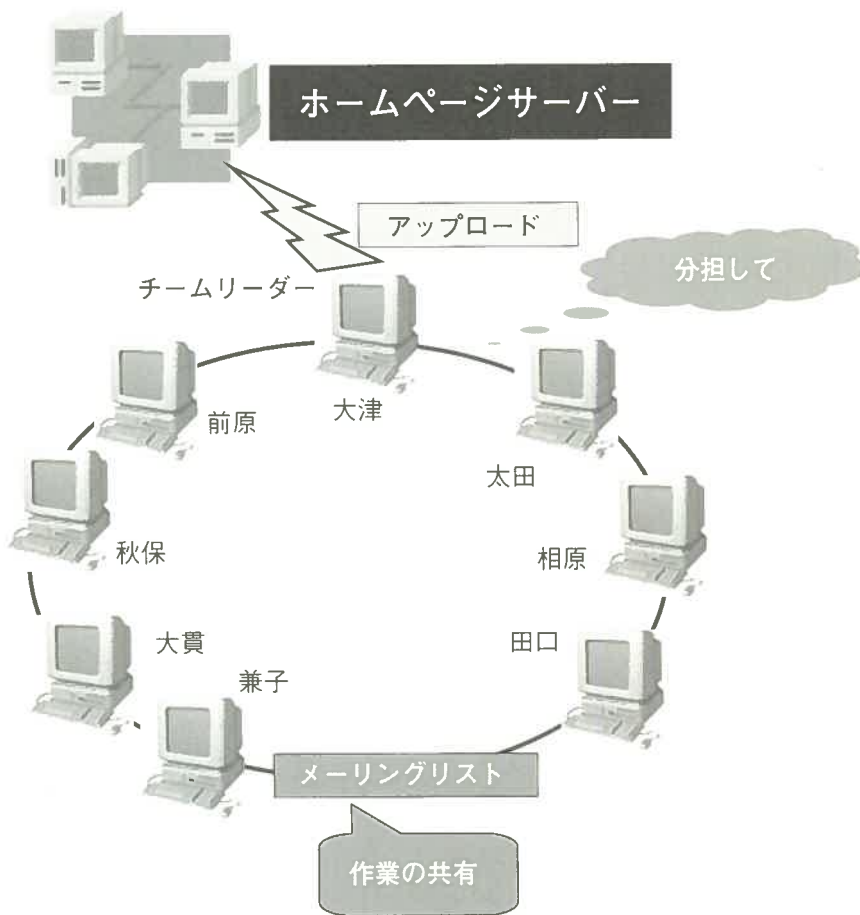


図 2



指導のもと「HTMLの構造」「リンクの貼り方」「画像の貼り方」というホームページ作成に必要な最低限の知識及びホームページ作成ソフト（IBMホームページビルダー）の使い方に関して、三日間計九時間程度学んだ。HTML学習という基礎からの丁寧な学習をしたことになる。

次に、各自のパソコンにホームページ作成ソフトを導入して、自己研修スタイルの学習に入ったわけだが、短期間で仕上げなければならなかった都合上、作成段階と並行したものになった。

作成・公開段階は図2のように、各自のパソコンで分担した作業を、メーリングリストで共有し、チームリーダーが統括しホームページサーバーにアップロードし公開した。

このような過程を経てわれわれの構想を具体化したわれわれなりの川崎市キッズページができあがったのである。

http://members.tripod.co.jp/north23/kadai/

それいけ！かわさぎっず

このURLにアクセスすれば閲覧可能であるので、ご一覧願いたい。

川崎市キッズページの構築に向けて 政策提言

では、われわれの試案を実際の川崎市キッズページにしていくなめにはどうすればよいのだろうか。次にその政策的過程を述べる。

川崎市キッズページ構築においては厳しい現状がある。平成一三年度政策課題研修Aチーム「川崎市の携帯電話サイトのあり方について」（平成一三年度政策課題研修報告書）川崎市職員研修所において、指摘・批判された硬直的なホームページ運用は存在し続け、加えて、川崎市の苦しい財政状況がある。この厳しい現状においてキッズページを現実のものとするという観点から考えた。

ホームページ作成において新規コンテンツを作る時にまず決めるべきは、「業者委託」または「自前作成」のいずれかにするかという点である。

その決定に際しては、コンテンツの類型を考慮する必要がある。

コンテンツは、その性質から表1のように三類型に分けて考えられる。

ここで現状を振り返ると、現行の川崎市のホームページ作成に関するガイドラインの制約（CGIを使えない等）により、コミュニケーション系・システム系コンテンツは、今現在は作成できない。

よって、今、キッズページを作るのであれば情報伝達系コンテンツのみとなる。そして、われわれが作ったキッズページも情報伝達系がほとんどなのである（掲示板を除く）。

表1 コンテンツの3類型

類型	内容	作成に必要な技量
情報伝達系	いわゆる一般的なホームページ 文章や画像の羅列	素人で可能
コミュニケーション系	掲示板・チャット・アンケート フォームなど	習熟により素人で可能
システム系	データベースなど大規模システム との連携があるもの。民間で言えば、ホテル予約・列車予約、インターネットバンキングなど	プロでないとできない

それゆえ、現状で川崎市キッズページを作るとすれば、自前作成が十分に可能なのである。

その前提のもと、情報伝達系コンテンツにおける業者委託と自前作成のメリット・デメリットを比較すると表2のようになる。

業者委託をしても、コンテンツの内容は職員が考えなければならぬことを考慮すると、業者委託のメリットはページの見栄

表2 情報伝達系コンテンツにおける業者委託と自前作成の比較

	メリット	デメリット
業者委託	・凝った見栄えのあるページができる	・コストが高い ・すぐに更新できない ・思ったようなページができないこともある
自前作成	・コストが安い ・思ったようなページができる ・更新がすぐできる	・職員の技量により見栄えが左右される

えが凝ったものができるということに絞られてくる。

そして、現在の川崎市の苦しい財政状況を考慮すると情報伝達系のキッズページ作成に多くの費用をかけることは現実的ではない。

よって、キッズページは自前作成であるべきであろう。

そして、われわれ八人のキッズページ作成過程は、自前作成におけるひとつのテスト

トケースになる。

その作成経験からキッズページ自前作成を行うに對しては次の三点が重要となつてくると提言する。

- ◎ ホームページ研修体制の現実的な充実化
- ◎ プロジェクトチームの必要性
- ◎ アップロード段階での電子的ネットワークの必要性

ホームページ研修体制の現実的な充実化とは学習会形式の学びだけでなく作業をしながらの自己研修的学習がホームページ作成スキルの向上に大きく貢献したという経験から来るものである。

現在の川崎市のホームページ作成者養成が年一回程度の学習会形式のみであるのを

発展させて、段階的研修の設置また相談窓口としてのエキスパート職員配置の必要性があるということである。

プロジェクトチームの必要性とは、われわれがさまざまな職種の混成メンバーで、だからこそ、それぞれの専門を生かした特色あるコンテンツができてきたという経験から来るものである。

よって、広報主管課や情報管理主管課のみによる統括で作らず関係各局からのプロジェクトチームとしての人材編成が必要であろうということである。

アップロード段階での電子的ネットワークの必要性とは、われわれがメールنگリストを通じて作業を分担し共有したからこ

そ、短期間でキッズページを仕上げられたという経験から来るものである。よって、キッズページ構築のためのプロジェクト構成員を結ぶ電子的ネットワークはぜひとも考えられるべきである。電子的ネットワークはメールングリストのほか庁内イントラネット上の電子会議室などが考えられる。

実際に川崎市役所キッズページが構築される際、または、この報告の読者がキッズページの構築を考えられる際に今回のわれわれの取り組みでの教訓がいくばくかなりでも生かされることを願ってやまないところである。

研修の窓⑥

集住 集まって住むというコンセプト

まちづくり局都市計画課

塚本猛 / 消防局予防課

出口弘 / 環境局労務課

蔡敦子

中原区役所納税課

川路清史 / 川崎区役所資産税課

栗原麻衣子

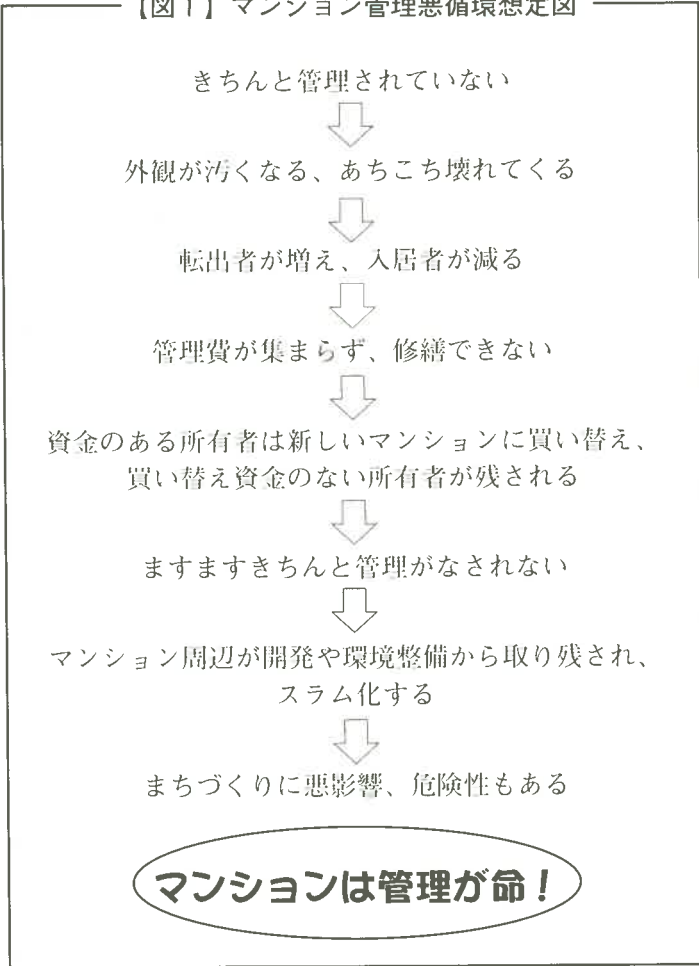
集まって住む、そのことは都市居住の基本でありながら、そのスタイルは様々です。近年、土地価格の下落や都心回帰現象から、分譲マンションブームが来ています。また、日本人の「住宅は資産として所有」という考え方が後押ししているようです。しかし、この「分譲マンション」は、今までの平屋

戸建てや賃貸とは異なり、修繕、建替え、共有資産といった特殊な事情が見えてきています。そこで、この研修では分譲マンションを取り上げました。

マンションにひそむ危険性

現在川崎市にある分譲マンションのうち、その一割弱が建設後三〇年以上の年数が経過し、老朽化が危惧されています。「自分のマンションなんだから老朽化して何が悪い？」といわれる方もいますが、構造上の危険性や資産価値の減少といったマンション単体の問題にとどまりません。その居

【図1】マンション管理悪循環想定図



住者自身から周辺にまで悪循環で影響を及ぼす危険性がひそんでいるのです。

これは「マンション管理」というものがきちんとなされていけば回避できることですが、この「管理」という意識は、一般的にマンション購入者も行政も低いと考えられています。

管理組合という組織

分譲マンションは多くの所有権が一棟の中に存在する資産であるため、「区分所有法」によって、部屋の持ち主は組織を作らなければなりません。その組織を「管理組合」と呼んでいます。しかし、この法律だけではマンション管理に対応できなかったため、「マンション管理適正化法」が生ま

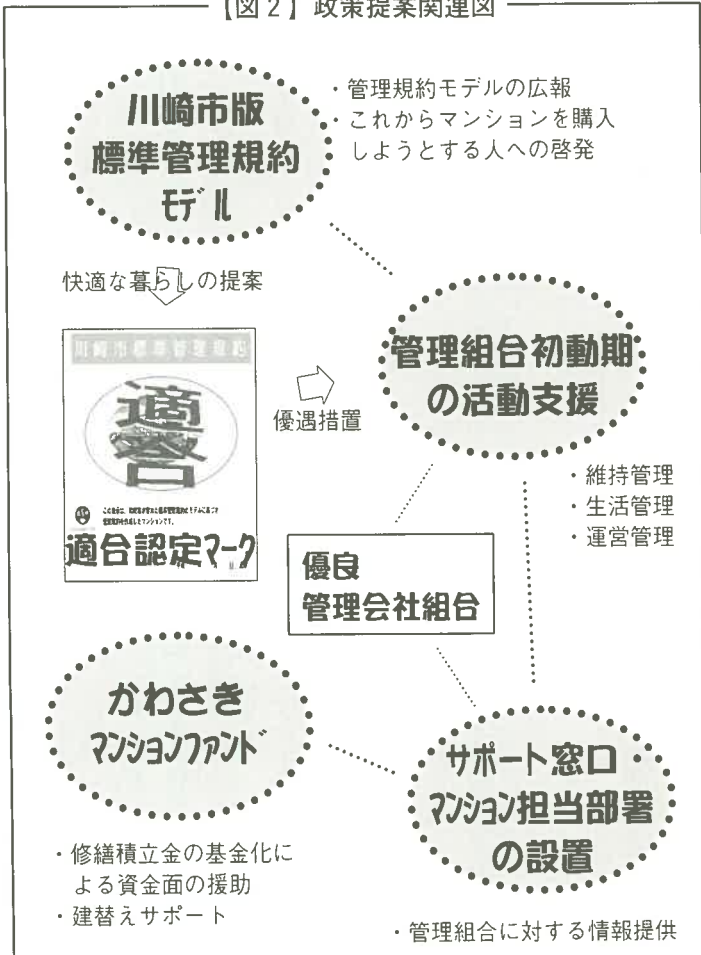
管理組合というコミュニティ

多様な世代、職業、ライフスタイルが存

れました。管理組合等の努力義務規定のほか、「マンション管理士」という専門資格の創設や「管理業務主任者」という管理業者への規定などが盛り込まれ、管理組合への法的な支援はひとまず整いました。

ところで、似た言葉として「管理会社」があります。これは管理組合が管理業務を委託する相手であり、マンション管理の専門的知識や経験を有する存在として良きパートナーであるべきなのです。しかしながら、そのような対等な関係が築けるかどうかは、管理組合の自主性と成熟度によることも多いようです。

【図2】政策提案関連図



在するマンションの中では、管理組合がスムーズに方向性を決めることは困難でしょう。「管理組合」を単に資産を守りあう法律でつくられた存在として位置づけしてしまいがちです。私たちは管理組合を、所有者が互いの生活を少しでも明るく価値のある時間とするようなプラスαのコミュニティとすることを考えていくべきです。せつかく存在するコミュニティのカタチの中で、みんなで合意形成を図ることを楽しみとしながら生活できたら、日常生活が明るくなるだけでなく、管理組合の方向性もより深い話し合いのもとに決めることができるようになるでしょう。市内のマンションでインタビューを行いました。実際にこのような積極的な管理を行っているマンションもあるのです。

修繕積立金事件…？

突然回覧で修繕積立金のアップという話が廻ってきました。一見大事件と思う方もいるでしょうが、実はこれは必ずしもそうではありません。分譲時には販売会社が完売させることを目的として、管理費や修繕積立金が低く設定されていることが多く、そのまま放置すれば、必要となる費用に積立金が追いつかなくなると、マンションで資金的な破綻をもたらすこととなってしまいます。そのときこそ事件です。

また、管理費と修繕積立金は混同して考えられがちです。日常的に発生するコストである管理費は効率的に用いることができますが、修繕積立金は長期修繕計画を裏づ

けとして現行の修繕積立金との関係を明確にし、必要であれば積立金の値上げ等も本来自行なくてははいけません。また、駐車場代等も管理費もしくは修繕積立金に振り分け、全体として効率的な資金運用を始めていくマンシヨ管理組合もあります。

いろいろな方法がありますが、こんな計画の修正に対する合意形成にもコミュニケーションの存在は欠かせません。

管理組合のネットワーク化

ここ川崎では、平成二三年四月に「かわさきマンシヨ管理組合ネットワーク」、通称「川管ネット」という川崎市内の管理組合の連携組織が発足しました。情報交換や問題解決の支援を行うとともに行政とも緊密な連携を行っています。会報を発行するなど、管理組合からの会員と、建築士などが参加して、活発な情報交換を行っています。

意識改革

分譲マンシヨの建替えは、現実的にはかなり厳しいことです。代替の手段としては、適切な管理と修繕によつて建物の寿命を延ばすことを目指すしかありません。そのためには、マンシヨは居住者全員の資産であるということを再認識し、マンシヨ管理や共有部分の修繕に主体的に取り組む必要があります。もし、その関心が育たなければ、現在のマンシヨ建設がいずれ「マンシヨのスラム化」という社会問題を生み出すことになるでしょう。

それを避けるために、現時点での政策提言として次に掲げるようなものを考えます。

- ・川崎市標準管理規約
- ・管理規約適合マーク
- ・活動支援
- ・サポート窓口・担当部署の設置
- ・かわさきマンシヨンファンド

前二つの提案については、マンシヨ分譲当初の管理の設定に対するものであり、それらをどう生かしていくのか、それは管理組合の主体性に任せられる部分となります。そこを支援していくために、分譲後三年程度は管理組合の初動期として、活動を支援していく必要があると考えます。マンシヨ

研修の窓④

自治基本条例を考える

はじめに

今回、政策法務研修のテーマとして自治基本条例について検証した。自治基本条例は「まちの憲法」といわれており、北海道ニセコ町を始め、いくつかの自治体が既に制定し、また多くの自治体が制定を検討している条例である。しかし自治体の数だけ

ン管理については、建物を維持していく側面、日常生活のルールづくりや居住者間の交流といった側面、管理組合のお金の管理等の組合運営の側面があると考えられます。管理組合だけでは情報もマンパワーも確保しきれないのが現状ですから、常設の相談機関や市の担当課が組合をサポートしていくことが不可欠であるということです。

マンシヨ管理は管理組合による自主的活動ですから、行政は直接介入ではなくあくまで支援ということになるでしょう。行政による支援というとスタンスが難しいと思いますが、研修を通して得た感覚でちよ

うど良いスタンスだと思つた政策提案を私たちがはしてみました。このような提案から具体の支援メニューが策定されると、多様な価値観やライフスタイルを持つ人たちが住むマンシヨでも、その管理組合が事情にあわせた形で取捨選択して自主的活動へとつなげられると考えます。

しかし、マンシヨ管理はその棟数分だけあるといつても過言ではなく、限られた時間の中でまだほかにも見えなかつた課題があるはずで、今後もマンシヨ管理の現状を共有し、方向性を定め、その一方で施策として実現化していく重要性を感じています。

平成一四年度政策法務研修

多摩区役所福祉課

伊藤卓巳

自治のかたちが存在するが如く、自治基本条例に関する確立された考え方はない。そのため今回の研修は非常に取り組みづらいものとなり、混乱を極めた時期もあったが、研修の経過と、そこから我々が学んだことを述べていきたい。

暴走期

研修当初は、自治基本条例を所与のものとして捉えていた。したがって、自治基本条例に関する数ある論点の中から、「市内分権」と「市民参加」との二つにテーマを絞って検討していくこととした。市内分権には、NPOとの連携、区役所機能の強化、職員能力の向上を主なテーマとし、市民参加では、今までの歴史と今後のあり方に



いて検討した。

以上のテーマに沿って中間報告書を作成し、辻山幸宣先生を始め様々な方に見ていただいた。しかしその評価はなく、その原因は、全体の一貫性がないといった根本的なものであった。また個々のテーマにおいても大いに問題があった。いずれにせよ我々の失敗は自治基本条例を所与のものとして捉えていたことであろう。自治基本条

例は我々が考えていたよりも複雑なものであった。また、数ある論点の中から上記の二つのテーマを何の思慮もなく選び出したことも大きな原因であった。知識不足を露呈してしまった我々は、研修への取り組み姿勢や研修の進め方を全面的に改める必要があった。

混乱期

中間報告書作成後に、ほとんどゼロからやり直しとなった我々には、知識を得たり、それぞれの考えを共有し、統一するための時間が十分には残されていなかった。そのため自主的な学習や、昼休みや業務終了後などに集まったり、電子メールでやりとりするなどして、時間の不足を補っていた。

主な検討事項は「自治基本条例とは何か、必要性はあるか」であり、自治基本条例の意義と必要性を論理的に構成しようと試みた。しかしなかなか難しい。「まちの憲法」「信託の再確認」など、キーワードらしき用語は幾つか出てくるものの、その言葉に感わされるばかりで、具体的な答えはなかなかでてこなかった。自治基本条例は本当に必要なのか、意義はあるのか。基本的であるが故に難しい問題に振り回される時期が続いた。

一歩前へ進んだ時期

中央集権から地方分権の時代、自治体の限界と公共概念の変化など、自治体のあり方に大きな変化が生じている一方で、自治体の基本原則を示すものはない。我々はその空白部分に自治基本条例の意義と必要性を見出し、自治体の基本原則・方向性を示すものが自治基本条例であると考えた。

また、「公共」部門を行政のみで担っていくことはもはや困難となってきたことが多く、今後は、市民やNPOをはじめとする市民活動団体、企業など、様々なアクターとともに市制を担う必要性があると考え、それを「協働」による自治、すなわち「共治」と定義した。この「協働」「共治」こそが自治基本条例の理念となるものと捉えた。

自治基本条例の意義・必要性和理念について一応の答えを出し、ある程度の筋道が見えてきたため、中間報告書を再構成し、新たな報告書の骨格をつくろうとした。まず第一章には自治基本条例の「総論」について検討した。続いて第二章には「協働」「共治」の形を挙げた。具体的には、市民参加による共治、NPOや民間企業など民間団体との共治、区役所機能の見直し、職員能力の向上、情報公開・情報提供、について検討した。最後に第三章では、自治基本条例策定へ向けての留意点について検討し、徹底した市民参加の必要性について触れた。

研修を終えて思うこと

自治基本条例を策定する際の課題は多々あるが、最も重要な課題は、「いかにして信頼性を持たせるか」ということではないか。行政側が、市民参加や協働・共治についていかなる言及をしたとしても、そこにはどうしても胡散臭さがついてまわる。その点について我々は十分理解してはいたつもりだが、今回の報告書では触れなかった。それは、「行政職員のみ」でどれだけ知恵を振り絞ったとしても胡散臭さを払拭することはできず、自治基本条例にまちの憲法

としての信頼性をもたせることは、実際に市民参加がなされるプロセスにおいては極めて可能となると考えたためである。市民参加がほとんど実践されずに自治基本条例が成立したとしても、それは「胡散臭い」条例にほかならず、まちの憲法としての信頼を得ることは難しい。

自治基本条例はまちづくりの基本原則・方向性を示す法的なツールである。しかしそれだけでは信頼を得ることはできず、多大な市民参加が求められる。自治基本条例にはいまままでなされてきた市民参加をより高い次元へ引き上げるツールとなりうるという点においても、その意義が認められるのではないか。

どのようなコンテンツの自治基本条例が、どのようなプロセスで作られ、さらにどのように運用されていくか、あるいは「不文憲法」として自治基本条例を策定しないか、その自治体の力量が今問われているといえる。

おわりに

研修当初の暴走期の後、混乱に陥った時もあり、あまり政策法務の研修とはならなかったが、一人の脱落者も出さず、無事に研修を終えることができた。これも、研修を支えてくれた多くの協力者のお陰である。我々の、非常に長く問題も多い報告書を、忍耐強く何度も読んでいただき、貴重なアドバイスを頂いた多くの方々への感謝の言葉をもって、終わりとしたい。

地域密着型商店街の 現状と展望

川崎区大師地域の商店街

交通局経理課

高木誠一

大師地域は、南北に長い川崎市の南側に位置し、初詣などで全国的に有名な「川崎大師」でもおなじみです。大師地域の商店街といえば、仲見世通りなど「参詣客」向けの商店街がまず頭に浮かぶのが普通かもしれませんが（私も、研修に参加するまではそうでした）、地域住民の方々が利用する「地域密着型商店街」も負けず劣らず栄えてきました。住宅が密集しているため、大型スーパー等が進出する適地が川崎区内にあまりなかったといった背景もあるようです。

もつとも、京浜工業地帯から工場等の撤退が進むにつれて、川崎区でも跡地に大型スーパーが進出するようになり、大師地域の近隣にも平成一〇年七月にイトーヨーカドーを核店舗としたミナトマチプラザがオープンしました。また、工場等の跡地には、マンションも数多く建設され、住民の構成に変化が見られるようになりました。

平成一四年三月に市が実施した「商店街通行量調査」によると、大師地域の「地域密着型商店街」の通行人の減少は顕著で、

平成八年七月と比較して五〇%以上の減少を示した調査地点もあります。外的環境の変化にどのように対応していくべきかが、大師地域の「地域密着型商店街」の課題といえます。特に住民構成の変化については、私たちの研修のテーマとなっていきました。

はじめに

今回の研修のスタイルについて少々説明します。まずは、簡単に基礎知識等の講義を聞いた後、商店街を実際に歩いてみました。商店の方々や、お客さん方にアンケート調査を実施するとともに、私たち研修生自身が街の息吹を感じました。戻った後、アンケート結果や自分たちの感想の中から問題点を抽出し、解決策を提言としてまとめ上げました。平成一四年七月の末から、足かけ半年以上の長い研修でした。

大師地域は「こんな商店街」

アンケート調査の結果を発表する前に、まずは大師地域の「地域密着型商店街」がどのようなところか、実際に現地を歩いた感想も含めて紹介させていただきます。

- ・ 歩行者天国を実施している
- ・ 一部を除いて、一四時もしくは一五時から一八時までの間、歩行者天国を毎日実施しています。もつとも、道幅が広くて歩きやすいかというと、そういうわけでもありません。それは：
- ・ 自転車が多い
- ・ 歩行者より、むしろ自転車が多いくらいです。もつとも、商店街には駐輪場がありませんので、歩行者天国の時間帯になると、道の真ん中に整然と自転車がとめられるわけです。

- ・ 活気あふれる「昭和通り」
- ・ 狭い路地の両側に生鮮三品（肉・魚・野菜）やお惣菜の店が充実している昭和通りは、値段も安く、まるで市場のよう。今でも十分、活気にあふれています。
- ・ アーチが変わると「こりやく」が！

駅前商栄会では、アーチの建替とともに、

通称を「こりやく通り」としました（私たちが調査に行った頃はまだ計画段階でしたが）。今後どんなこりやくを地域にもたすか、注目です。

- ・ 若手ががんばっている
- ・ 地域のホームページ「川崎大師タウンネット」や、「サンバカーニバル」「大師サマーフェスタ」（スタンラリー）などのイベントで、商店街の若手が活躍しています。
- ・ お客さんは高齢者中心

やはり高齢化は進んでおり、お客さんは昔から地域に住んでいる高齢者を中心です。もつとも、銀行などには若い親子連れ等も多く見られます。大師地域は、人口統計的には、六五歳以上の高齢者と三〇歳代で人口の増加がみられます。

- ・ 空き店舗問題について
- ・ 全国の商店街で空き店舗が問題となつていきます。大師地域も、空き店舗があります。むしろ廃業した店舗がマンションや建売住宅など、店舗以外になつてしまいうケースが多いようです。

アンケートの結果について

私たちは、二三店舗のお店と、三五名のお客さんに、それぞれアンケート調査を実施しました。統計学的にはサンプル数不足ということになるのですが、実際に生の意見を聞いたという点では、非常に有意義な調査だったと思っています。すべてをここで紹介するには紙面不足ですので、私たちが印象に残った点のみここで挙げさせていただきます。

- (一) 商店へのアンケート結果について、印象に残った点



大師サマーフェスタ

・ 来客数は減少傾向、自転車や徒歩で来店する五〇〜六〇歳の女性中心の固定客が多い。
 ・ 日曜はお客が少なく、定休としている店が多い。不定期休の店も少なくなかった。
 ・ お客さんとのふれあいを重視している店が多い。
 ・ 何をやってもだめだという、あきらめ感をもっている店も少なからずあった。
 ・ 商店街活動に、積極的に参加している店は半数程度。
 ・ 一方で、商店同士が連携する必要性強く感じている。
 (二) 消費者へのアンケート結果について、印象に残った点
 ・ アンケートに答えてくれたのは、自転車や徒歩で来店する六〇歳以上の女性。若い

女性の姿も多くみられた。
 ・ 商店街に来る理由としては「商品が安い」「気に入った店がある」「昔から来ている」。
 ・ 商店街の欠点としては「多くの店を回るのが面倒」「必要な種類の店がない」。
 ・ 商店街の店舗より、小規模スーパーを支持する人が多い。

問題点の抽出

アンケートの結果と、私たち自身の感想から、大師地域の商店街が解決すべき問題点を抽出してみました。ここでは主なものとして、二点挙げさせていただきます。
 まずは、「店舗間の連携」についてです。
 個々の店ではいろいろ工夫している店舗も多かったのですが、自分の店のみを取り組

みで終わっている現状があります。一方で、あきらめムードに陥っている店も見受けられます。その両方で、商店街のまとめ役の力量が大きいと感じているようです。商店街同士の連携を実現するための取り組みが必要とされています。

そして「三〇歳代顧客層の取り込み・ライフスタイルの変化への対応」です。マンションなどの増加により、三〇歳代の人口は増加しているにもかかわらず、顧客として取り込めていません。日曜に定休の店が多いことから分かるように、核家族化・夫婦共働き化への対応も出来ていないようです。たとえば「商店街で休日を楽しみながら、一週間の買い物をする」ライフスタイルを創出することも必要ではないかと思われま

提言について

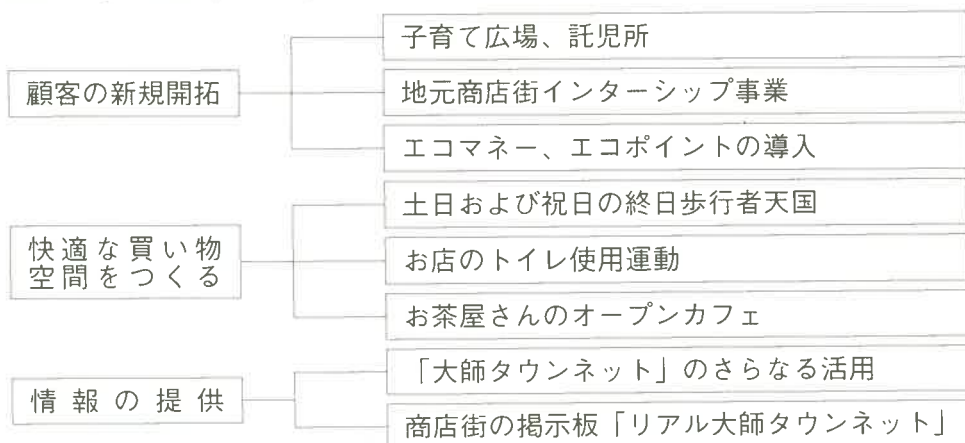
問題点の中から、さらにキーワードとして「顧客の新規開拓」「快適な買い物空間をつくる」「情報の提供」を設定し、解決策を提言としてまとめました。(別表を参照してください)

最後に

提言の実行にあたって、実は大きな課題があります。まずは、地域住民と商店街が、今以上に交流すること。そして、地域の活動の担い手を育てていく必要があるということです。つまり、商店街と地域住民のパートナーシップが重要になってきます。またその中で、行政が果たすべき(もしくは果たさな

でしよう。もつとも、提言の中で簡単に実行に移せそうなものを着手して、成功体験を積み重ねるといった取り組みからパートナーシップを構築するといった方法も有効だと思います。

別表 私たちの提案(主なもの)



溝口を魅力あるまちにするために

多摩区役所区民生活部生田出張所

三原宜輝

平成九年、川崎北部の中心地である溝口地域は再開発事業が終了し、北口周辺は整備されて大きく様変わりしました。平成十年度政策形成まちづくり研修で再開発完成間近の溝口を取り上げましたが、再開発終了から五年が経過した現在、溝口は再開発による影響が明確になつてくるとともに今後の課題が見えてくる時期です。そこで我々は溝口の現状を踏まえた上で、今後の溝口が魅力あるまちになるための方策について提言をまとめてみました。

溝口の現状と問題点

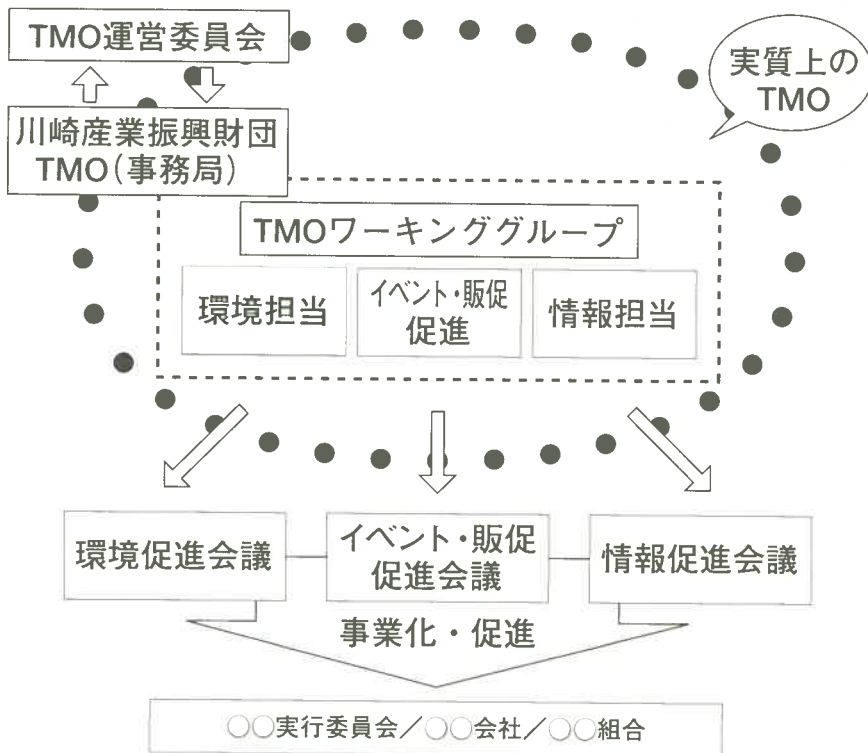
現在の溝口北口駅前にはベデストリアンデッキが広がり、再開発ビル「ノクティ」がそびえ立っています。しかし、ベデストリアンデッキから下に降りると再開発前の状況を色濃く残しています。大手スーパー等、量販店が多く建ち並ぶ商店街は放置自転車が所狭しと並べられ、車や自転車がひっきりなしに通行しています。

溝口の商店街関係者へのインタビュー、

利用客へのアンケートの結果、溝口の印象は親しみ易いが歩き難い、商店街はゴミゴミしており景観が損なわれているとの意見が多数挙がりました。また、放置自転車や車の通行対策・ゴミ問題等の解決が必要であるとの意見が目立ち、利用者からは個人的・お洒落な物販店を望む声が多く見受けられました。

溝口を活性化させるには、道路や景観の問題を解決し、利用者のニーズにあつたまちづくりをすることが必要ですが、これらの問題は商店街・行政・地域住民が一体となり溝口全体で検討しなければ解決が不可能です。しかし、我々は溝口をフィールドワークしている中で、個人レベルでの意識を持つ人は多いものの、溝口全体で物事を考える意識が少し希薄のように感じました。溝口を一つのまちとして考えてもらうためには、人々が溝口というまちに関心を持ち、まちづくりに協力することが必要です。そこで本稿では溝口全体が一つのまちとなつて魅力を打ち出すための方策について述べたいと思います。

「かわさきTMO」の体制



「みぞのくちTMO」の設立

溝口を一つのまちとして考えてもらうためには、溝口への様々な意見が反映され、まちづくりに関心を持つ人々が参加可能であり、溝口駅周辺だけでも五つに分立している商店会を一つに集約出来る組織を設立する必要があります。そこで我々は「みぞのくちTMO(注1)」を設立し、溝口を一つにまとめる中心的な役割を担う組織とすることを考えました。

中心市街地の衰退が問題となっている現在、TMOは中心市街地活性化を推進する中核的な組織となり、様々な団体との調整を図りながら、まちづくりに関する事業の企画・運営を行なっています。現在、川崎駅東口周辺活性化事業を推進している「かわさきTMO(図一)」を例として、仕組みを説明します。

「かわさきTMO」は三体制で運営されています。TMOやまちづくりの方向性を協議するTMO運営協議会は地元関係者の代表で構成されています。TMOの取り組みの検討と企画・立案を行なうTMOワーキンググループは地元の代表・有志が中心メンバーです。個別の事業に関する具体的な検討・意見交換・合意形成・運営を行なう販売促進会議、イベント・販促促進会議、情報促進会議は自由参加できます。

「かわさきTMO」の役割は大きく五つの要素にまとめることが出来ます。第一にまちのビジョンづくりです。まちの方向性を協議しながら各主体の個別事業を望ましい方向へ誘導します。第二に合意形成の促進です。まち全体でビジョンを共有するため、地域への情報発信・まちづくりフォーラムの開催等を行ないます。第三に事業の実施・実現支援です。各主体での取り組みをTMO事業とし、事業化へ向けて実現を支援するとともに、まちの機能強化のために情報収集・分析を行ないます。第四は新規取り組みの企画提案です。まちにとって必要性のある新しい取り組みについて企画提案し、地域関係者と協働して望ましいまちづくりを推進します。第五に行政への提案・働きかけです。事業者だけでは対応出来ない問題について協議・取りまとめを行

ない、行政に対応を求め、公的施策実現を要請します。

これらの役割にプラスして「みぞのくちTMO」には次のような特徴を持たせます。まずは商店街関係者の負担金制度・市民ファンドの導入です。組織を運営するための活動資金は商店街関係者から直接集める負担金でまかないます。このことにより商店主自身がまちの構成員である事を自覚し、積極的にまちづくりに参加させるよう仕向けます。また、「みぞのくちTMO」内に市民ファンドを設立し、溝口のまちづくりに対して自分の意見を反映させたい市民を参加可能にする仕組みを創設します。次に専任タウンマネージャーの雇用です。専門知識のある専任のタウンマネージャーを雇用することにより、企画立案や事業実施を計画的かつ迅速に行なうことが可能になります。そして、まちづくり自己評価システムの導入です。事業実施の過程で問題が生じた場合に計画見直し・事業の中止を決定出来るようTMO組織内に定期的に事業計画・組織運営を客観的に自己評価できる部門を設置します。

溝口を魅力あるまちにするために

溝口が魅力あるまちになるためには「みぞのくちTMO」が中心となって様々な活動を行い、地域住民をまちづくりに巻き込むことが重要になります。溝口の利用者でもある地域住民がまちづくりに参加することで、商業者側は利用者のニーズを取り込むことが出来ます。地域住民側も自分のニーズが充足されるだけでなく、まちに関心を

持つことから、まちに愛着が湧いてきます。溝口全体が一体となりまちづくりを行なうことによりまちが活性化されていきます。

まず、地域住民参加を促進するために各種イベント等の活性化事業や自転車整理等の企画・運営にボランティアを活用します。このボランティアの中からまちづくりに関心がある人々を集め、さらには溝口を拠点として活動するNPO等にも協力を依頼して、「みぞのくち活性化実行委員会」を設立し、様々な住民の考えを尊重したまちづくりを検討します。

また、地域住民にまちづくりの意識を浸透・向上させるには、溝口の情報地域住民に積極的に提供することが必要です。情報を包み隠さず提供することにより、住民ははじめて自分のまちを客観的に見て、主体的に考え、行動することが可能になるからです。具体的にはニュースレターの作成やホームページの設置、さらにはメディアへの積極的な情報提供を行ないます。

次に溝口各所でワゴンショップを展開し、利用者の要望が高かった物販店を出店します。省スペースで簡易に移動可能、多種多様な物販を提供するワゴンショップの出現により、大型店に集中していた利用客を溝口全体に回遊させることが可能になります。

さらには景観に配慮するために草花好きの地域住民の方々に協力を依頼して草花プランターを溝口全体に設置します。地域住民の方々に協力してもらうことにより、費用も抑えられます。また、プランターを世話することにより、まちに対する愛着が地域住民に生まれます。

さいごに

我々は地域住民を積極的にまちづくりに参加させることが溝口活性化につながっていくと考えています。そして「みぞのくちTMO」は地域住民をまちづくりに巻き込む中心的役割を果たします。地域住民が溝口に関心を持つことにより、地域住民でもある利用者のモラルが向上し、放置自転車やポイ捨てが減少する可能性もあります。また、溝口に関心を持つことをきっかけとして、まちづくりに参加し、さらには各々が思考する溝口の様々なイメージやアイデアが実現されるまちを作り上げることが出来れば、溝口は活き活きと魅力的になるはずです。

溝口は「自分を発信できるまち」になることにより、魅力あるまちになります。我々の提言の中から少しでも溝口活性化につながるものがあれば幸いです。

注1 TMOとは「Town Management Organization」略して、まちづくりを運営・管理する機関。



富川市目標管理制度

大韓民国富川市における事例

日本では、高度経済成長の終焉に伴う時代の激しい変化を受けて、民間企業では一九九〇年代から、目標管理制度を導入する動きがみられるようになってきた。これは、自治体レベルにも波及しつつあり、名古屋市や甘木市（福岡県）などでは実際に導入されている。

目標管理制度とは、アメリカの経営学者ドラッカー教授によって提唱された管理の理念・方式であり、組織の各構成員が（一）上位の管理者との協議に基づき（二）組織の目的との有機的な関連を考慮しながら（三）客観的に測定可能な形で設定した目標を、当該職員に権限を大幅に委譲した上で、自己統制に基づいて遂行させ、その目標の達成度に照らして業績や貢献度を評価する制度である。このように、組織目標と個人目標の統合を図りながら、効率の高い組織管理体制を作り上げようとするものであり、現在日本の多くの自治体が行財政改革を進めている中で、ようやく一部での導入がはじまったばかりというのが実情である。

一方、韓国の状況をみれば、金融危機及びIMFにおける構造調整等を契機として、新しい経営概念や発想を取り入れようとする動きが顕著となり、その一環として目標管理制度についても中央政府（行政自治部）により一九九九年に指針が定められ、一部自治体レベルでも導入されるようになり、さらに、「政府業務等の評価に関する基本法」の実施により、二〇〇三年度に全国各自治体において本格的に導入されることとなった。

本稿では、こうした韓国における自治体レベルでの目標管理制度のうち、富川市における目標管理制度（B-1MBO Bucheon Management by Object）を紹介することとした。

目標管理制度導入の背景

富川市では、金融危機及びIMFの影響を受け、一九九八年度より人員削減及び組織改編、一部民間委託化等の構造調整を余儀なくされ、それと併せて市役所経営力の

改善及び強化が推進された。

この改革の一環として、効率の高い組織管理体制の構築及び感情に流されがちな上司による勤務評定システムを改め、能力と実績に基づく、より公正な評価体系を構築することで、法令と制度、慣行等の枠組みを超え、市民サービスの向上に資することが必要であると考えられようになった。

その手段として、市の重要な業務について、目標管理制度が、全国の自治体よりも早い二〇〇〇年度に導入されるに至った。

目標管理制度の運用状況

富川市においては、チーム（係）を中心として、一年間で達成すべき戦略的目標を一つずつ（*二〇〇三年度より二つずつ）設定し、その実現のために自ら進行管理をすることとしている。特に、この事業執行に全職員が参加することで、職員の意識向上と職場の活性化を図ることも期待されている。

具体的には、図1のようにPLAN（計

総務局交流推進課

菅野仁

画）、DO（実行）、CHECK（見直し）を基本としており、単年度の評価のみならず、その結果を受けとめ、翌年の目標に反映させるというプロセスを継続し、全体として行政サービスの水準を高めていくことが重要視されている。

① 戦略目標の設定

戦略目標の設定は、「市民満足度調査」、本市における施政方針に相当する「民選三期核心課題」及び総合計画に相当する「ビジョン富川二〇一〇」との関係性を勘案しながら、係↓課↓局↓公開へとポトムアップ式に進められていく（図2参照）。こうしたプロセスを経ることによって、多くの職員が参加でき、その意見が目標設定に広く反映され、共有化が図れるという。さらに、公開された場で、設定された目標の是非についての議論を行うことで、市民に対する透明性をも担保している。

② 目標の遂行及び達成

目標達成度の評価は、各係を基本として行われる。ただし、この係を基本とした評価が適正に行われているかについては、職員とともに、外部コンサルタントという第三者を加えることで、客観性を持たせた評価委員会による外部評価が定期的に行われ、その妥当性が詳細にチェックされる。この外部の専門家をいれた評価委員会の存在は特筆すべきといえよう。

総合的な評価判定については、目標設定時に定められる「目標の挑戦性点数」と目標の遂行及び達成時に定められる「目標達成度点数」の合計で決められたうえで、全点を点数化し順番がつけられることになる。

なお、成績が優秀なチームの職員等（一般職員についてはその係評価の点数を、課長は係評価の平均点、局長は、課評価の平均点を用いる）に対しては、各評価算定方式に応じて、賞与が支給されるほか、職員（管理職、一般職）の勤務評定にも反映されることになる。

問題点

この目標管理制度は、ボトムアップ方式による職員参加を通じた目標の共有化、一般職員達の創意による新しい事業の管理と推進、第三者を加えた評価制度など様々な特色を有するものの、図2からも分かるように、手続きが複雑なために職員の業務量の増大をもたらしている側面も有しており、内部の評価はいまひとつといった状況である。

さらに、目標設定の対象となる事業が市政革新に貢献するような先駆性のある事業とされており、当然ながら担当業務によって、成果を得られやすい部署とそうでない部署があり、実際、企画部門は新しい課題を目標として設定しやすい反面、税務の徴収課や会計課など継続的な業務は、新しいテーマ設定が難しく不利な面がある。その点についても職員間の不公平感が存在しているのも事実である。

おわりに

市役所をはじめとした公共機関の業務については、マニュアル化して職員が誰でも容易にできるようにすべき分野と、職員の企画力や調整力が問われる分野が並存して

いる。全ての業務に対して目標管理制度の適用が必要であるかは疑問であるが、職員のモチベーションを維持し、発掘されることなく埋もれている職員の知的資源を掘り起こし、その活用を促すという面では、見習うべき点があるだろう。

さらに、川崎市役所においても、現在の厳しい社会背景及び財政状況等により、「行

財政改革プラン」をはじめとして大きく変革に向けて推進しているところであるが、一方で職員を巻き出し市役所組織全体の活性化を計ることも大変重要なものとなってくるだろう。川崎市の改革の推進にあたって、目標管理制度の導入によって職場の活性化と変革を進めている富川市の事例が一助となれば幸いである。

* 韓国では、二〇〇三年度から全国自治体で目標管理制度が実施されることとなったが、富川市は、既存の制度を生かしつつ、上乗せして適用することとなった。これにより各係の目標設定が一つから二つに増えることとなった。

図1 目標管理推進体系の基本サイクル

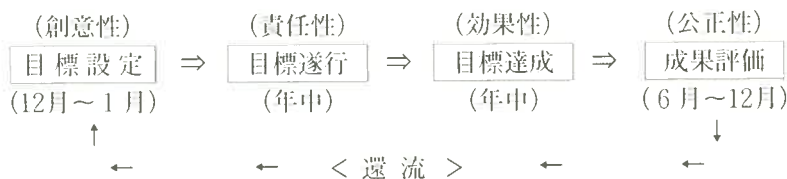


図2 戦略目標設定推進体系

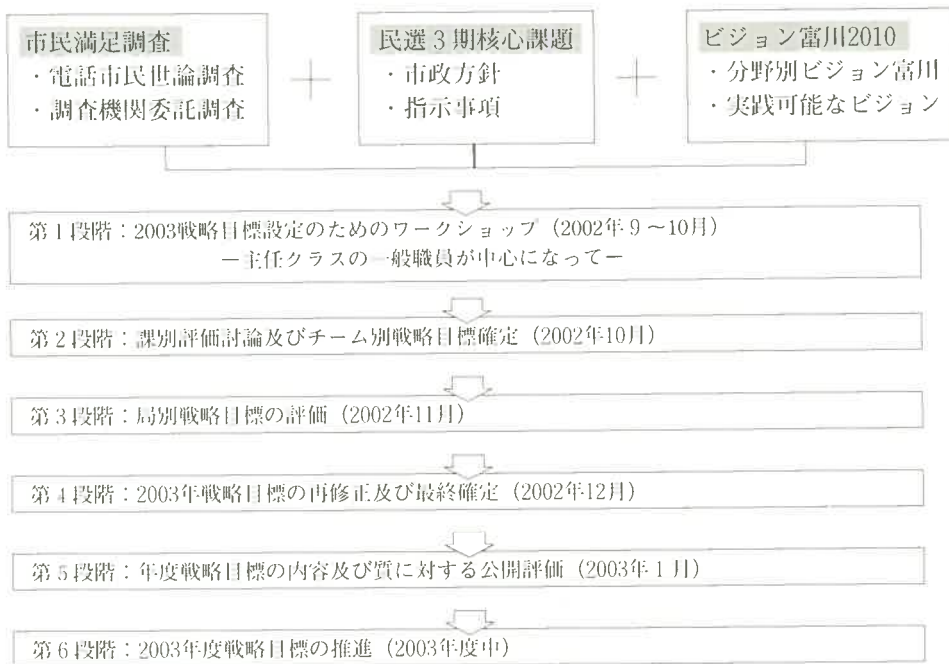


表1 具体的な目標例（2002年度、局別最優秀目標より一部抜粋）

局別	室・課・所名	目標名称
福祉環境局	環境衛生課（大気管理係）	清掃環境に対応したバイオディーゼル普及
建設交通局	建築課（建築製作係）	建築物の外観改善事業推進
遠美区役所	総務課（企画予算係）	区政研究会「遠美フォーラム」運営
		ほか10件

* なお2002年度における、市役所の全目標数は301件。

環境交流を始めよう

大韓民国富川市交流公務員

朴俊吉

川崎市は『人と環境が共生する都市』を目標に掲げ、安全で健康かつ快適な循環型社会づくりを追求している。一九五〇～六〇年代の川崎市は深刻な公害都市であった。その川崎市が循環型の都市をめざすように変わった今日の姿、今日まで築かれてきた市民と企業そして行政の間の有機的なパートナーシップの背景等、私は幅広く多くのものを見て、また学ぶことができた。

川崎市の環境行政について

一年間の研修の間、私が重点的に学び、かつ印象に残ったものは環境分野だった。川崎市では一九五〇～六〇年代、環境汚染による直接的な人的被害が出ていた。最悪の環境汚染の状態から『青い空』『白い雲』のある川崎に戻そうと、一九七二年『人間都市川崎』を宣言。その後、全市的に環境汚染防止対策に力を入れた結果、今日の川崎市となったが、それらは他の地方自治体が進める環境対策に影響を与えたといっても過言ではない。

二一世紀は環境の世紀ともいわれる。地球温暖化、フロンガスによるオゾン層破壊、熱帯林の急速な減少、樹木を枯死させる酸性雨等の地球環境問題は二一世紀に解決しなければならぬ課題である。地球環境保全という大きな枠組みで川崎、富川両市の間での幅広い環境政策交流が進められることを期待してやまない。本稿では、こうした問題意識にたつて、川崎市の環境政策と、二〇〇一年度に新しく導入、運営され、川崎市民も活用できる富川市の生ゴミ処理事業の例を紹介したいと思う。

一九九一年、川崎市は先進的な環境基本条例に基づいた環境基本計画を策定し、年次報告書により進行管理をしているところである。一九九九年の年次報告書ではダイオキシン、環境ホルモン問題など新しい環境問題の出現と、地球温暖化防止、循環型社会の構成など新しい環境に積極的な対応をしていることが報告されている。その他注目できるものとしては、たとえば次のよ

うなものをあげることができる。

ア 全国で最初に土を利用した道路周辺大気汚染低減のための土壌浄化装置を設置・運営

イ デイゼル車緊急対策としてクリーン軽油の最初の導入・普及

ウ 下水泥 (EMC) 焼却灰の一〇〇パーセントリサイクル
エ ごみ焼却場のISO14001認証獲得、下水処理の高度処理のための担体・嫌気―無酸素―好気法の研究実験を通じた実用化等

このような環境政策を実施することができたことの出発点が環境汚染で人的被害が出たことであつたといえる。『人間と環境が共生する都市』をつくらうとする市民意識の強さ、そして政策を運営した行政の有機的なパートナーシップがその原動力である。それが今日の清く快適な川崎市をつくり上げたと思われる。

富川市の環境行政について

富川市(面積五三・四四キロ平方メートル)はソウルと仁川という二つの大都市の間に挟まれた都市で、その二都市間を通過する自動車数が多いため、車の排出ガスが大気汚染の七五パーセントを占めている。したがって、車の排出ガスを減らすため走行車排出ガスの取り締まり及び無料測定、天然ガスを利用したバスの普及にも力を注いでいる。

また、森の都市を造ろうとする一環として、アスファルトを減らして富川市街路樹の九六パーセントにあたる約二四、〇〇〇本の木を植えた。あわせて、市や国の公有地を市民の憩いの場とするため小型公園を四八ヶ所も作るなど、全市を公園化させようという事業も行っている。

富川市は公園の多い都市、美しく、粉じんの少ない都市、木・花・水・光の美しい都市景観創出等、文化都市としての基盤を組み立てるため、環境政策を策定している。その他、他の自治体の模範になっている例としては次のものがある。

ア 一九九三年から推進されてきたごみ分離取

イ 土の麴を利用した生ゴミ処理

ウ 道路端の粉じん除去のための高圧散水車運営

富川市では、便利で快適な環境都市建設のために各種委員会、環境団体と有機的に協力した取り組みが進められ、文化都市として知られている。

川崎市民も活用できる 富川市の生ゴミ処理事例

〔土の麴〕を利用した生ゴミ処理

富川市地域の生ごみ排出体系は大きく分けてアパート等の共同住宅、レストラン（飲食店）等、一戸建て等の三種類がある。そのうち、アパート、飲食店等で発生する生ごみは集団分離収去が可能であるため、少ない費用で堆肥化施設や農家と連携して家畜のえさとして活用できるが、一戸建ての場合は少量排出のため回収と運搬に関する問題がある。そのため処理方法を考慮することが必要になった。

そこでまず、富川市併丁区の一戸建て二〇戸に土の麴（山での落ち葉が重なって腐った土で生きる微生物を米ぬかや大鋸屑などに混ぜて増殖させた有機物質醗酵剤のことをいう。）を無料で配布して、試験的に生ごみ処理をした結果、処理効果が優秀だと判明したため、二〇〇〇年度には無料配布を五〇〇戸に拡大した。

処理方法は次のとおりである。

ア 処理方法

○ 土に適用する方法
庭のある家の場合、約〇・六平方メートルの面積が必要である。まず、約四〇センチメートルの深さで土と「土の麴」四〇リットル程をよく混合する。すると微生物に最適な醗酵がおきる。この土を表面から二〇センチメートル程度掘り、家庭で発生する生ごみと土とをよく混ぜて埋める。土の中にいった生ごみは「土の麴」が発酵するため残さず分解される。したがって同じように繰り返しながら埋めると半永久的に使用できる。

○ 容器を使用する方法

庭のない家では容器を使用するしか方法がないと思うが、作り方は簡単である。ま

ず、横四〇センチメートル、縦六〇センチメートル、深さ三五センチメートル程度の容器を用意する。この容器の中に「土の麴」四〇リットルを入れた後、二〇センチメートル程度掘る。その後、順次この作業を繰り返していくと、その中から熱気ができて、数日の間に分解されてしまう。ただし、容器の場合は水分と温度の調節に気を付けなければならない。含水率は四〇パーセント〜五〇パーセント程度が良い。

イ 副産物活用方法

容器を使用する場合は六ヶ月ぐらい使用したら交換する。副産物は通気性の良い袋に入れて熟成させた後、堆肥として使用できる。

ウ 効果

「土の麴」を利用した生ごみ処理は集団リサイクルができない一戸建てなどでは一世帯ごとに直接自主的に処理することで生ごみ処理に要する費用、浸出水による悪臭などを予防することができるし、環境親和的な方法として自然生態系を保護し、市民環境意識を涵養することにも効果的である。

二〇〇一年度新たに導入された環境施策実例

〔高圧散水車の運営について〕

ア 導入の背景

大都市では、大気汚染物質中の微細粉じんの量の六〇パーセント以上が道路から発生している。日本の場合は韓国より降雨量

が多いため微細粉じんの被害は多くないが、富川市の場合、春と秋の乾燥期の微細粉じん発生率は八〇パーセントにもなるため、この対策の必要性が大きく取り上げられた。この対策への初動として富川市は粉じんがない富川づくりを宣言し、既存の真空路面清掃車と高圧散水車の連携による新しい道路端掃除システムを導入した。

イ 導入効果

高圧散水車は八・五トンのトラックに七トンの水を搭載することができ、車の補助動力で水をスプレーすることで周辺道路端



の土や粉じんを八〇パーセント以上低減することができるとは、案内表示板、地下トンネル、道路端の防音板まで掃除するのに性能が優れていることがわかった。また、下水処理場の放流水を使用することで水資源をリサイクルする意味でも効果的なので市民から良い反応を得ている。

おわりに

二一世紀の環境問題は一つの国だけの問題ではなく、地球全体の問題として国を越えた協力が必要である。

川崎市と富川市の実質的かつ幅広い環境交流を通じて、安全で快適な生活の質の向上を推進するため、長い歴史を誇る川崎市の環境政策と富川市の新しい環境政策を融合させ、両市が地球環境を保護するパートナーになってほしい。これにより両市の友好協力関係もさらに進められていくことになると思う。



国際交流における言葉

川崎市と韓国富川(プチョン)市交流の窓際で

総務局交流推進課

朴海淑



駐横浜大韓民国総領事の表敬訪問
(2002年)

1 「韓国語上手ですね!」

私は、韓国から日本に来たばかりの一九九七年四月から、総務局交流推進課で「国際交流推進業務非常勤嘱託員」として、韓国の地方自治体及び友好都市富川市との交流推進業務、通訳、翻訳、外国人市民相談、国際理解講座、多言語対応ラジオ番組の収録などに携わっている。富川市とは草の根レベルの交流が長いが、友好都市提携以降は市職員の行政研修が目立つ。私が研修団を迎える時は、必ず「韓国語上手ですね。」と誉められる。公務員に外国人職員がいると思わないからだろう。私としては苦労して勉強した日本語を誉めてもらった方が嬉しいのだが、この場合は「息おいてから、ありがと」と返す。

2 オリジナル外国人(?)

が公にしていることとは

川崎市は全国に先がけて公務員採用の一部に、国籍条項を撤廃した自治体だ。そのお蔭で私もよく間違えられたりしたが、外

国人職員のため特別な枠が設けられているわけでもなく、日本人と同様に競争して入所しなければいけないことからすれば、私のようなニューカマーには夢見ることもすら難しい。国籍条項撤廃と言っても、全く日本文化を知らないオリジナル外国人(?)までに門戸を開放した制度とは思われない。ある日から「バクですが、」という、市職員であろうが市民であろうが「えっ? え!え?」が三回くらいは跳ね返ってくる。また「タク(宅)様」という郵便物は間違いないが私への物だ。能率よく名前を伝えるために「カタカナデバクデス。」という多少長い名乗りでこの問題を片づけた。

国際都市と言われる割には、外国人に対する免疫はあまりないようだ。外国人が珍しいというより、公という場に全くの外国人がいることに戸惑っているようだ。それは、川崎市も富川市も多少差はあるが、同じ状況だった。外国人との接触関係だけが国際化ではないが、異文化に対する受け入れ方や違う者に対する付き合い方が、正直言って下手だ。それはその国の市民の平均的な考え方を物語っているのだろう。

3 国際交流職員と言葉との相性

統計によると国際交流が一番困るのは、言葉と異文化を挙げている。特に日韓交流では、同じ外見なので、さまざま言葉が通じそうで通じないことが余計にもどかしいようだ。一九九八年から川崎市と富川市には交流職員相互派遣制度ができて、二〇〇二年度まで両市の交流職員五人ずつの送り迎え入れ業務に携わったが、交流職員の第一の悩みは、やはり言葉の壁からはじまるようだ。派遣目的が語学研修ではないが、より円滑な国際交流を進めるためには、交流職員の資質として派遣先国の言葉ができることを求められるのが現実だ。ところが、語学力の敷居を高くすれば、個性ある国際交流を図れる職員が排除される恐れがある。両市の交流が職員派遣制度と共により発展していくためには、両市の職員たちの成熟した認識の上で、語学の底辺人口を拡大していくことが大きな課題だ。

国際交流が進む中で言葉との相性をよく

いわれるのだが、確かに、相手国の言葉ができれば最善だが、できなくても最悪ではない。交流とは、今、ここで、自分ができることから始め、徐々に力を高めて成長、成熟させて輪を広げていくことだ。言葉は交流の目的ではないが、理解するための手段として、自分の得意な分野を生かして国際交流を進めればよい。

4 国際研修を受け入れる時の心得 (日韓の交流を中心に)

(1) 正しい母語、適切な言葉を選ぶ…①簡潔に話す。長く話すと途中で前後の意味や文法的に合わなくなる。②複数の意味をもつ曖昧な言葉、言い回し、最近の新造語、古い漢字語、硬い文語体、流行語等は避ける。③専門用語や和製外来語は、多少説明を添付する。④組織名・固有名詞は略さず、正式名称で言う。⑤有識者ほど難しい専門用語、カタカナ語の濫用が目立つが、相手には伝わらない。⑥緊張して同じ意味の単語を繰り返さないようにする。

(2) 当然な自分のことが説明できる…国によって「常識」の概念が違うため、日本人同士では普段気にしないことを外国人はよく質問する。もっと困る質問は、その後に「なぜ?」がつくことだ。例えば、日本の元号が外国では通用しないまでは分かるが、なぜ元号?とか、なぜ川崎の地形はうなぎ型?という類の質問に答えられる人はいない。また、毎日行っている自分の業務を説明することは、案外難しい。今まで疑問に思ったことのない自分の「当たり前」が説明できることが国際交流の原点だ。

(3) 通訳を理解する…①資料・訪問者の名簿などを事前に通訳に渡すと効果的だが、

膨大な資料は逆効果になる。②時間が厳しいセモノーの場合には、読み原稿を渡す。③通訳にはしゃべらない休憩時間を配慮する。④原稿を本人が言わず、通訳に任せ切りで代わりに言わせるのは失礼に当たる。止むを得ない場合は、事前に了解を求めるか資料をもって代わりにする。

(4) 断ることは悪いことではない：「検討する」と言うような断り方は、相手に期待させ、相手が他のチャンスを見つける時間を奪うことになる。出来ない場合には、その理由をきちんと説明することで誤解を避ける。目の前で断るのが悪いと思って曖昧にすると、歯切れの悪い日本人というイメージをつくる上に、国際トラブルの原因になりうる。また、研修などを受け入れる時は、研修目的や質問などの情報提供を要求し、時間と労力の無駄のない、効率よい研修として成功させるようにする。

(5) 韓国人には過去の歴史問題は避けるのが良い？：歴史問題を話題にするのは、日本人を責めるためではなく、本音で意見交換ができる真の付き合いを願うからだ。日本人は、違う意見になつたら悪いと思つて避けようとするが、むしろ逃げるような印象を与える。自分の意見や考えに自信をもつて対応すると、意見が違つても心の通う交流ができる。

(6) 質問時間は五分くらいでよい？：日本の講演会やセミナーに参加して、参加者から質問がほとんどないことには驚くのだが、質問時間も五分程度に設定されているのにはもつと驚く。韓国からの研修者を六年間受け入れているが、質問時間が余つたことはない。一方的な説明よりは、質問形式で答えていく方式を勧めたい。これは研

修を受ける側にとつては、短い時間で知りたい情報を能率よく得られる方式だ。ただし、研修を行う側は予想されてない質問が出てくる難点があるが、その場で全部答えようとせず、後ほど調べて郵送することによってよい。

研修の窓⑩

川崎市での研修を振り返つて

沖縄県那覇市派遣職員・総合企画局政策部

神里崇乃

5 普遍的なコミュニケーション

六年間、国際交流推進現場にいらながらも、真の国際交流とは何だろうという鮮明な疑問が膨らむばかりだ。言葉は国によって違

うかもしれないが、人情はさほど違わない。心が通じるところに言葉も通じるといふことが、普遍的なコミュニケーションのコツかもしれない。言葉の壁を乗り越えて、来て、見て、理解して、伝えて、広がる国際交流になることを願う。

二〇〇二年四月に先進都市派遣研修職員

として那覇市から派遣され、川崎市総合企画局政策部に配属されてから一年が経とうとしている。この一年間日常業務だけでなく、各区の現場視察や政策課題研究への参加、市民自治創造フォーラムでのイベント司会など様々な経験をさせていただいた。今回は川崎市と那覇市のまちづくりの違いや職員のことについて、一年間を通して私を感じたことを述べたいと思う。

その前に、まず那覇市について紹介しておきたい。なぜなら川崎市には多くの沖縄県出身者が在住しているが、職員を含む多くの人が那覇市のことや川崎市と那覇市のつながりについてあまり知らないと思えるからである。以下、那覇市について簡単な

概要を紹介する。

那覇市について

那覇市は面積約三八平方キロメートル、人口約三〇万人の県庁所在地であり、空港や港湾を抱える沖縄県の中核的都市である。約四〇〇年続いた琉球王国時代の王都首里を中心に世界遺産である首里城をはじめ多くの史跡も点在し、壺屋焼に代表される伝統産業も残る歴史ある都市である。産業は観光を中心とした第三次産業が盛んで、二〇〇三年八月には県民待望のモノレールも開通する予定である。

現在、資源循環型の社会構築に向けてゼロエミッションを推進し環境へ配慮したまちづくりを行うとともに、ISO9001

の認証を取得するなど市民サービスの向上に努めている。来年度は大幅な組織改正を行い経営型の組織体制強化を図るとともに、中堅・若手職員を中心とした組織横断的な課題解決に取り組む『なは未来室』を新設するなど、市民ニーズに迅速にこたえるための役所づくりを進めているところである。川崎市と那覇市は一九九六年に友好都市提携を結んでいるが、濱田庄司や佐藤惣之助など川崎ゆかりの文化人が那覇と関係が深く、芸術・文化を通じたつながりがある。現在は交流推進課の主催する自治体交流スホーツ事業や那覇市からの職員派遣研修を通して交流を深めている。

第二回市民自治創造・かわさきフォーラム

「連携がひらく地域社会」
を終えて思うこと

市民自治創造・かわさきフォーラム実行委員長

松井隆一



現在、川崎市内の各区で区づくり白書や都市計画マスタープランの区別構想づくり、そして市民健康の森づくりなど行政のよびかけに多くの市民が関心をよせ、市民の活動が活発になっていることを感じます。行政にものをいうだけではまちは変わらない。自分たちのまちや生活は自分たちの力で少しでもよくしようと思いはじめています。

今回のフォーラム後、川崎市の中でどんな連携ができて、どのような実績が残せるか楽しみです。まずは自らの地域活動二〇年の中で、感じることを中心に今回のフォーラムを考えてみました。

その① 学校と地域、子どもたちとの関わり

学校は地域文化拠点として大きな力を持っています。フォーラムの語りのひろば「水と緑、歴史のまちづくり」の中で、私を受けもった水と緑のプロムナード、平瀬川流域ネットワーク形成の発表では、地元向丘小学校の六年生四人に参加協力をお願いしました。昨年、一四年の夏、七月七日の「平瀬川七夕サミット」のイベント時にセレモニーとして、「竹炭で川を浄化しよう」というプログラムを実施しました。竹炭で作った直径五〇センチメートル、長さ五メートルのジャカゴを四本つくって川へ入れました。この竹炭を焼いたこと、竹炭のジャカゴづくりのために、竹炭をネットにつめたこと、そして竹炭でどのくらい水が浄化できるか川や水道水で実験したことを発表してもらったこと、すべて向丘小学校五年生がやりました。子どもたちは大人顔負けで勉強し、子どもがたちが活動に加わって、地域の大人たちも一層元気が出ました。こんなことがあって、事例発表を子どもたちにもお願いした次第です。

私たちの川の活動は、約一〇年になりませんが、当初から作業として地元六小学校と一緒にやって動き、平瀬川の環境マップを半年かけて作ったり、毎年開催しています「平瀬川七夕サミット」にも各学校の校長先生・PTA役員に呼びかけ、いっしょに勉強や議論をしています。学校は地域に文化を広め、深める拠点になると思っていますが、事実、学校との連携は大きな力となっています。やはり一昨年夏に菅生中学校の生徒さん「遠い季節の温もり平瀬川」の三部合唱曲をつくっていただきました。

その② 商店会と連携

商店会が地域の活動と結びつく活動そのものは大きな活気を帯びます。

フォーラム初日のパネラー北海道「浦河べてるの家」の向谷地生良氏の実践の話でも、地元商店会に活動協力の相談をはじめたことから大きな力を得て、広がり、深まったとおっしゃっていました。物品を売るだけでなく、地域にとって大切な活動に商店会の力は非常に大きいことを私たちの活動でも感じます。どこでも、地域のお祭りや盆踊り、大きなイベントにはいつも商店会が大活躍していますし、テーマのある地域活動にも商店会により役割を担ってもらうと、活動の広がりが一段進むと思います。今回のフォーラムでも語りのひろば4で、川崎市商店街連合会理事の松永和俊さんが商人は街衆として何が出来るかまちづくりとの関りを述べました。

地域と商店会のコミュニケーションが、本気で深まれば、生活者によってよい商店人を育てることになると確信します。私も地域の蔵敷商店会長もやっておりますので、コミュニティビジネスが育てられないか、いろいろ思慮しているところです。

その③ 地域の宝物さがし

最近、川崎各区で地域の宝物さがしがはじまっていると神奈川新聞で知りました。私たちも地域を考える視点として大事にしなければならぬものとして、歴史の中で地形、土地利用、活用のされ方、まちのなりたち、風土、風習、歴史資源、環境資源があると思います。今回のフォーラム語りの広場で長島保先生や田中友章先生もい

つておられました。私たちの活動では、近いうちにまちの立体模型図を作りたいと考えています。

昭和二〇年代、五〇年代、現在（平成一五年）、未来と一度では無理だろうが少しづつ作業を進めたい、できるだけ小・中学生といっしょに出来たらと思っています。どういうまちにしたいか、地域活動を通して考えられることは夢があり、住むのが楽しくなると思います。

その④ ポトムアップのまちづくりの仕組み 地域諸団体の連携

今もつと住みよいまちにしりたいと活動しているグループはたくさんできたけれど、自分たちの提案を取り上げてくれたり、まとめて、整理し地域にとつての優先順位をつけたり、すぐにできなくても将来の課題として担保してくれたりする機関がありません。たてわりの関係局にいつても「とりあえず受けたまわります」だけで、進まないことが多いのが現状です。区役所の区長の権限を大きくしたり、区政推進課を中心に区づくり推進委員会が設置されたりもしてきているが、まだまだ力不足で大きな予算執行ができるまでに至っていません。宮前区をみても二〇万人からの人口もある行政区ですし、五万人一単位としても四つに分けて、町の機能を考え、市民合意をとる仕組みとして、まちづくり協議会をまちづくり機関として機能させることはできないだろうかと考えます。

今後もつと増えるであろうNPOの社会活動と連携し、ポトムアップのまちづくり仕組の議論を進めていきたいと思えます。町会、自治会を中心として、地域の諸団

体とテーマ形団体と連携については、今回語りのひろば4で都立大教授の名和田是彦先生が横浜港南区の調査から「新しい公共」、市民活動の新しい課題でもお話しされたようですが、私たちも早いうちに一度宮前区でも名和田先生を囲んで勉強会をしてみたいと思いました。今年の二月二六日の日経新聞に「住民参加、議会との連携模索」という記事もあり、これからの課題であると思います。

その⑤ まちをプロデュース

多様な考え方と多様な提案があり、それを整理して限られた人材と限られたお金で物事を進めるとき、戦略が必要となります。何からはじめて何に重点をおいていくか、核となるものは何か。プランを作つてプログラミングして、どんな組織を作つてそれを進めるスタッフは、ディレクターは、コーディネーターは、レポートイングは、予算はどれくらいで。行政はプランづくりは得意のようだが、それを推し進めるのが遅く、この理由としては、組織と人材の議論がまだ少ないためであると思えます。

その⑥ ノミニケーションで連携が深まる。

地域で活動をしながら楽しい一時は、食べたり飲んだりするときです。私たちの地元でも仲間が集う、ねぐらとか広場、たまりば、そんな館や居酒屋があります。

蔵敷クラブはその昔、生産組合が持っている地域の野菜の出荷集荷場だったが、地元自治会館としても使用される地元諸団体が集う広場、たまり場でもありました。本年二月に新自治会館が、自治会費の長年にわたる貯金の準備やたぐさんの寄付金によ

つて、土地取得も含め、三千万以上かけてつくられました。この寄付は、地域の広場の大切さを感じた商店会、青年団がそれぞれ一〇〇万円を寄贈しました。また、もう一つの拠点はまちの中央交差点にある方ソリンスタンドの二階会議室です。商店会を中心に年間借りているが、いつも気軽に集える場所となっています。いろいろのグループも利用させてもらっている。地域バザーやお祭り広場にもなります。そして、居酒屋は青年団の会員でもあり、商店会の会員でもあり、私たちの地域活動の仲間でもあるお店です。小さな座敷が各グループ地域プログラムの打合せと、その後の夢を語る議論の場となります。芸能会・野球・サッカーの話以上に花が咲き、話のレベルは金ラベルといつも仲間は自負しています。

一昨年、神奈川新聞にまちづくりについて法政大学の田村教授が、まちづくりの議論は机上の語で深まっていくものではなく、気軽に仲間が集まって、楽しく飲み語る中からアイデアや合意が出てくるため、「もつと飲み屋がほしい」ということを書いていました。まさに私たちは、片手にかま、片手に缶ビールということで、良いイベントやフォーラム、そしてプログラムとともに、ノミニケーションは大切だと感じます。今回のフォーラムの終わったあとの懇談会、懇親会は盛り上がりしました。今後の連携のかけはしに大きく作用すると思えます。

まとめ

高度成長時代、経済の発展でお金が自由になり、物は何でも買える。他人に迷惑をかけなければ、お金を使って豊かな生活をしようと思ってきました。いくらお金が

あつて、ものはたくさん買えても豊かな生活ができたかについては疑問が残ります。近年、ようやく子どものこと、親のこ家族の絆、地域コミュニティ、助け合つて支えあつて、良い関係を保たないで楽しい生活ができないことに気づきはじめました。地域という視点に立つて、自らが主体性を持ちながら、動き、周りとの良い関係を保つことで、楽しい地域での生活が送れるという実感を持ちはじめています。人生は、人類の歴史五〇〇万年に比べれば、ほんの一瞬、単なる一コマにすぎないのかもしれないですが、この世に生を授かり、五感を使い切つて生きるとき、人々は良い表情になり、生を実感し、満足を得られるのだと思います。美しい景観のまちに、美しい表情の人々が住まい、集う…。そんなまちはつくれないでしょうか…。



密集市街地の市街地開発事業

川崎市計画事業登戸土地区画整理事業の現場から

まちづくり局登戸区画整理事務所

柴次郎

登戸地区の現況と登戸土地区画整理事業の目的

現在、川崎市が施行者となり、登戸地区（概ね、JR南武線、小田急線、府中街道、世田谷町田線に囲まれた付近の面積約三七ヘクタール、人口約五、四〇〇人）で土地区画整理事業を行っています。登戸地区は、鉄道や道路の交通結節点にあたり、多摩区の行政、経済、交通の中心地であるとともに、本市の生活中心拠点（副都心）と位置づけられています。

地区内には商業と住居が混在した密集市街地が形成されており、特に登戸・向ヶ丘遊園両駅周辺には商業施設が集中しています。しかし、道路、駅前広場、下水道等の都市基盤の整備が遅れており、道路の幅員が狭く、四メートル未満の未舗装道路に接道している建物も多く、緊急車両が入ることが出来ない道も少なくありません。また、商業活動の活性化にも影響を与えており、未だにバキュームカーが走り、側溝から異臭がする時もあります。

本事業は、地区内の都市基盤である都市計画道路、生活道路、駅前広場、公園及び下水道等の公共施設を計画的に整備し、良好で健全な環境を備えた市街地に再編することを目的としています。また、土地利用計画は、両駅周辺を商業地区、多摩区総合庁舎等の公益施設を中心とした業務地区、その他周辺部の住居地区とに分け、それぞれの地区にふさわしい土地利用を図ると同時に、副都心機能の確立及び地域の商業・業務機能の強化を目指しています。

登戸土地区画整理事業の実施状況

登戸地区のまちづくりは、昭和四五年から各種調査を行っていましたが、事業決定にあたっては、地元組織である「登戸地区都市整備懇談会」などと協議を重ね、昭和六三年に都市計画決定及び事業計画決定を行い、全権利者による「土地区画整理審議会委員選挙」を実施しました。その後、権利者が移転する土地となる「仮換地」（※区画整理事業が完了した後でないと正式に権利が移行されないために「仮」が付

いている）についての個別説明会を実施し、平成三年には仮換地を指定する行為である「仮換地指定」をはじめ多摩区総合庁舎周辺で行い、以降、順次各地区で仮換地指定を実施し、建築物等の移転及び公共施設整備並びに宅地整備を行い、仮換地で実際に生活を再建できる使用収益開発を進めていくところです。

平成一五年一月末現在での事業の進行状況は、仮換地指定（合計二四回実施）：約三七パーセント、使用収益開始：約二一パーセント、建築物等移転棟数：約二一パーセント（約一、三五〇棟中、約三〇〇棟）、道路整備済延長：約二四パーセント（約一・八キロメートル中、約二・八キロメートル）となっています。

密集市街地における土地区画整理事業の難しさ

区画整理事業が進み、一部完成した現場を御覧になった方々からは「事業も進んできていますね」という感想をいただきました。しかし多くの方々からは「駅前広場も出ていないし、まだ進んでいませんね」という残念な意見が少なくないことも現実です。そのような中で、事業に未着手の多くの権利者の方々から、「自宅が老朽化しているので早く事業に取り組んで欲しい」と事務所に連日相談があります。私達市職員は、少しでも早く御要望に答え、早期に事業を進めていきたいと考えていますが、それには解決しなければならぬ多くの課題や問題点があり、計画どおりにいかないのが密集市街地での区画整理事業の特性でもあります。

区画整理事業は用地買収事業と異なり、

幹線道路だけでなく生活道路、駅前広場、公園、その他ライフラインや宅地整備など、面的に同時に整備出来るばかりでなく、全体的に権利者が同じ地区内に残って生活再建が出来るといふ長所がある事業です。しかし反面、「減歩」といって、原則として権利者全員の土地の面積が従前の面積に比べ、従前地の評価に応じて平等に減少する（登戸地区の減歩率は平均約一八パーセント）という短所があります。また、ほとんどの土地や千数百ある建物を移転する必要があり、しかも、これらの権利関係は非常に複雑です。

さらに、移転計画も大変複雑です。たとえばAさんに移転してもらうためには、Aさんの移転先のBさんが移転しなければならず、またBさんに移転してもらうためにはCさんが移転しなければならないなど、このように玉突き的に移転していただく必要があります。しかも、雨水及び汚水排水の流末を確保しながら進めていかなければならぬなどの課題を解決する必要があります。そのため、下水、水道、ガス、電気、電話や交通管理者など多くの関係機関と設計内容や工事工程等の協議調整を行い、承諾を得る必要があります。（※当事業は建物解体後に権利者に仮住居で生活していただき、その間に公共工事を実施し、その後新しい建物の建築を開始していただいています。そこで、建築開始可能時期を決めた後に建物を解体してもらっています。したがって、一度決めた公共工事の工程は絶対に遅れることが出来ないため、毎年苦慮しています。）よって、まるでパズルを解くように移転計画を考えていきます。

そして、時には何十人の方に同時に移転をしていただかなければ移転計画が成り立たないケースもあり、このうち一人でも事業に御協力していただけない方がいた場合には、他の方全員がどんなに早く事業に取り組みたいと希望しても事業を進められないという場合もあります。したがって、この様な場合には、また新たな移転計画を一から練り直すか、大幅な計画変更をせざるをえないという厳しい現実が待っています。このときの私達の気持ちは、御協力していただけると答えて下さった方々や関係機関に申し訳ないという思いと、これだけ苦労して時間と労力を掛けたのに、またやり直さなければならぬのかというやるせない思いで一杯になります。

様々な意見や事情

しかし、事業に御協力していただけない権利者の方々の意見にも本当に様々なものがあります。具体例としては、①事業そのものに反対の方、②移転先の土地の位置や形状、また減歩率が大きいといった換地に不満の方、③土地境界や相続など、民々間で係争中の方、④商売をされていて、将来の生活が不安という方、⑤高齢者の一人暮らしで仮移転先が見つからない方、⑥補償金に不満な方、など本当に様々です。権利者の方々にとっては、自分の住んでいるまちが良くなる代わりに、先祖代々の土地の面積が減る、長年住み慣れた愛着のある家を壊して建て直すという、一生に一回あるかないかという重大なことなのです。したがって、権利者の方々の声は事業に賛成の方も反対の方も真剣そのものです。他人の財産を動かす仕事をするこの難しさと責

任の重さを再認識するとともに、私達市職員も真剣に取り組んでいます。これらの解決にはとにかく一人一人、本当に相手の立場に立って、誠意をもち、粘り強く説明し御理解していただくしか手段はありません。実は私自身も生まれ育った愛着のある家が、公共事業に伴う用地買収で移転した経験をもち、その気持ちは本当に良くわかります。早期の事業進行に向けて

私達の事務所では何とか早期に事業を進めていきたいとの思いから、若手職員による自主的なプロジェクトを組み、新しい発想に立って事業進行を行っている箇所もあります。このプロジェクトは通常業務と平行して、様々なデータの分析を行うと同時に、実際に現場を歩きながらプロジェクトの全員が一丸となって事業を行っています。これからは登戸駅前をはじめ、これまで以上に密集した市街地で事業を進めていくことになりそうです。私達は権利者の方々の御意見や御要望に耳を傾けながら、また日々勉強しながら、出来るだけ早期に事業を進めていきたいと考えています。そしてこれには、

権利者や関係機関の皆様方の御協力が必要不可欠です。私達は、事業に御協力していただいた権利者の方々に、再築した家の前で「ありがとうございますございました」と言っていたいたときが、「私達の地道な努力や苦勞が報われた」と本当に喜べる瞬間です。これからも一人でも多くの方々に喜んでいただけるよう、市や関係機関の職員と権利者が「登戸のまちづくりは私達が盛上げていく」という、共通の認識をもっていくことが大切であると考えています。

川崎市計画事業登戸土地区画整理事業設計図
事業進捗図(平成15年1月末現在)



暖かいコミュニティを 抱えつつける街・川崎

朝日新聞社川崎支局記者

内山洋紀



モトスミ・ブレーメン通りでの「神奈川子ども未来ファンド」寄付キャンペーン

川崎に赴任し、川崎区貝塚に引っ越したのが昨年九月。それまで住んでいた横浜や、実家のある東京の多摩地区とは住み心地があまりに違うことに気づきました。

まわりに有名大型チェーン店はほとんどなく、これまでの「生活に必要な日用品は、大型店でまとめて買う」という生活スタイルからの転換を迫られたのです。

とまどいながら近くの商店街に入ると、あまりの活気に驚きました。人通りも店の数も

にぎわいも、横浜や実家周辺とは段違い。金物店は、営業時間が過ぎてシャッターを閉めかけていたところで、しまいこんだ商品を出して、説明してくれました。ふらつと入った床屋では、まるで常連客に対するような気さくな態度で、私の曖昧な指示に的確に答えてくれました。

その後、定期的に郵便受けに入ってくる町内会の新聞からは、手書きの文字で、町内の高齢者の誕生日を祝ったり、悪徳商法への注意を呼びかけたりと、いつも温もりがあふれています。夕方どきの公園では、子どもたちが十人ぐらいで遊んでいるのが見られます。最近、全国的に子どもが「集団遊び」をしないと指摘される中だけに、これは驚きです。

その後の取材で、川崎の中部、南部はどのも同じような活気に満ちていることに気づきました。

都心や新興住宅地では消えつつある街なかの活気が、川崎には残っている。すごいことではないですか。でも、市の取材や議会では、このことが肯定的に話題にのぼることはほとんどありません。市全体を見通しても、この良さを活かした政策は少ないように思われます。

何かと言えば「国際的な知名度」とか「横浜や東京に負けないように」といった視点ばかり。外に発信する前に、まず市民が自分の街に愛着を持てるような政策はないでしょうか。

都市ながら暖かいコミュニティを持つ街。そこに、川崎の可能性が秘められている気がします。その可能性を広げる動きが、いくつか立ち上がっています。

○歳児を持つ親の居場所となる「子育てサロン」を連合町内会単位でつくり、運営をその地区の社協がおこなう試みが、中原区で進められています。町内会といった既存の地域コミュニティに、新住民である若い親が自然な形で入っていきます。町内会の組織力が、近隣他市に比べて強い川崎ならではの言えるかも知れません。

東急東横線・元住吉駅の西側のモトスミ・ブレーメン通り商店街では、買い物袋持参を呼びかけ、店が浮いたビニール袋代を、地域のNPO法人に寄付しています。駅の東側のモトスミ・オズ通り商店街では、空き店舗に大学生のボランティアサークルを呼び、若い発想力を使った活性化を目指しています。どちらも、店主や大学生らだけでなく、周囲の住民にも「ステキな街」の印象を与えるでしょう。そして、それが街への愛着につながると思います。

◆ つい先日、市内で収録されたNHKのど自慢で、「好きです かわさき 愛の街」を歌いたいと、市民文化室に楽譜を取りに来た人がいました。この曲は、携帯電話の着信メモロディーとして、大手着メロメーカーから配信され、そこそこ人気があるようでした。私も早速、自分の携帯にダウンロードしました。

たぶん市外の人には理解されないでしょう。でも、それでいいと思います。住んでみて良さのわかる街こそが、本当にいい街だと思えます。

新ものづくり
ベンチャーズの時代

株式会社

メカトロ・ジャパン

財団法人川崎市産業振興財団
産学連携推進課 桜井亨

今回は、元気企業としては、世界に例の無い省力化・自動化機器を開発する「株式会社メカトロ・ジャパン」を紹介します。

「蹴飛ばし」を自動化

㈱メカトロ・ジャパンとは、名前のとおり、メカニカル技術とエレクトロニクス技術を融合させた省力化、自動化機器を設計・開発する開発型企業である。「世の中に無い機械をつくる」をモットーに、一九八四年に㈱ヤノ技研から研究開発型企業として分離し、矢野定雄氏が創業した会社である。

㈱メカトロ・ジャパンと㈱ヤノ技研との関係は、㈱メカトロ・ジャパンで設計・開発し、㈱ヤノ技研が製造を担っているという役割分担した関係であり、㈱ヤノ技研の創業を抜きに語れない。

矢野氏は、技術系の学校を卒業し、京浜急行電鉄の通信関連技術者として勤務していた電鉄マンであった。実父の死をきっかけに、叔父の経営する工場の手伝いをする事となった。東京・蒲田にある叔父のプレス工場で目にしたのは、「蹴飛ばし」という足で踏みプレス機械、据付、取り出しの手

作業をしている光景であった。

当時京浜急行電鉄では浦賀駅の無人化システムを始めており、鉄道の信号系は全て自動化されていた。わかりやすく説明すると踏み切りは電車が近づくと自動で遮断機が降り、警報がなる仕組みになっている。

そこで、プレスの仕事を覚えるかたわら、工程の自動化について、ひとつ一つ取り組んでみた。作業手順、工程を丹念に調べ、全ての作業を人手を介さず自動的にこなす装置を製作していった。タイムレコーダと連動して朝八時半になると機械が自動的に運転を開始し、お昼になると停止、そして、休憩が終わるとまた自動的運転を再開するFA（ファクトリーオートメーション）システムが完成した。その甲斐あって、叔父の会社は利益を上げたという。

こうして叔父の会社に九年ほど勤めたが、いつまでも叔父の厄介になっていられないと、独立を決意し、東京目黒区で創業した。それは、一九七五年のことである。

仕事の当てがあつて会社を興したわけでもなく、子供の誕生を機に一念発起し、独立したという。そこに、知人から紹介された経営者から「私の頭の中にあることを形にして欲しい」という開発依頼が舞い込んだ。失業保険を貰いながらの設計、組立てであったが、叔父の工場での自動化が非常に役に立ち、モータガバナの自動溶接装置の第一号機が六ヶ月後に完成した。納入先の川崎市（幸区小倉）に四階建ての新工場を建設し、その工場にこの装置をどんどん納入して欲しいとのこと、社員を二人雇い、会社もその工場の近くに移転し、増産をしていった。この装置は一台二百万円で購入できたのだが、後でわかったことであ

るが最初の一台は大手メーカーから同じ機能の装置を二千万円で購入していたうまく稼動していなかったのだ。こうしてその会社はモータガバナでは一時市場を独占したのであった。

続いて、同じように他社の取締役から「私の考えていることを形にして欲しい」という話が来た。そこで、福島工場の自動化・省力化コンサルティングをする事となった。スイッチの製造ラインであった。

こうして自動化・省力化をコンサルティングし、必要に応じて装置やラインを開発するという現在のビジネススタイルが出来上がった。

開発専門メーカー「メカトロ・ジャパン」の設立

一九八四年、接着剤メーカーから、瞬間接着剤充填装置の開発依頼があった。そこで、装置を開発したところ、その装置を使って生産もして欲しいとの要望を受け、生産を開始することとなった。このころ、従業員一〇名に達し、開発・設計部隊と製造部隊を分離することが効率的であると考え、㈱ヤノ技研から開発・設計部門を独立させ、㈱メカトロ・ジャパンを設立した。

一九九三年には、若い優れた人材を集めるため、元住吉営業所を開設した。営業所という名前ではあるが、同社には営業マンはゼロである。全員が開発・設計技術者で、営業に出ることはない。

これまで開発した機械・システムは業界・業種を問わず電気、電子、自動車など幅広い分野で活躍している。開発した自動機の一例を挙げると、リレー自動組立ライン、スイッチ自動ライン、電子銃部品の自

動溶接組立機、電気接点部品自動溶接機、また、プレス、カシメ、フォーミング、切断等の複合自動化装置、液晶バックライト製造の自動化装置、自動車関連部品の自動組立装置、各種の自動検査装置等々、優に四〇〇種類に上る。いずれも、開発した装置やラインは、取引先の次の商品開発に絡むだけに、全てが機密扱いにし、プロジェクトを進行させ、取引先も一業種一社に絞って取引していたほど慎重に対応してきた。

また、たとえゼロからの開発でも、短期間で開発することができる。その理由は設立当初からパソコン一人一台体制をとって、図面などのCADデータを共有して、社員それぞれがお互いに開発した機器の図面やノウハウを利用しあえる環境があるからである。誰でもそのデータを活かして、次の製品開発に取り入れるため、安定性、品質に優れる装置を短期間に開発・製造できるという。元は危機管理からの発想で、万が一工場が火事になっても図面が焼失しないように、設計図、図面の類を電子化して、フロッピーで銀行の貸金庫に保管していたことが始まりであったが、情報を共有することによって、最適のシステムを短時間に設計・開発することが可能となっている。

また、大胆な取り組みとしては、既成概念にとらわれず自由な発想を活かすべく、若手社員を開発のプロジェクトリーダーに抜擢することもざらにある。新卒の社員がいきなり高年俸を取るといふ実力主義・成果主義を徹底している。これを可能としているのは、CADデータだけでなく、会社の財務状況をはじめ、受注状況、プロジェクトの進行状況を日々、社員全員が、ネットワークを通じて閲覧できることである。

出た利益は社員に還元しているため、決算賞与や全額会社負担の一週間海外旅行ということもある。社員が納得ずくの仕組みである。

自動化・省力化機械づくりの駆け込み寺

現在、引き合い企業は1000社を数え、恐らく、他社でできなかったものが持ち込まれているのだろう。「こんな材料で、こんな加工ができる装置ができないか」と誰しも挑戦したことのないテーマや要望が国内外から多数寄せられているという。頼まれる案件は、非常にリスクが高いものが多く、正直、できるのかと躊躇することも多いという。しかし、「浪花節の世界というか、どうしてもと言われれば引き受けてしまうんですよ」（矢野社長）。まさに、自動化・省力化開発の駆け込み寺である。それを可能としているのは、二〇代から三〇代の若い技術者たちで、電子、電気、メカに通ずるプロ集団である。彼らが中心になって、「世の中に無い機械」を創造しているのだ。難題が持ち込まれ、ものによっては、開発期間が半年、一年かかってしまうケースもあり、事業としては赤字ということもあるが、矢野社長は意に介していない。社員教育の一環と考え、人材の育成こそが明日の競争力の源泉であり、ここでの経験は、次の開発に必ず生きる確信しているためである。

また、開発主体型会社の宿命で、売上げが入ってくるのは、開発した装置を納入した後であり、極端なケースでは、半年間売上げがほとんどなく、残りの半年間で一年分の売上げを稼ぐという具合に波があることが悩みではある。

そこで、こうした波を解消するために、

現在、液晶の分野に絞って自社製品の開発を検討している。多数寄せられるニーズを集約し、汎用で用いられる装置の開発である。売れる手ごたえは掴んでいるようだ。

日本でのものづくりを死守

最近、心配しているのは、日本のものづくりのあり方である。部品加工や組立ての町工場が姿を消している。それに引き換え、同社の自動化装置を海外へ、とりわけ中国に持って行きたい要望があるという。「極端な話、ボタン一つ押せば、もの」ができる自動化省力化装置であり、コストは変わらないはずである。大手企業は何でも中国で生産ということしか考えていない。日本の利益を全く考えないということで、結局、自分の首を絞めることになる」（矢野社長）と、大手企業の役員を論ずることもあるという。

う。現在は、「メンテナンスは国内しか対応しない」と海外生産に「抵抗」しているが、国内の設備投資が冷え込み、中国でしか商売にならない時代になりつつあるという。

「設備投資が活発な中国では次々と最新鋭の工作機械が導入され、日本でのノウハウが移植され、安いだけでなく精密な金型などにも製造が及んでいる。早晚日本の技術を追い抜くことは目に見えており、韓国には我々を上回る技術でつくられた装置もある。さらに深刻な事態になる前に、ものづくりを優遇し、海外の投資を呼び込む特区の実現など、早く手立てをしないと、日本の製造業はどうなってしまうのだろう」と危惧している。

日本の製造業を取り巻く環境は日増しに厳しく、「より高度、より精密、より速く」

を実現しなければ日本の製造業の生き残りはない。究極の自動化・省力化を推進する、日本の製造業の未来を担う㈱メカトロジャパンへの期待がますます高まっている。

会社名 株式会社メカトロジャパン

代表者 代表取締役 矢野定雄

本社・工場 〒212-0105 神奈川県

電話 044-422-7471

FAX 044-422-7571

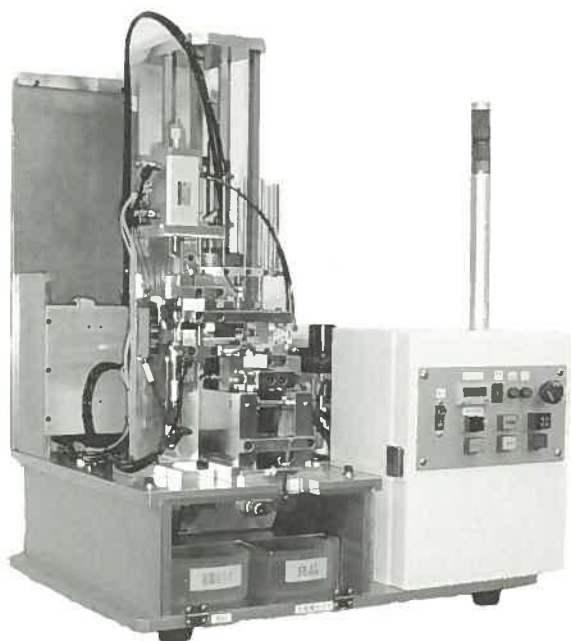
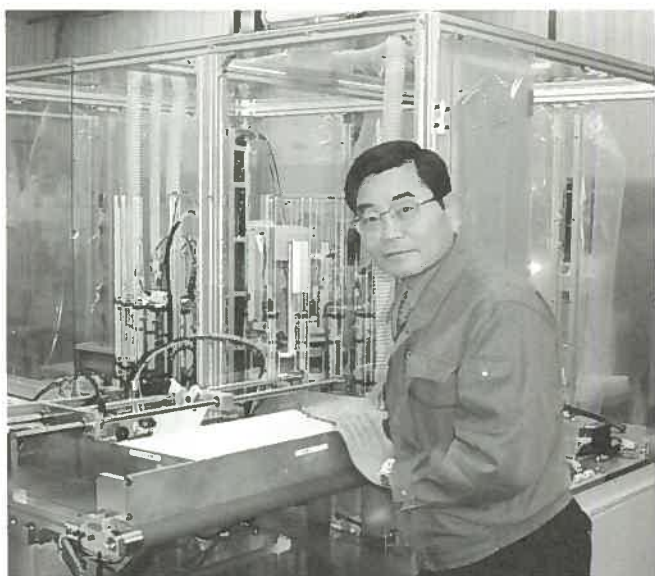
設立 一九八四年九月

資本金 四、二〇〇万円

従業員 二〇名

業種 自動化・省力化設備のコンサルティングおよび開発・製造

URL <http://www.mechatrojapan.com/>



川崎市政日誌

(2002年7月～12月)

七月三日

二〇〇二年度版の大都市比較統計年報によれば、大都市の中で、川崎市は人口増加率、生産年齢人口の構成比が最高であることが明らかになった。また、学術研究機関授業者の割合は一三・五五%、サービス業全従業者中の情報サービス従事者の割合も一位になっており、研究開発機能の集積と情報産業都市としての性格も強まっている。

七月四日

自民党川崎市連と同党川崎市議団は、市長に都市再生や行財政改革に関する提言書を提出した。この中では、市職員数三〇パーセント削減などが提言されている。

七月一日

市水道局職員だった長男の自殺原因は職場でのいじめであるとして上司三人を相手取り損害賠償を求めて敗訴した事件で、市は東京高裁に控訴を決定した。

七月二日

首都圏広域防災拠点整備協議会は、川崎市の東扇島に広域防災拠点を整備することを明らかに。対象面積は一六ヘクタールで救援物資のコントロールとともに、海上・河川・陸上輸送の中継基地の機能を担う。

七月二三日

市産業振興財団がベンチャー企業を調査した「起業家の実態と報告書」をまとめた。これによれば、開業率が全国平均を

上回り、IT主力ながら、福祉や環境分野での事業意欲も高い一方で、販路や取引先の拡大を課題に挙げていることが分かった。

八月二〇日

行政の政策・施策や個別事業を客観的に評価し不必要なものを見直すための条例づくりを目指す（仮称）川崎市政策評価条例策定検討委員会の初会合が開催。評価の実施方法、市民参加のプロセス、第三者機関の設置、評価結果の反映などを議論。

八月二四日

第九回ロボット競技大会が川崎市産業振興会館で開催。バトルロボットには大学生チームを中心として、二〇五チームが参加した。優勝者は、「ROCKY5」チーム。

九月一日

市消防局は最新のIT技術を駆使した消防指令システムの運用を開始。通報があった場合、先の住所や地図が瞬時に司令室の大型画面に表示されると同時に合成音声がコンピューターで編集され、指令を出すことができ、到着時間を短縮できる。

九月三日

「防災の日」で、市総合防災訓練が多摩区河川敷などで開催。自主防災組織や消防団など五〇機関から約二、〇〇〇人が参加。

九月三日

市議会定例会の初日に、今後の市政運営の基盤となる行財政改革プランを発表。市役所内部改革や大規模事業の見直し、市民サービスの再構築を進める。

九月五日

市人事委員会は、本年度の市職員給与を平均一・七三パーセント引き下げる勧告

を市長に提出。マイナス勧告は政令指定都市移行後初めて。

九月一七日

味の素は、宮前区有馬の廃棄物処分場の社有地と鈴木町の事業所の二箇所の土壌調査を行い、基準値の最大二・六倍にあたる水銀など有害物質を検出したことを発表した。

一〇月一日

東京電力が川崎区扇島に建設した「川崎リサイクルセンター」の運転が開始。変圧器内の絶縁油に含まれている有害なPCBを化学処理する。

一〇月四日

内閣府に設置の都市再生本部は、県と川崎市、横浜市が申し出ていた京浜臨海部の都市再生予定地域の設定を了承した。広域防災拠点整備やゲノム科学国際拠点整備とあわせて、都市再生の全国モデルとしていくこととなっている。

一〇月五日

川崎の秋の風物詩「かわさき阿波踊り」がJR川崎駅東口一帯を会場に開かれる。男踊りや八〇〇人踊り手が参加し、勇ましい男踊りや女踊りが繰り広げられる。

一〇月二日

市内の優れた名産物、農産物、工芸品を掘り起こし紹介する「BUY川崎フェスティバル」が川崎駅東西自由通路で開催。市内の菓子、酒、茶など食品関係二七店が出展。

一〇月二九日

神奈川県・横浜・川崎三市長懇談会が開かれ、ディーゼル車の運行を規制する県の生活環境保全条例の改正を受け、自動車交通公害対策の推進についての共同宣言をおこなったほか、羽田空港再拡張事業の地方費負担導入に反対する国への要

望書を取りまとめた。

一〇月三〇日

自立支援センターの建設など、ホームレス問題を行政と市民各層が話し合う「市野宿生活者自立支援対策市民協議会」の初会合が開かれる。ホームレス自立支援の基本構想案をまとめ、年度内に市長に報告。

一〇月三一日

川崎市縦貫高速鉄道の研究市民部会が市長に事業費の大幅な削減や収支計画見直しを提言した。

一一月一日

川崎市市民オンブズマンの定数を三人から二人に減少させた。これは、「人権オンブズパーソン」の発足に伴い、趣旨が似ていることから実効性のある制度としたもの。

一一月二日

区役所の福祉事務所における昼休みの窓口業務を開始。すべての区役所業務について昼休み業務が行われることになる。研究会の学識者部会が「効率的で採算が確保される事業となりえるので、速やかかつ確実に進めることが重要」とする提言書を市長に手渡した。

一一月二日

二五回目を迎えた「かわさき市民祭り」が川崎区内の富士見公園一帯を会場に、三日間の日程ではじまった。

一一月七日

川崎発の新規事業・産業の育成を目的にしたビジネスオーデイション「企業家選

抜ビジネス・アイデア シーズ市場(いちば)が一月で創設一周年を迎え、応募数は海外を含め四〇〇件を超えた。

一月一日

市環境保全審議会は、市内で保全すべき斜面緑地の優先順位を決めた上で、税優遇などをとてに法令・条例面での対応強化を図るよう阿部市長に答申した。地域の市街化区域を視野に入れた開発手続における保全配慮協議の創設も盛り込まれた。

一月二日

ものづくりなどの技能に優れた市民が対象となる「かわさきマイスター」の今年度の認定者五人が決まり、一二日に認定式が開かれた。精密板金、洋裁、美容師、和服洗い張りなどの部門で三〇年以上のキャリアを有する方が選ばれた。

一月四日

首都圏七都府市首脳会議が開かれ、会議では国から地方への税源移譲を求めるアピール文を採択したほか、ディーゼル車の排ガス規制がはじまることを受け、「ディーゼル車対策推進本部」を設置し、規制の周知を図ることなどを決めた。

一月五日

京浜臨海部を進める「エコタウン構想」の情報発信などを目的に建設された川崎エコタウン会館の内覧会が行われ、阿部市長らが出席した。

一月五日

市立学校の教職員二人が生徒に対し、わいせつ行為を行ったとして昨年五月と一月に相次いで懲戒免職処分となっていたことが明らかになった。市教育委員会

一月五日

は、「被害者のプライバシー保護」を理由に事実を公表せず、警察にも届け出ていなかった。

一月八日

市交通局は、昨年度の包括外部監査で「市の一般会計から過大に支出されている」と指摘された市バス不採算路線に対する補助金について、今年度文の約七億三千万円を五カ年計画で市に返還することを決めた。

一月二日

市民活動推進委員会は、「市民活動センターの開設に向けて」と題する提言書を阿部孝夫市長に提出した。民間の中間支援組織が多く活動する状況を作り出すために、既存の第三セクターを活用するとともに、公共施設を使い、市、区、地域ごとに三タイプの拠点を整備することを提言している。

一月二日

中世のイタリヤの町なみをイメージした商業施設「ラ・チッタデラ」の一期分が完成しオープン。二スクリーンのシネコンを中心として、三六店舗が集まる。

一月二五日

東京交響楽団の横川理事長と阿部市長は二〇〇四年七月オープン予定のJRかわさき駅西口文化ホールを同楽団の演奏拠点とするフランチャイズ契約を交わした。年間六回前後の主催講演、一回程度の共催講演のほか、市教育委員会と連携した市民との交換演奏会など地域に根ざした活動を行う。

一月二六日

市は静岡県南伊豆町と岩手県東和町に計画していた市民保養所建設の中止、鷺沼プールの廃止方針を決定した。

一月三日

JR川崎駅構内で、歌手の故・坂本九さんの世界的ヒット曲「上を向いて歩こう」のメロディーが流れることが決まった。市は、鎌倉市のごみの一部の焼却を引き受ける方針を明らかにした。一二月から四ヶ月で最大五〇〇トン、来年度以降についても協議をしていく。

一月五日

市葬祭場職員一人を葬祭業者から心づけを受け取っていたとして減給一ヶ月、トップ二名を監督不行き届きとして、文書訓戒処分としたことを明らかにした。

一月一〇日

市は、昨年四月一日から今月九日までにわいせつな行為をした九職員に対して免職などの懲戒処分を行っていたことを明らかにした。

一月一一日

市は、野良猫を虐待して死なせたとして動物愛護法違反の罪に問われた市建設局主査を懲戒免職処分とした。

一月一七日

市は市民が選んだ一〇大ニュースを発表。一位は多摩川に迷い込んだアザラシの「タマちゃん」。川崎協同病院の筋弛緩剤投与事件がこれに次いだ。

一月一八日

市がベンチャー企業に事業スペースを提供する「かわさき新産業創造センター」の当初入居企業一八社が決定。初期投資を抑えたいベンチャー企業を支援する。

一月二四日

市川崎区大師河原にある大相撲春日山部屋の春日王が韓国出身の力士としてはじめて幕内入りを果たした。

一月二五日

市内の市民団体「かわさき市民オンブズマン」は、赤字の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」の会社整理などを市に求める住民監査請求を実施。

一月二六日

市職員の昇給停止年齢を現在の五九歳から段階的に固並みの五五歳に段階的に引き上げることが決定した。引き下げが完了する二〇〇八年度までの六年間で総額約五億五千万円の人件費を削減できると試算。

一月二六日

市内の名産品を市内外に知ってもらおうと、かわさき名産品展「THEかわさき」がJR川崎駅の東西自由通路ではじまった。三月一〇日まで開催される。



バックナンバー紹介

*特集記事のみ掲載

政策情報かわさき10号目次

【特集1】21世紀の川崎の都市像

- 「21世紀の川崎の都市像」提言論文・市民提案 記念シンポジウム「新時代へのメッセージ」市民提案から新たな都市像を考える（コーディネーター）関東学院大学経済学部教授 嶋海正泰「パネラー」早稲田大学政治経済学部教授 坪井善明／提言論文優秀受賞者 真柄昭宏／提言論文優秀受賞者 真柄真美子／提言論文優秀受賞者 原尻淳一／市民提案最優秀受賞者 日比野純子／川崎市総合企画局長 瀧田浩
- 提言論文優秀賞

- 「21世紀コミュニティ論」市民一二〇方の仕上げせ花ひらく「庭園」都市をめざして（真柄昭宏・真柄真美子）
- 川崎市における戦略的NPO強化政策／参加型協働公共圏をめざして（原尻淳一）
- 市民提案・一般部門最優秀賞
- 近未来・川崎の「学校を単位とした地域コミュニティ」（假想）（日比野純子）
- 市民提案・一般部門優秀賞
- 思い出に残る帰りたいまち川崎へ（佐藤棋子）
- 市民提案・中学生部門最優秀賞
- お年寄りとすこせる学校（大師中学校三年生 八木佑美）
- 市民提案・中学生部門優秀賞
- 大好きな川崎（御幸中学校二年生 記虎暖世）
- 市民提案・小学生部門最優秀賞
- 多摩川はピンク（下半間小学校四年生 高橋沙織）
- 市民提案・小学生部門最優秀賞
- くらしやすいまち（上丸子小学校五年生 羽生田ゆきの）
- 提言論文・川崎市職員部門優秀賞
- 自治体の環境行政における環境税導入に関する

一考察／川崎市における廃棄物行政をケースとして（浅水相宏・岩上淳・目黒庸子・鴻巣玲子）

●提言論文・川崎市職員部門優秀賞

●市民参加型の自治体システムの創造／実験的な区民憲章の制定をもとに（久保真人）

●提言論文・川崎市職員部門奨励賞

●デジタル時代の「情報公開」における一考察／電子情報公開条例を制定し、市民との新たな関係の確立を目指す（鈴木照夫）

【特集2】新時代の課題と可能性

●市民活動支援は自治体をどう変えるか／市民活動支援指針の策定を通じて（情報公開クリアアリングハウス理事 奥津茂樹）

●新世紀へ健康づくりのあらたなスタート（健康福祉局健康増進課主幹 前田寿々子）

●「環境の世紀」における自治体政策の課題（環境局環境企画課主幹 田中充）

●国の示す電子政府の方向性と、地方自治体の情報化について（川崎市情報化研究会・経済局産業政策部商業観光課主査 川村真一）

●新たな産業の創造をめざして／産学連携／この一年の取り組みから（財団法人川崎市産業振興財団産学連携推進課長 小泉幸洋）

●臨海部再編のシナリオ（総合企画局臨海部整備推進室主査 中村健）

政策情報かわさき11号目次

【特集1】都市における産業振興とサイエンスティ川崎へ向けて

●「サイエンスティ川崎戦略会議公開シンポジウム・基調講演」科学技術創造立国に向けて／地域の戦略的取り組みの重要性（日本学術会議会長・産業技術総合研究所理事長 吉川弘之）

●「サイエンスティ川崎戦略会議公開シンポジウム・パネルディスカッション」21世紀の科学技術と地域経済活力の創出（コーディネーター）アジアサイエンスパーク協会会長・川崎市産業振興財団理事長 久保孝雄／那須大学教授 原田誠司「パネリスト」東京大学教授 島海光弘／慶應義塾大学教授 中島真人／内閣府大臣官房審議官

有本建男／経済産業省地域経済産業政策課長 乾敏一／日本鋼管株式会社常務 若松幹人／株式会社ショウエイ代表取締役 辻水

●川崎臨海部再生リエゾン研究会（総合企画局臨海部整備推進室副主幹 船橋兵悟）

●環境・産業の複合政策ゼロ・エミッション／エコタウン事業（経済局産業振興部産業振興課主幹 宮内武雄）

●動き出したマイコンシティ（経済局誘致推進課副主幹 清水均）

●京浜臨海部環境シティをめざす日本鋼管の取り組み（NKK環境ソリューションセンター企画営業部長 小倉康嗣）

●知識経済時代の「頭脳」新産業政策研究所を開設（川崎市総合計画課題専門調査員 藤江素子）

【特集2】総合的人権施策の推進に向けて

●総合的人権施策の推進と川崎人権指針の役割／人権と共生のまちづくりが意味するもの（明治学院大学国際平和研究所特別所員 上村英明）

●自立・平等・快適 「男女平等かわさき条例」がめざすもの（市民局人権・男女共同参画室 町田智子）

●川崎市人権オンブズマンの設置に向けて（市民オンブズマン事務局主幹 竹本康一郎）

●子どもの権利委員会／市における子どもの状況や子どもに関する施策を検証する仕組み（市民局人権男女共同参画室子どもの権利担当主幹 土屋和彦）

政策情報かわさき12号

【特集1】第2ラウンドに入った分権改革／川崎市の試み

●シンポジウム 第15回「地方新時代」市町村を拓ける制度・手法／自治基本条例を中心として（コーディネーター）中央大学法学部教授 辻山幸宣／龍谷大学法学部助教授 土山希美枝「パネラー」大阪市市民活動課 井東明彦／ニセコ町長 逢坂誠二／東京都立大学法学部教授 人見剛／三鷹市民 牧野洋子「事例報告」元川崎市総合計画

課題専門調査員 打越綾子／地域総合研究所主任 研究員 齊藤睦／うるおいのあるまちづくり地域問題促進委員会事務局長 松井隆二

●何が問われ、何が語られたのか／第一五回「地方新時代」市長村シンポジウム／第一分科会から（総合企画局都市政策部副主幹 伊藤和良）

●分権型自治体の創造を目指して／川崎市地方分権推進指針の策定と当面する課題（総合企画局都市政策部主査 土方慎也）

●川崎市築地等の経営許可等に関する条例の制定／新たなルールづくりへ向けて（健康福祉局健康部生活衛生課主幹 鈴木一美）

●ポラシティア・市民活動の総合的ネットワーク化について（ポラシティアセンター 村石彰）

●分権市政における自治立法のあり方／要綱を市民に公表する問題を中心に（東京都立大学名誉教授・川崎市市民オンブズマン 兼子仁）

●国・地方の対等な政府関係は樹立されたか／関与に関する三つの事例から考える（横須賀市総合部行政課 出石聡）

【特集2】都市計画マスタープラン

●都市計画マスタープランの意義と課題／川崎市における市民参加の試みから（まちづくり局建築指導課 宮崎伸哉）

●まちづくり活動と都市計画マスタープラン（川崎区政推進課まちづくり推進担当 北沢仁美）

●都市計画マスタープラン／富前区構想区民提案の策定を終えて／策定プロセスにおける市民参加とその後（都市計画マスタープラン富前区構想検討委員会副委員長 大塚真）

●「友好都市の都市計画マスタープラン」中標津町都市計画マスタープラン「環境首都 なかしへつ」をめざして（中標津町建設水道部建設課都市計画係長 矢島竜二）

各冊共税込630円 送料1冊220円
（最寄りの書店から、言叢社へ注文できます）

◆インターネット上やホテル宴会プランで「同窓会」というのをよく目にします。多くの人と出会

っているようでいて、関わりのある人となると限られることに気づくからでしょうか。同時代を生きてきたという共有の認識をベースに、思いがけない人生の広がりや展開の可能性に多大な期待が向けられている気がします。「夢を追いかけて」のひとつの場面。一〇年前に同窓会を立ち上げて以来それつきり。いま、熱い夢の渦中にいます。
(総務局職員研修所主査 高橋慶子)

◆「ハリーポッターと秘密の部屋」

ポッター人気はとどまるどころを知らず、二作目の映画も興行記録を世界的に塗り替える快進撃を続けている。新作のテーマは秘密の部屋。封印された秘密の部屋の謎をめぐってポッターが八面六臂の大活躍をするストーリーで、大人が見てもワクワクドキドキする秀作に仕上がっている。不透明な社会の先行き、さらには極めて厳しい財政状況の中で、今、行政に求められているのは、まさに市政運営にあたり「秘密の部屋」をつくらないこと。市政情報を積極的に公開し、説明責任をきちんと果たしながら、ガラス張りの中で市政の舵取りの方向を定め、主役である市民の方々と手を携えてまちづくりを進めていくことである。本誌がますます充実し、情報発信や市民の方々の合意形成を図るためのツールの一つとして、大いに活用されることを期待したい。
(総合企画局企画部企画調整課副主幹 稲垣正)

◆「A M R I A 国際医療情報センター」Ad Against AIDS Home Page・・・これはYAHOO!で「福祉」を検索したらヒットした件名。そして「地域福祉」で検索したら・・・「東京都」「厚生労働省・地域福祉計画」が出てきました。「ことば」についても大切ですが、「地域福祉」

は行政用語なのでしょうか？ それとも業界用語かな？

ちなみに、何がでてるのかなと思って「共創的市民福祉社会」を検索したら「川崎市」が出てきましたよ・・・みんなががんばりましょう。
(財政局管財部契約課 澤田尚志)

◆ついに戦争が始まってしまいました。願末の如何によらず、戦場は悲惨なように思います。兵士は何を信じて戦うのでしょうか。今号は現場の話題満載ですが、保健所でも、四月から福祉事務所と統合します。あわせて電子市役所も開始されます。ですから、職員は、はじめてみる仕事を、はじめて経験する体制で、しかも電子化というはじめての手法でこなしていくことが求められます。多少、現場は混乱していますが、全て市民サービス向上のための制度のはず。それを信じて戦っていかないと。
(川崎区役所保健所健康課 小栗浩)

◆《事務局あとがき》

◆いま福祉の分野に限らず、「都市内分権」、「近隣政府」など、「地域」がキーワードの一つとして語られています。

その「地域」の姿は、人々が幸福に生活できる場として、人々が希望を託せるものではないようです。空虚な「市民自治」の掛け声に止まらず、人々の視線を本当に「地域」に向けてもらうには、居を構え、仕事をし、育て、休息し、余生を送る場として、「地域」を再生していかなくてはなりません。それはまた、流動性と相互依存性を前提にした自由な開放系として、どこまで「地域」をイメージすることができるか、にかかっていると思うのです。
すると、やはり、光は「自律」と「協働」の交わるころから射してくるのでしょうか。
(総合企画局政策部主幹 秦野純一)

◆今回宮前区内にある福祉関係の市民活動団体の取材に同行した。それぞれの活動が地域の中で定着し持続的に展開していくための苦労は並大抵の

ことではない。活動場所や活動資金の確保など問題は山積しているが、確固たる信念と、目の前にあるニーズや変化をすばやく受け入れて活動に反映させる柔軟性が何とそれを支えている。住民自治の根幹を担う市民活動の厳しい現実に対して、行政の対応もますます問われよう。国では、第七次地方制度調査会において、住民自治を確保する観点から基礎的自治体の内部にさらに地域自治組織を置く制度について検討が進んでいる。うまくいけばこの地域自治組織が、二・三方という膨大な人口を擁する本市の重要課題である小さな区域を単位にした住民自治を強化するための切り札になるかもしれない。
(総合企画局政策部副主幹 土方慎也)

◆梅の咲きははじめの頃から、いくつかの市民活動の現場を歩きはじめた。取り組む領域は異なるにせよ、お話を伺った方々からは異口同音に同じフレーズが繰り返して出されてくるのが印象的だった。気づいた人々は、誰もが同じような問題意識に達することを改めて感じた。未来への責任を果たすために、生命世界の共生のガバナンスの方へ、市民は既に分水嶺を越え始めている。そして白木蓮の眩しい時を過ぎ、春の雨に桜が散りはじめた。新しい季節はなぜかいつも切ないものだ。
(総合企画局政策部主査 中村茂)

◆今回の取材を通じて、「実際の活動から語られる言葉は非常に重い」ことを痛感した。地域に軸足を置き、課題を把握し、それにきちんと向きあう。問題が生じれば方向を修正する。そして活動を継続していく。一つ一つの積み重ねの中で、さらに活動が広がっていく。こうした活動に対して、行政はどう向き合うか、常にそのあり方が問われている。本誌がそうした課題提起につながればと思う。

(総合企画局政策部 鈴木洋昌)

◆今回、担当地区の川崎区と中原区、それ以外の区の事例も含め、合計八つの地域福祉の取り組み事例を取材しました。それぞれの団体が抱える内

容は多様でしたが、活動の原点とも言える問題意識は共通でした。どの方も、「当たり前のこととして」「地域のなかで」「生きていくために活動している、とのこと。それは「してあげる」活動ではなく、問題の当事者としての活動であるということの意味しています。「市民との協働」による地域福祉とは、現場を見聞きして満足するだけではなく、行政の課題として、あるいは自分自身の身近な問題として地域の課題をとらえなおすことから始まるのだと思います。今回の取材で、多くのことを学びました。取材に御協力下さった皆様、お忙しい中どうもありがとうございました。
(総合企画局政策部 鴻巣玲子)

◆この一四号では特集の取材先にくっくか同行し、那覇市からの研修職員として寄稿もしました。地域福祉を支える現場へ訪問し市民が足元の課題に向き合っている姿を実際に見ることができたことはすごく勉強になったし、研修生としての寄稿も一年間の総括としていい思い出になりました。

この号が出版されるころには私は那覇市に帰任しており、遠い那覇で川崎市での一年を思い出しながらこの号を読んでいくでしょう。そのころには世界に平和が訪れていることを期待したいものです。
(総合企画局政策部 神里崇乃)

— 投稿をお待ちしています —

本誌は職員の皆さんが自由に意見を發表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の發表の場として、投稿をお待ちしています。(執筆は個人・グループのいずれでも構いません) 応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとまとめて政策部担当までお送りください。



9784905913894

ISBN4-905913-89-6

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 **14** 号
2003 March no.14

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第14号

2003年 3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-3708 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640